



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

- ◇川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(第32号)…………… 3588
- ◇川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例(第33号)…………… 3615

規 則

- ◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第48号)…………… 3615
- ◇川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則(第49号)…………… 3616
- ◇川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(第50号)…………… 3616
- ◇川崎市保育園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第51号)…………… 3620
- ◇川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則(第52号)…………… 3620

告 示

- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除(第358号)…………… 3621
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除(第359号)…………… 3623
- ◇自転車等の撤去と保管(第360号)…………… 3625
- ◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第361号)…………… 3625
- ◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等(第362号)…………… 3626
- ◇川崎都市計画用途地域の変更及び図書の縦覧(第363号)…………… 3627
- ◇川崎都市計画高度地区の変更及び図書の縦覧(第364号)…………… 3627
- ◇川崎都市計画防火地域及び準防火地

- 域の変更及び図書の縦覧(第365号)…………… 3627
- ◇川崎都市計画地区計画の変更及び図書の縦覧(第366号)…………… 3627
- ◇川崎都市計画生産緑地地区の変更及び図書の縦覧(第367号)…………… 3628
- ◇川崎都市計画公園の変更及び図書の縦覧(第368号)…………… 3628
- ◇国民健康保険被保険者証の無効(第369号)…………… 3628
- ◇道路区域の変更(第370号)…………… 3628
- ◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第371号)…………… 3629
- ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第372号)…………… 3629
- ◇道路区域の変更(第373号)…………… 3629
- ◇道路の供用開始(第374号)…………… 3629
- ◇道路の占用を制限する区域の指定(第375号)…………… 3629
- ◇道路占用許可基準の一部改正(第376号)…………… 3632
- ◇自転車等の撤去と保管(第377号)…………… 3632
- ◇指定障害児通所支援事業者の指定(第378号)…………… 3632
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第379号)…………… 3632
- ◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第380号)…………… 3633
- ◇道路区域の変更(第381号)…………… 3633
- ◇道路の供用開始(第382号)…………… 3633
- ◇道路区域の変更(第383号)…………… 3634
- ◇道路区域の変更(第384号)…………… 3634
- ◇道路区域の変更(第385号)…………… 3634
- ◇道路の供用開始(第386号)…………… 3634
- ◇道路区域の変更(第387号)…………… 3634
- ◇道路の供用開始(第388号)…………… 3635
- ◇議決された予算の公表(第389号)…………… 3635
- ◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイルの届出(第390号)…………… 3639
- ◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第391号)…………… 3639

◇生活保護法等による指定医療機関の
指定 (第392号)…………… 3639

◇生活保護法等による指定施術機関の
指定 (第393号)…………… 3639

◇生活保護法等による指定施術機関の
変更 (第394号)…………… 3639

◇生活保護法等による指定医療機関の
辞退による廃止 (第395号)…………… 3639

◇生活保護法等による指定医療機関の
廃止 (第396号)…………… 3639

◇地縁による団体の認可 (第397号)…………… 3640

◇川崎市人事行政の運営等の状況の公
表 (第398号)…………… 3640

公 告

◇一般競争入札の執行 (第387号)…………… 3640

◇一般競争入札の執行 (第388号)…………… 3643

◇道路位置の廃止 (第389号)…………… 3650

◇一般競争入札の執行 (第390号)…………… 3650

◇公告の訂正 (第391号)…………… 3651

◇大規模小売店舗立地法に基づく意見
書の概要 (第392号)…………… 3651

◇大規模小売店舗立地法に基づく変更
の届出 (第393号)…………… 3651

◇土地区画整理法による換地処分通知
の内容の掲示場所 (第394号)…………… 3652

◇開発行為に関する工事の完了 (第395
号)…………… 3652

◇一般競争入札の執行 (第396号)…………… 3653

◇一般競争入札の執行 (第397号)…………… 3654

◇一般競争入札の執行 (第398号)…………… 3656

◇一般競争入札の執行 (第399号)…………… 3657

◇一般競争入札の執行 (第400号)…………… 3658

◇一般競争入札の執行 (第401号)…………… 3660

◇一般競争入札の執行 (第402号)…………… 3661

◇一般競争入札の執行 (第403号)…………… 3663

◇一般競争入札の執行 (第404号)…………… 3665

◇一般競争入札の執行 (第405号)…………… 3671

◇条例環境影響評価方法書の公告 (第
406号)…………… 3674

◇開発行為に関する工事の完了 (第407
号)…………… 3674

◇一般競争入札の執行 (第408号)…………… 3674

◇開発行為に関する工事の完了 (第409
号)…………… 3676

◇特定非営利活動法人の定款の変更認
証申請 (第410号)…………… 3676

◇特定非営利活動法人の設立の認証申
請 (第411号)…………… 3676

公告 (調達)

◇一般競争入札の執行 (第219号)…………… 3677

◇一般競争入札の執行 (第220号)…………… 3678

◇一般競争入札の執行 (第221号)…………… 3680

◇一般競争入札の公告 (第222号)…………… 3681

◇一般競争入札の執行 (第223号)…………… 3684

◇一般競争入札の執行 (第224号)…………… 3685

◇一般競争入札の執行 (第225号)…………… 3687

◇公募型プロポーザルの実施 (第226
号)…………… 3688

◇一般競争入札の公告 (第227号)…………… 3692

◇一般競争入札の執行 (第228号)…………… 3694

◇一般競争入札の執行 (第229号)…………… 3696

税公告

◇納税通知書の公示送達 (第112号)…………… 3698

◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第113
号)…………… 3698

◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第
114号)…………… 3698

◇督促状の公示送達 (第115号)…………… 3698

◇督促状の公示送達 (第116号)…………… 3698

◇納期限変更告知書の公示送達 (第117
号)…………… 3699

◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第118
号)…………… 3699

◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第119
号)…………… 3699

◇不動産等の最高価申込者の決定等公
告 (第120号)…………… 3699

上下水道局規程

◇川崎市上下水道局企業職員の初任
給、昇格、昇給等に関する規程の一
部を改正する規程 (第10号)…………… 3699

◇川崎市上下水道局企業職員の期末手
当及び勤勉手当の支給に関する規程
の一部を改正する規程 (第11号)…………… 3701

◇川崎市上下水道局企業職員の給料等
の額及び支給方法等に関する規程の
一部を改正する規程 (第12号)…………… 3701

上下水道局告示

◇川崎市上下水道局指定給水装置工事
事業者の指定事項の変更 (第29号)…………… 3708

◇川崎市上下水道局指定給水装置工事
事業者の指定 (第30号)…………… 3708

◇川崎市上下水道局指定給水装置工事
事業者の指定事項の変更 (第31号)…………… 3708

◇川崎市上下水道局指定給水装置工事
事業者の廃止 (第32号)…………… 3709

上下水道局公告		(川崎区第3号) …………… 3775
◇一般競争入札の執行(第61号) ……………	3709	◇自動車臨時運行許可番号標の無効 (宮前区第2号) …………… 3775
◇一般競争入札の執行(第62号) ……………	3710	◇自動車臨時運行許可番号標の無効 (麻生区第2号) …………… 3775
◇一般競争入札の執行(第63号) ……………	3712	区公告
◇一般競争入札の執行(第64号) ……………	3714	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第72号) …………… 3775
上下水道局公告(調達)		◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第73号) …………… 3775
◇一般競争入札の公告(第12号) ……………	3715	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(川崎区第74号) …………… 3776
交通局規程		◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第75号) …………… 3776
◇川崎市交通局企業職員の給料等の額 及び支給方法等に関する規程の一部 を改正する規程(第9号) ……………	3718	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第76号) …………… 3776
◇川崎市交通局企業職員の期末手当及 び勤勉手当の支給に関する規程の一 部を改正する規程(第10号) ……………	3731	◇国民健康保険料に係る配当計算書 (謄本)の公示送達(川崎区第77号) …………… 3776
交通局公告		◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(幸区第27号) …………… 3777
◇一般競争入札の執行(第32号) ……………	3731	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (幸区第28号) …………… 3777
◇一般競争入札の執行(第33号) ……………	3734	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(幸区第29号) …………… 3777
◇一般競争入札の執行(第34号) ……………	3735	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(中原区第29号) …………… 3777
◇一般競争入札の執行(第35号) ……………	3736	◇国民健康保険料の滞納処分に係る書 類の公示送達(中原区第30号) …………… 3778
病院局規程		◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (中原区第31号) …………… 3778
◇川崎市病院局企業職員給与支給規程 の一部を改正する規程(第4号) ……………	3737	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(高津区第35号) …………… 3778
◇川崎市病院局企業職員の初任給、昇 格、昇給等に関する規程の一部を改 正する規程(第5号) ……………	3749	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (高津区第36号) …………… 3778
◇川崎市病院局企業職員期末手当及び 勤勉手当支給規程の一部を改正する 規程(第6号) ……………	3750	◇国民健康保険料に係る差押調査(謄 本)の公示送達(高津区第37号) …………… 3779
病院局公告		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(高津区第38号) …………… 3779
◇一般競争入札の執行(第30号) ……………	3750	◇住民票の職権消除(高津区第39号) …………… 3779
◇一般競争入札の執行(第31号) ……………	3752	◇印鑑登録の抹消(高津区第40号) …………… 3779
消防局公告		◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(宮前区第33号) …………… 3779
◇消防法第17条の4第1項の規定によ る措置命令(第12号) ……………	3755	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (宮前区第34号) …………… 3780
教育委員会告示		◇住民票の職権消除(宮前区第35号) …………… 3780
◇教育委員会定例会の招集(第16号) ……………	3755	◇印鑑登録の抹消(宮前区第36号) …………… 3780
教育委員会訓令		◇住民票の職権消除(宮前区第37号) …………… 3780
◇教育特殊業務手当の支給に関する規 程の一部を改正する訓令(第1号) ……………	3755	◇印鑑登録の抹消(宮前区第38号) …………… 3781
監査公表		
◇監査の結果について(第7号) ……………	3755	
◇監査の結果について(第8号) ……………	3759	
人事委員会規則		
◇川崎市職員の初任給、昇格、昇給等 に関する規則の一部を改正する規則 (第6号) ……………	3772	
区告示		
◇自動車臨時運行許可番号標の無効		

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(多摩区第48号)…………… 3781

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(多摩区第49号)…………… 3781

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄
本)の公示送達(多摩区第50号)…………… 3781

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(麻生区第51号)…………… 3781

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄
本)の公示送達(麻生区第52号)…………… 3782

◇国民健康保険料に係る配当計算書
(謄本)の公示送達(麻生区第53号)…………… 3782

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(麻生区第54号)…………… 3782

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(麻生区第55号)…………… 3782

区選挙管理委員会告示

◇選挙人名簿の登録を行う日(幸区第
18号)…………… 3782

◇選挙人名簿の登録を行う日(高津区
第20号)…………… 3782

◇選挙人名簿の登録を行う日(麻生区
第17号)…………… 3783

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長
職務代理者の異動(麻生区第18号)…………… 3783

◇選挙人名簿の登録を行う日(麻生区
第19号)…………… 3783

正 誤

◇第1,780号…………… 3783

条 例

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第32号

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,500	152,900	228,100	257,900	303,900	341,700	373,100	409,900
	2	140,400	154,700	230,000	259,900	306,200	344,200	375,600	413,000
	3	141,300	156,500	231,900	261,900	308,500	346,700	378,200	416,100
	4	142,200	158,400	233,800	263,900	310,800	349,200	380,900	419,300
	5	143,100	160,100	235,500	265,900	313,000	351,400	383,600	422,300
	6	144,200	162,000	237,400	268,000	315,200	353,900	386,300	425,400
	7	145,300	163,900	239,300	270,000	317,500	356,400	389,000	428,500
	8	146,400	165,800	241,100	272,100	319,800	358,900	391,700	431,700
	9	147,400	167,600	243,000	273,900	322,100	361,400	394,200	434,700
	10	148,700	169,500	245,000	275,800	324,300	364,000	397,000	437,800
	11	150,100	171,400	247,000	277,600	326,600	366,500	399,800	440,900
	12	151,400	173,300	248,900	279,700	328,900	369,200	402,500	444,100
	13	152,900	175,100	250,900	281,900	331,200	371,800	405,300	447,200
	14	154,700	177,000	253,000	284,000	333,500	374,400	407,900	450,400
	15	156,500	178,900	254,900	286,000	335,800	377,000	410,600	453,600
	16	158,400	180,800	256,900	288,100	338,100	379,600	413,300	456,800
	17	160,100	182,500	258,900	290,200	340,300	382,300	415,900	459,800
	18	162,000	184,400	260,800	292,300	342,600	384,800	418,600	462,900
	19	163,900	186,300	262,600	294,400	344,900	387,300	421,300	466,100
	20	165,800	188,200	264,700	296,500	347,100	389,800	424,000	469,300
	21	167,600	189,900	266,900	298,500	349,500	392,300	426,500	472,300
	22	169,500	191,800	269,000	300,500	351,800	394,600	429,100	475,400
	23	171,400	193,700	271,000	302,600	354,100	397,000	431,700	478,500
	24	173,300	195,600	273,100	304,700	356,500	399,400	434,300	481,600
	25	175,100	197,300	275,200	306,600	358,700	401,900	436,700	484,700
	26	177,000	199,200	277,300	308,500	361,000	404,200	439,200	487,600
	27	178,900	201,100	279,400	310,500	363,300	406,500	441,700	490,500
	28	180,800	203,000	281,500	312,500	365,600	408,800	444,200	493,500
	29	182,500	204,700	283,500	314,600	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	184,400	206,600	285,400	316,600	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	186,300	208,500	287,400	318,600	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	188,200	210,400	289,400	320,600	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	189,900	212,100	291,300	322,600	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	191,800	214,000	293,200	324,600	378,500	420,500	456,700	504,600
	35	193,700	215,900	295,200	326,600	380,500	421,800	458,300	505,800
	36	195,600	217,800	297,200	328,500	382,500	423,000	459,900	507,000
	37	197,300	219,500	299,000	330,600	384,300	424,100	461,400	508,000
	38	199,200	221,400	300,900	332,600	386,100	424,900	462,200	509,100
	39	201,100	223,300	302,800	334,500	387,800	425,700	463,000	510,200
	40	203,000	225,200	304,700	336,500	389,500	426,500	463,800	511,300
	41	204,700	226,900	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400	512,500
	42	206,600	228,800	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100	513,300
	43	208,500	230,600	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800	514,100
	44	210,400	232,500	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500	514,900
	45	212,100	234,300	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
	46	214,000	236,100	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
	47	215,900	238,000	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
	48	217,800	239,800	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100

再任
用職
員以
外の
職員

49	219,500	241,700	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
50	220,700	243,600	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
51	221,900	245,400	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
52	223,000	247,300	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
53	223,900	249,000	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
54	225,000	250,800	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
55	226,100	252,400	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
56	227,100	254,200	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
57	228,000	256,300	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
58	229,000	258,200	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
59	230,000	260,000	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
60	230,800	261,900	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
61	231,700	263,600	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
62	232,600	265,400	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
63	233,300	267,200	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
64	234,200	269,000	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
65	234,800	270,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
66	235,500	272,500	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
67	236,100	274,300	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
68	236,900	276,100	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
69	237,500	277,900	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
70	238,100	279,600	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
71	238,500	281,400	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
72	239,100	283,200	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
73	239,700	285,000	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
74	240,200	286,800	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
75	240,700	288,600	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
76	241,200	290,400	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
77	241,400	292,100	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
78		293,800	353,700	380,100	417,900	448,700		
79		295,500	354,300	380,600	418,500	449,200		
80		297,000	354,900	381,200	419,100	449,700		
81		298,600	355,600	381,700	419,500	450,300		
82		300,200	356,100	382,200	420,000	450,800		
83		301,700	356,700	382,700	420,500	451,300		
84		303,400	357,300	383,200	421,000	451,800		
85		305,000	357,700	383,800	421,500	452,400		
86		306,300	358,200	384,300	422,000			
87		307,500	358,700	384,800	422,500			
88		308,800	359,200	385,300	423,000			
89		310,000	359,700	385,800	423,500			
90		311,100	360,200	386,300	424,000			
91		312,200	360,700	386,800	424,500			
92		313,300	361,200	387,300	425,000			
93		314,200	361,500	387,700	425,500			
94		315,000	361,900	388,200	426,000			
95		315,900	362,400	388,700	426,500			
96		316,800	362,900	389,200	427,000			
97		317,500	363,200	389,600	427,500			
98		318,100	363,600	390,000	428,000			
99		318,700	364,000	390,400	428,500			
100		319,400	364,400	390,800	429,000			
101		319,900	364,900	391,300	429,500			
102		320,500	365,300	391,700	430,000			
103		321,100	365,700	392,100	430,500			
104		321,800	366,100	392,500	431,000			

105		322,300	366,600	393,000	431,400				
106		322,900	367,000	393,400					
107		323,500	367,400	393,800					
108		324,100	367,800	394,200					
109		324,600	368,200	394,700					
110		325,200	368,600	395,100					
111		325,800	369,000	395,500					
112		326,400	369,400	395,900					
113		326,900	369,800	396,400					
114		327,400	370,200	396,800					
115		328,000	370,600	397,200					
116		328,600	371,000	397,600					
117		329,000	371,400	398,100					
118			371,800	398,400					
119			372,200	398,700					
120			372,600	399,000					
121			373,000	399,400					
122			373,300	399,700					
123			373,600	400,000					
124			373,900	400,300					
125			374,000	400,700					
126			374,100	401,000					
127			374,200	401,300					
128			374,300	401,600					
129			374,500	402,000					
130			374,600	402,300					
131			374,700	402,600					
132			374,800	402,900					
133			374,900	403,300					
134			375,000	403,600					
135			375,100	403,900					
136			375,200	404,200					
137			375,300	404,600					
138			375,400						
139			375,500						
140			375,600						
141			375,700						
142			375,800						
143			375,900						
144			376,000						
145			376,100						
146			376,200						
147			376,300						
148			376,400						
149			376,500						
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第18条に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	132,100	145,600	216,100	244,000
	2	133,100	147,200	218,000	246,000
	3	134,100	148,800	219,900	248,000
	4	135,100	150,400	221,700	249,900
	5	136,000	151,800	223,400	251,900
	6	137,200	153,600	225,300	253,900
	7	138,400	155,400	227,200	256,000
	8	139,500	157,200	229,000	258,100
	9	140,500	158,900	230,700	260,000
	10	141,800	160,700	232,600	261,900
	11	143,100	162,500	234,500	263,900
	12	144,400	164,300	236,300	265,900
	13	145,600	166,000	238,100	267,800
	14	147,200	167,800	240,100	269,700
	15	148,800	169,600	242,100	271,600
	16	150,400	171,400	244,100	273,600
	17	151,800	173,100	246,200	275,500
	18	153,600	174,900	248,100	277,400
	19	155,400	176,700	250,100	279,300
	20	157,200	178,500	252,100	281,300
	21	158,900	180,200	254,000	283,200
	22	160,700	182,000	255,900	285,100
	23	162,500	183,800	257,800	287,000
	24	164,300	185,600	259,800	288,900
	25	166,000	187,300	261,700	290,900
	26	167,800	189,100	263,600	292,800
	27	169,600	190,900	265,500	294,700
	28	171,400	192,700	267,500	296,600
	29	173,100	194,400	269,300	298,600
	30	174,900	196,200	271,200	300,500
	31	176,700	198,000	273,100	302,400
	32	178,500	199,800	274,900	304,300
	33	180,200	201,500	276,700	306,300
	34	182,000	203,300	278,600	308,200
	35	183,800	205,100	280,500	310,100
	36	185,600	206,900	282,300	312,000
	37	187,300	208,700	284,000	314,000
	38	189,100	210,600	285,900	315,900
	39	190,900	212,400	287,700	317,800
	40	192,700	214,200	289,600	319,700
	41	194,400	215,800	291,300	321,700
	42	196,200	217,600	293,200	323,500
	43	198,000	219,400	295,100	325,400
	44	199,800	221,200	296,900	327,300
	45	201,500	222,900	298,600	329,300
	46	203,300	224,700	300,400	331,200
	47	205,100	226,500	302,200	333,100
	48	206,900	228,300	304,000	335,000

	49	208,600	230,000	305,800	336,700
	50	209,800	231,800	307,300	338,100
	51	211,000	233,600	308,900	339,500
	52	212,200	235,400	310,500	340,900
	53	213,200	237,100	312,000	342,300
	54	214,300	238,800	313,400	343,500
	55	215,400	240,500	314,800	344,700
	56	216,500	242,300	316,200	345,900
	57	217,400	243,900	317,400	347,000
	58	218,200	245,600	318,800	347,800
	59	219,000	247,300	320,200	348,600
	60	219,800	249,000	321,600	349,400
	61	220,600	250,700	322,800	350,200
	62	221,400	252,400	323,900	351,000
	63	222,200	254,100	325,000	351,800
	64	223,000	255,800	326,100	352,600
	65	223,800	257,500	327,100	353,400
	66	224,400	259,100	327,900	354,000
	67	225,000	260,800	328,700	354,600
	68	225,600	262,500	329,500	355,200
	69	226,100	264,300	330,200	355,900
	70	226,600	265,900	331,000	356,500
	71	227,200	267,500	331,800	357,100
	72	227,800	269,200	332,600	357,700
再任 用職 員以 外の 職員	73	228,200	270,900	333,200	358,200
	74	228,600	272,500	333,800	358,800
	75	229,000	274,200	334,400	359,400
	76	229,400	275,900	335,000	360,000
	77	229,600	277,400	335,500	360,500
	78		279,000	336,100	361,000
	79		280,600	336,700	361,500
	80		282,200	337,300	362,000
	81		283,700	337,700	362,600
	82		285,200	338,200	363,100
	83		286,800	338,700	363,600
	84		288,400	339,200	364,100
	85		289,900	339,700	364,600
	86		291,000	340,200	365,100
87		292,200	340,700	365,600	
88		293,400	341,200	366,100	
89		294,500	341,600	366,500	
90		295,500	342,000	367,000	
91		296,500	342,400	367,500	
92		297,500	342,800	368,000	
93		298,500	343,300	368,300	
94		299,300	343,700	368,800	
95		300,100	344,100	369,300	
96		300,900	344,500	369,800	
97		301,500	344,900	370,100	
98		302,100	345,300	370,500	
99		302,700	345,700	370,900	
100		303,300	346,100	371,300	
101		303,800	346,500	371,700	
102		304,400	346,900	372,100	
103		305,000	347,300	372,500	
104		305,600	347,700	372,900	

105		306,100	348,100	373,300
106		306,700	348,500	373,700
107		307,300	348,900	374,100
108		307,900	349,300	374,500
109		308,400	349,600	374,900
110		308,900	350,000	375,300
111		309,400	350,400	375,700
112		309,900	350,800	376,100
113		310,400	351,100	376,500
114		310,900	351,500	376,900
115		311,400	351,900	377,300
116		311,900	352,300	377,700
117		312,400	352,600	378,100
118			353,000	378,400
119			353,400	378,700
120			353,800	379,000
121			354,100	379,400
122			354,400	379,700
123			354,700	380,000
124			355,000	380,300
125			355,100	380,700
126			355,200	381,000
127			355,300	381,300
128			355,400	381,600
129			355,500	381,900
130			355,600	382,200
131			355,700	382,500
132			355,800	382,800
133			355,900	383,100
134			356,000	383,400
135			356,100	383,700
136			356,200	384,000
137			356,300	384,300
138			356,400	
139			356,500	
140			356,600	
141			356,700	
142			356,800	
143			356,900	
144			357,000	
145			357,100	
146			357,200	
147			357,300	
148			357,400	
149			357,500	
再任用職員	162,200	198,900	219,000	243,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

医 療 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	238,600	325,700	382,900	433,500	487,200
	2	241,500	328,500	385,400	436,100	489,600
	3	244,400	331,300	387,900	438,700	492,000
	4	247,300	334,100	390,400	441,300	494,400
	5	250,100	336,900	392,900	443,800	496,700
	6	253,000	339,800	395,500	446,400	499,100
	7	255,900	342,700	398,100	449,000	501,500
	8	258,800	345,600	400,700	451,600	503,900
	9	261,800	348,400	403,300	454,000	506,100
	10	265,100	351,400	405,900	456,400	508,400
	11	268,400	354,400	408,500	458,800	510,700
	12	271,700	357,400	411,100	461,200	513,000
	13	274,900	360,200	413,600	463,500	515,300
	14	277,700	362,800	416,200	465,900	517,600
	15	280,500	365,400	418,800	468,300	519,900
	16	283,300	368,000	421,400	470,700	522,200
	17	285,800	370,500	423,700	473,000	524,500
	18	288,400	373,000	426,300	475,400	526,700
	19	291,000	375,500	428,900	477,800	528,900
	20	293,600	378,000	431,500	480,200	531,100
	21	296,000	380,200	433,800	482,500	533,300
	22	298,600	382,500	436,200	484,800	535,500
	23	301,200	384,800	438,600	487,100	537,700
	24	303,800	387,100	441,000	489,400	539,900
	25	306,200	389,200	443,300	491,500	541,900
	26	308,700	391,300	445,700	493,700	544,000
	27	311,200	393,400	448,100	495,900	546,100
	28	313,700	395,500	450,500	498,100	548,200
	29	316,100	397,500	452,800	500,300	550,100
	30	318,600	399,500	454,800	502,200	551,800
	31	321,100	401,500	456,800	504,100	553,500
	32	323,600	403,500	458,800	506,000	555,200
	33	326,000	405,200	460,800	507,800	556,800
	34		407,200	462,600	509,500	558,400
	35		409,200	464,400	511,200	560,000
	36		411,200	466,200	512,900	561,600
	37		412,900	468,000	514,600	563,000
	38			469,800	516,100	564,300
	39			471,600	517,600	565,600
	40			473,400	519,100	566,900
	41			475,000	520,600	568,100
	42			476,700	521,800	569,100
	43			478,400	523,000	570,100
	44			480,100	524,200	571,100
	45			481,900	525,400	572,100
	46			483,600	526,600	573,100
	47			485,300	527,800	574,100
	48			487,000	529,000	575,100

再任
用職
員以
外の
職員

	49			488,700	530,000	576,100
	50			490,100	531,000	577,000
	51			491,500	532,000	577,900
	52			492,900	533,000	578,800
	53			494,100	534,000	579,700
	54			494,900	535,000	580,600
	55			495,700	536,000	581,500
	56			496,500	537,000	582,400
	57			497,300	538,000	583,300
	58			498,100	539,000	584,200
	59			498,900	540,000	585,100
	60			499,700	541,000	586,000
	61			500,400	542,000	586,900
	62			501,200	543,000	587,800
	63			502,000	544,000	588,700
	64			502,800	545,000	589,600
	65			503,400	545,900	590,500
	66			504,200	546,800	591,400
	67			505,000	547,700	592,300
	68			505,800	548,600	593,200
	69			506,400	549,400	594,100
	70			507,100	550,200	595,000
	71			507,800	551,000	595,900
	72			508,500	551,800	596,800
	73			509,300	552,700	597,700
	74			510,000	553,500	598,600
	75			510,700	554,300	599,500
	76			511,400	555,100	600,400
	77			512,100	556,000	601,300
	78			512,800		
	79			513,500		
	80			514,200		
	81			514,900		
再任用職員		291,400	336,200	382,900	433,000	487,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	139,500	152,900	228,100	257,900	303,900	341,700	373,100
	2	140,400	154,700	230,000	259,900	306,200	344,200	375,600
	3	141,300	156,500	231,900	261,900	308,500	346,700	378,200
	4	142,200	158,400	233,800	263,900	310,800	349,200	380,900
	5	143,100	160,100	235,500	265,900	313,000	351,400	383,600
	6	144,200	162,000	237,400	268,000	315,200	353,900	386,300
	7	145,300	163,900	239,300	270,000	317,500	356,400	389,000
	8	146,400	165,800	241,100	272,100	319,800	358,900	391,700
	9	147,400	167,600	243,000	273,900	322,100	361,400	394,200
	10	148,700	169,500	245,000	275,800	324,300	364,000	397,000
	11	150,100	171,400	247,000	277,600	326,600	366,500	399,800
	12	151,400	173,300	248,900	279,700	328,900	369,200	402,500
	13	152,900	175,100	250,900	281,900	331,200	371,800	405,300
	14	154,700	177,000	253,000	284,000	333,500	374,400	407,900
	15	156,500	178,900	254,900	286,000	335,800	377,000	410,600
	16	158,400	180,800	256,900	288,100	338,100	379,600	413,300
	17	160,100	182,500	258,900	290,200	340,300	382,300	415,900
	18	162,000	184,400	260,800	292,300	342,600	384,800	418,600
	19	163,900	186,300	262,600	294,400	344,900	387,300	421,300
	20	165,800	188,200	264,700	296,500	347,100	389,800	424,000
	21	167,600	189,900	266,900	298,500	349,500	392,300	426,500
	22	169,500	191,800	269,000	300,500	351,800	394,600	429,100
	23	171,400	193,700	271,000	302,600	354,100	397,000	431,700
	24	173,300	195,600	273,100	304,700	356,500	399,400	434,300
	25	175,100	197,300	275,200	306,600	358,700	401,900	436,700
	26	177,000	199,200	277,300	308,500	361,000	404,200	439,200
	27	178,900	201,100	279,400	310,500	363,300	406,500	441,700
	28	180,800	203,000	281,500	312,500	365,600	408,800	444,200
	29	182,500	204,700	283,500	314,600	367,700	411,200	446,500
	30	184,400	206,600	285,400	316,600	369,900	413,200	448,700
	31	186,300	208,500	287,400	318,600	372,100	415,200	450,900
	32	188,200	210,400	289,400	320,600	374,300	417,200	453,100
	33	189,900	212,100	291,300	322,600	376,500	419,300	455,100
	34	191,800	214,000	293,200	324,600	378,500	420,500	456,700
	35	193,700	215,900	295,200	326,600	380,500	421,800	458,300
	36	195,600	217,800	297,200	328,500	382,500	423,000	459,900
	37	197,300	219,500	299,000	330,600	384,300	424,100	461,400
	38	199,200	221,400	300,900	332,600	386,100	424,900	462,200
	39	201,100	223,300	302,800	334,500	387,800	425,700	463,000
	40	203,000	225,200	304,700	336,500	389,500	426,500	463,800
	41	204,700	226,900	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400
	42	206,600	228,800	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100
	43	208,500	230,600	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800
	44	210,400	232,500	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500
	45	212,100	234,300	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100
	46	214,000	236,100	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800
	47	215,900	238,000	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500
	48	217,800	239,800	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200

	49	219,500	241,700	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800
	50	221,400	243,600	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500
	51	223,300	245,400	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200
	52	225,200	247,300	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900
	53	226,900	249,000	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500
	54	228,800	250,800	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200
	55	230,600	252,400	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900
	56	232,500	254,200	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600
	57	234,300	256,300	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200
	58	236,100	258,200	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900
	59	238,000	260,000	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600
	60	239,800	261,900	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300
	61	241,700	263,600	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900
	62	243,600	265,400	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500
	63	245,400	267,200	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100
	64	247,300	269,000	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700
	65	249,000	270,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200
	66	250,800	272,500	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800
	67	252,400	274,300	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400
	68	254,200	276,100	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000
	69	256,300	277,900	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500
	70	258,200	279,600	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100
	71	260,000	281,400	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700
	72	261,900	283,200	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300
再任 用職 員以 外の 職員	73	263,600	285,000	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800
	74	265,400	286,800	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400
	75	267,200	288,600	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000
	76	269,000	290,400	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600
	77	270,800	292,100	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100
	78		293,800	353,700	380,100	417,900	448,700	
	79		295,500	354,300	380,600	418,500	449,200	
	80		297,000	354,900	381,200	419,100	449,700	
	81		298,600	355,600	381,700	419,500	450,300	
	82		300,200	356,100	382,200	420,000	450,800	
	83		301,700	356,700	382,700	420,500	451,300	
	84		303,400	357,300	383,200	421,000	451,800	
	85		305,000	357,700	383,800	421,500	452,400	
86		306,300	358,200	384,300	422,000			
87		307,500	358,700	384,800	422,500			
88		308,800	359,200	385,300	423,000			
89		310,000	359,700	385,800	423,500			
90		311,100	360,200	386,300	424,000			
91		312,200	360,700	386,800	424,500			
92		313,300	361,200	387,300	425,000			
93		314,200	361,500	387,700	425,500			
94		315,000	361,900	388,200	426,000			
95		315,900	362,400	388,700	426,500			
96		316,800	362,900	389,200	427,000			
97		317,500	363,200	389,600	427,500			
98		318,100	363,600	390,000	428,000			
99		318,700	364,000	390,400	428,500			
100		319,400	364,400	390,800	429,000			
101		319,900	364,900	391,300	429,500			
102		320,500	365,300	391,700	430,000			
103		321,100	365,700	392,100	430,500			
104		321,800	366,100	392,500	431,000			

105			322,300	366,600	393,000	431,400		
106			322,900	367,000	393,400			
107			323,500	367,400	393,800			
108			324,100	367,800	394,200			
109			324,600	368,200	394,700			
110			325,200	368,600	395,100			
111			325,800	369,000	395,500			
112			326,400	369,400	395,900			
113			326,900	369,800	396,400			
114			327,400	370,200	396,800			
115			328,000	370,600	397,200			
116			328,600	371,000	397,600			
117			329,000	371,400	398,100			
118				371,800	398,400			
119				372,200	398,700			
120				372,600	399,000			
121				373,000	399,400			
122				373,300	399,700			
123				373,600	400,000			
124				373,900	400,300			
125				374,000	400,700			
126				374,100	401,000			
127				374,200	401,300			
128				374,300	401,600			
129				374,500	402,000			
130				374,600	402,300			
131				374,700	402,600			
132				374,800	402,900			
133				374,900	403,300			
134				375,000	403,600			
135				375,100	403,900			
136				375,200	404,200			
137				375,300	404,600			
138				375,400				
139				375,500				
140				375,600				
141				375,700				
142				375,800				
143				375,900				
144				376,000				
145				376,100				
146				376,200				
147				376,300				
148				376,400				
149				376,500				
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。

別表第4の2 (第3条関係)

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	202,900	258,000	294,700	350,400
	2	205,000	260,900	298,000	353,200
	3	207,100	263,800	301,300	356,000
	4	209,200	266,700	304,600	358,800
	5	211,300	269,400	307,800	361,000
	6	213,500	272,200	311,100	363,500
	7	215,700	275,000	314,400	366,000
	8	217,900	277,800	317,700	368,500
	9	219,900	280,300	321,000	370,800
	10	222,200	283,000	324,400	373,300
	11	224,500	285,700	327,800	375,800
	12	226,800	288,400	331,200	378,300
	13	228,800	290,700	334,300	380,600
	14	231,100	293,300	337,000	383,100
	15	233,400	295,900	339,700	385,600
	16	235,700	298,500	342,400	388,100
	17	237,900	301,100	344,900	390,400
	18	240,300	303,700	347,200	392,900
	19	242,700	306,300	349,500	395,400
	20	245,100	308,900	351,800	397,900
	21	247,400	311,400	353,900	400,200
	22	250,000	314,000	356,000	402,700
	23	252,600	316,600	358,100	405,200
	24	255,200	319,200	360,200	407,700
	25	257,700	321,600	362,300	410,000
	26	260,300	323,900	364,400	412,500
	27	262,900	326,200	366,500	415,000
	28	265,500	328,500	368,600	417,500
	29	267,900	330,400	370,600	419,800
	30	270,400	332,500	372,600	422,300
	31	272,900	334,600	374,600	424,800
	32	275,400	336,700	376,600	427,300
	33	277,700	338,800	378,500	429,500
	34	280,000	340,900	380,300	432,000
	35	282,300	343,000	382,100	434,500
	36	284,600	345,100	383,900	437,000
	37	286,800	347,100	385,300	439,200
	38	288,900	349,100	387,000	441,700
	39	291,000	351,100	388,700	444,200
	40	293,100	353,100	390,400	446,700
	41	294,800	355,000	392,000	448,900
	42	296,400	356,800	393,500	451,400
	43	298,000	358,600	395,100	453,900
	44	299,600	360,400	396,700	456,400
	45	301,100	361,800	398,100	458,600
	46	302,400	363,500	399,600	461,100
	47	303,700	365,200	401,100	463,600
	48	305,000	366,900	402,600	466,100

再任
用職
員以
外の
職員

49	306,100	368,400	404,100	468,300
50	307,200	369,900	405,600	470,400
51	308,300	371,500	407,100	472,500
52	309,400	373,100	408,600	474,600
53	310,200	374,400	409,800	476,600
54	311,300	375,900	411,100	478,500
55	312,400	377,400	412,400	480,400
56	313,500	378,900	413,700	482,300
57	314,200	380,400	415,000	484,000
58	315,200	381,900	416,200	485,800
59	316,200	383,400	417,400	487,600
60	317,200	384,900	418,600	489,400
61	318,200	386,100	419,800	491,000
62	319,200	387,300	420,900	492,700
63	320,200	388,600	422,000	494,400
64	321,200	389,900	423,100	496,100
65	322,200	391,300	424,000	497,900
66	323,200	392,500	425,000	499,400
67	324,200	393,700	426,000	500,900
68	325,200	394,900	427,000	502,400
69	326,200	396,100	427,800	504,000
70	327,100	397,100	428,600	505,400
71	328,100	398,100	429,400	506,800
72	329,100	399,100	430,200	508,200
73	329,900	400,200	431,000	509,400
74	330,800	401,100	431,600	510,500
75	331,700	402,000	432,200	511,600
76	332,600	402,900	432,800	512,700
77	333,400	403,700	433,500	513,700
78	334,300	404,500	434,100	514,700
79	335,200	405,300	434,700	515,700
80	336,100	406,100	435,300	516,700
81	336,900	406,500	436,000	517,700
82	337,800	407,100	436,600	518,500
83	338,700	407,700	437,200	519,300
84	339,600	408,300	437,800	520,100
85	340,300	408,900	438,500	520,700
86	341,200	409,500	439,100	521,500
87	342,100	410,100	439,700	522,300
88	343,000	410,700	440,300	523,100
89	343,600	411,100	441,000	523,700
90	344,300	411,600	441,600	524,500
91	345,000	412,100	442,200	525,300
92	345,700	412,600	442,800	526,100
93	346,300	413,200	443,500	526,700
94	347,000	413,700	444,100	527,500
95	347,700	414,200	444,700	528,300
96	348,400	414,700	445,300	529,100
97	349,000	415,200	445,800	529,700
98	349,700	415,700	446,400	530,400
99	350,400	416,200	447,000	531,100
100	351,100	416,700	447,600	531,800
101	351,400	417,200	448,100	532,500
102	352,000	417,700	448,700	533,200
103	352,600	418,200	449,300	533,900
104	353,200	418,700	449,900	534,600

105	353,800	419,200	450,400	535,300
106	354,400	419,700	451,000	536,000
107	355,000	420,200	451,600	536,700
108	355,600	420,700	452,200	537,400
109	356,000	421,200	452,700	538,100
110	356,500	421,700		
111	357,000	422,200		
112	357,500	422,700		
113	357,900	423,200		
114	358,400			
115	358,900			
116	359,400			
117	359,800			
118	360,300			
119	360,800			
120	361,300			
121	361,700			
122	362,200			
123	362,700			
124	363,200			
125	363,600			
126	364,100			
127	364,600			
128	365,100			
129	365,500			
再任用職員	270,700	283,200	307,400	377,400

備考 この表は、看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

別表第5 (第3条関係)

高 等 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,800	183,000	284,100	322,400	405,600
	2	152,100	184,900	287,000	324,600	407,600
	3	153,400	186,800	289,900	326,800	409,600
	4	154,700	188,700	292,700	329,000	411,600
	5	156,100	190,600	295,400	331,300	413,500
	6	157,600	192,500	298,300	333,600	415,500
	7	159,100	194,400	301,200	335,900	417,500
	8	160,600	196,300	304,000	338,200	419,500
	9	162,100	198,300	306,600	340,300	421,400
	10	163,600	200,300	309,300	342,400	423,400
	11	165,100	202,300	312,000	344,500	425,400
	12	166,600	204,300	314,700	346,600	427,400
	13	168,100	206,100	317,400	348,500	429,500
	14	169,900	208,100	319,600	350,600	431,400
	15	171,700	210,100	321,800	352,700	433,300
	16	173,500	212,100	324,000	354,800	435,200
	17	175,000	213,900	326,300	356,700	437,200
	18	176,900	216,500	328,500	358,800	439,100
	19	178,800	219,100	330,700	360,900	441,000
	20	180,700	221,700	332,900	363,000	442,900
	21	182,600	224,100	335,200	364,900	444,600
	22	184,500	226,800	337,300	367,000	446,400
	23	186,400	229,500	339,400	369,100	448,200
	24	188,300	232,200	341,500	371,200	450,000
	25	190,200	235,000	343,400	373,000	451,800
	26	192,100	237,700	345,500	375,000	453,500
	27	194,000	240,400	347,600	377,000	455,200
	28	195,900	243,100	349,700	379,000	456,900
	29	197,800	245,900	351,400	381,000	458,500
	30	199,700	248,600	353,400	383,000	460,000
	31	201,600	251,300	355,400	385,000	461,500
	32	203,500	254,000	357,400	387,000	463,000
	33	205,400	256,800	359,200	388,800	464,400
	34	207,300	259,500	361,200	390,800	465,600
	35	209,200	262,200	363,200	392,800	466,800
	36	211,100	264,900	365,200	394,800	468,000
	37	212,900	267,700	367,000	396,600	469,100
	38	214,800	270,600	368,900	398,300	470,200
	39	216,700	273,400	370,800	400,000	471,300
	40	218,600	276,300	372,700	401,700	472,400
	41	220,400	279,100	374,600	403,400	473,300
	42	222,300	282,000	376,400	405,000	474,000
	43	224,200	284,900	378,200	406,600	474,700
	44	226,100	287,700	380,000	408,200	475,400
	45	227,800	290,400	381,700	409,800	476,200
	46	229,600	293,300	383,400	411,400	476,900
	47	231,400	296,200	385,100	413,000	477,600
	48	233,200	299,000	386,800	414,600	478,300

	49	234,700	301,600	388,500	416,100	478,800
	50	236,400	304,300	390,100	417,700	479,400
	51	238,100	307,000	391,700	419,300	480,000
	52	239,800	309,700	393,300	420,900	480,600
	53	241,400	312,300	394,700	422,300	481,300
	54	243,100	314,500	396,200	423,900	481,900
	55	244,800	316,700	397,700	425,500	482,500
	56	246,500	318,900	399,200	427,100	483,100
	57	248,100	321,200	400,600	428,500	483,700
	58	249,800	323,400	402,000	430,100	
	59	251,500	325,600	403,400	431,700	
	60	253,200	327,800	404,800	433,300	
	61	254,700	329,800	406,300	434,700	
	62	256,400	331,900	407,600	436,300	
	63	258,100	334,000	408,900	437,900	
	64	259,800	336,100	410,200	439,500	
	65	261,300	337,900	411,400	440,800	
	66	263,000	340,000	412,700	442,200	
	67	264,700	342,100	414,000	443,600	
	68	266,400	344,200	415,300	445,000	
	69	267,800	345,900	416,500	446,400	
	70	269,000	347,900	417,800	447,500	
	71	270,200	349,900	419,100	448,600	
	72	271,400	351,900	420,400	449,700	
	73	272,500	353,700	421,400	450,900	
	74	273,700	355,600	422,600	451,900	
	75	274,900	357,500	423,800	452,900	
	76	276,100	359,400	425,000	453,900	
	77	277,200	361,300	426,100	454,900	
	78	278,500	363,200	427,300	455,600	
	79	279,800	365,100	428,500	456,300	
	80	281,100	367,000	429,700	457,000	
再任 用職 員以 外の 職員	81	281,900	368,900	430,800	457,600	
	82	283,100	370,500	431,900	458,200	
	83	284,300	372,100	433,000	458,800	
	84	285,500	373,700	434,100	459,400	
	85	286,600	375,100	435,200	459,900	
	86	287,700	376,500	436,200		
	87	288,800	377,900	437,200		
	88	289,900	379,300	438,200		
	89	290,700	380,800	439,000		
	90	291,700	382,200	439,700		
	91	292,700	383,600	440,400		
	92	293,700	385,000	441,100		
	93	294,500	386,500	441,600		
	94	295,400	387,900	442,200		
	95	296,300	389,300	442,800		
	96	297,200	390,700	443,400		
	97	298,100	391,900	443,800		
	98	299,000	393,100	444,200		
	99	299,900	394,300	444,600		
	100	300,800	395,500	445,000		
	101	301,700	396,800	445,500		
	102	302,600	397,800	445,900		
	103	303,500	398,800	446,300		
	104	304,400	399,800	446,700		

105	305,200	400,900	447,000
106	305,800	401,900	447,400
107	306,400	402,900	447,800
108	307,000	403,900	448,200
109	307,700	404,900	448,400
110	308,200	405,800	
111	308,700	406,700	
112	309,200	407,600	
113	309,700	408,300	
114	310,200	409,100	
115	310,700	409,900	
116	311,200	410,700	
117	311,700	411,400	
118	312,200	412,200	
119	312,700	413,000	
120	313,200	413,800	
121	313,500	414,400	
122	313,900	415,200	
123	314,300	416,000	
124	314,700	416,800	
125	314,900	417,400	
126	315,200	418,100	
127	315,500	418,800	
128	315,800	419,500	
129	316,200	420,000	
130		420,600	
131		421,200	
132		421,800	
133		422,500	
134		423,000	
135		423,500	
136		424,000	
137		424,600	
138		425,000	
139		425,400	
140		425,800	
141		426,200	
142		426,600	
143		427,000	
144		427,400	
145		427,600	
146		427,900	
147		428,200	
148		428,500	
149		428,900	
150		429,200	
151		429,500	
152		429,800	
153		430,100	
154		430,400	
155		430,700	
156		431,000	
157		431,300	
158		431,600	
159		431,900	
160		432,200	

	161		432,500			
	162		432,800			
	163		433,100			
	164		433,400			
	165		433,500			
再任用職員		225,500	268,900	297,800	326,500	405,600

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に8,900円を加算した額とする。

別表第5の2 (第3条関係)

義 務 教 育 諸 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,700	172,900	248,800	286,100	397,200
	2	159,200	174,800	251,300	288,500	398,600
	3	160,700	176,700	253,600	290,900	400,100
	4	162,200	178,800	255,900	293,300	401,600
	5	163,800	180,700	257,200	295,700	402,900
	6	165,500	182,900	259,400	298,000	404,300
	7	167,200	185,000	261,400	300,200	405,800
	8	168,900	187,200	263,600	302,300	407,300
	9	170,500	189,500	265,500	304,800	408,700
	10	172,400	192,300	267,500	307,200	410,100
	11	174,300	194,900	269,700	309,800	411,500
	12	176,200	197,600	271,800	312,400	412,700
	13	178,000	200,400	273,800	313,900	414,000
	14	180,200	202,000	275,700	315,800	415,400
	15	182,400	203,700	277,600	317,900	416,700
	16	184,500	205,400	279,500	320,000	418,100
	17	186,800	207,200	281,700	322,100	419,300
	18	189,400	208,900	284,100	324,100	420,600
	19	191,900	210,500	286,400	326,400	421,700
	20	194,300	212,100	288,500	328,500	423,000
	21	196,400	213,800	290,500	330,300	424,200
	22	198,100	215,600	292,700	332,400	425,200
	23	199,800	217,400	295,000	334,500	426,500
	24	201,400	219,000	297,500	336,600	427,800
	25	202,900	220,600	299,600	338,500	429,100
	26	204,600	222,500	301,800	340,400	430,200
	27	206,300	224,400	304,000	342,300	431,200
	28	207,900	226,200	306,200	344,200	432,300
	29	209,400	227,900	308,100	346,000	433,600
	30	210,900	230,200	310,300	347,800	434,600
	31	212,600	232,800	312,300	349,500	435,800
	32	214,100	235,400	314,500	351,300	436,900
	33	215,700	238,000	316,300	352,800	438,100
	34	217,400	240,700	318,400	354,500	438,900
	35	219,200	243,300	320,500	356,100	439,800
	36	220,700	245,700	322,500	357,900	440,500
	37	221,900	247,900	324,500	359,400	441,400
	38	223,400	250,300	326,500	360,900	442,100
	39	225,100	252,500	328,600	362,400	442,800
	40	226,800	254,700	330,700	363,900	443,600
	41	228,100	256,900	332,700	365,200	444,600
	42	229,800	259,200	334,800	366,500	445,300
	43	231,300	261,400	336,900	367,800	446,100
	44	232,800	263,500	339,000	369,400	446,900
	45	234,100	265,500	340,900	371,000	447,800
	46	235,400	267,400	342,800	372,300	448,500
	47	236,500	269,300	344,800	373,900	449,300
	48	237,700	271,200	346,700	375,400	450,100

	49	239,300	273,300	348,900	376,700	451,000
	50	240,600	275,300	350,800	378,200	451,700
	51	241,800	277,100	352,500	379,700	452,500
	52	243,200	278,800	354,400	381,000	453,300
	53	244,400	280,500	355,800	382,200	454,200
	54	245,700	282,600	357,500	383,500	455,000
	55	247,000	284,900	359,200	384,600	455,800
	56	248,100	287,300	360,700	385,700	456,500
	57	249,400	289,400	361,600	387,000	457,400
	58	250,500	291,700	363,100	388,200	
	59	251,600	294,000	364,500	389,400	
	60	252,700	296,300	365,900	390,600	
	61	254,100	298,700	367,000	391,800	
	62	255,400	301,100	368,300	392,800	
	63	256,800	303,500	369,700	394,100	
	64	257,900	305,800	371,000	395,400	
	65	259,100	307,900	372,200	396,600	
	66	260,500	310,100	373,500	397,700	
	67	261,900	312,100	374,700	398,800	
	68	263,300	314,300	376,000	399,900	
	69	263,900	316,100	377,300	400,900	
	70	265,400	318,200	378,400	401,900	
	71	266,500	320,300	379,700	402,900	
	72	267,800	322,300	381,000	403,800	
	73	268,700	324,300	382,300	404,800	
	74	269,700	326,400	383,100	405,500	
	75	271,000	328,500	384,200	406,200	
	76	272,300	330,700	385,200	406,900	
	77	273,400	332,500	386,200	407,600	
	78	274,600	334,200	387,000	408,200	
	79	275,700	336,100	388,100	408,900	
	80	276,900	337,800	389,200	409,600	
再任 用職 員以 外の 職員	81	278,000	339,300	390,000	410,400	
	82	279,100	341,000	390,700	411,100	
	83	280,200	342,700	391,600	411,800	
	84	281,400	344,400	392,500	412,400	
	85	282,500	345,800	393,300	413,000	
	86	283,600	347,200	394,100	413,500	
	87	284,600	348,700	394,900	414,100	
	88	285,800	350,100	395,700	414,800	
	89	286,800	351,500	396,300	415,500	
	90	287,900	352,800	397,000	416,100	
	91	289,000	354,200	397,700	416,700	
	92	290,100	355,500	398,400	417,200	
	93	290,900	357,000	399,000	417,700	
	94	291,800	358,300	399,700	418,200	
	95	292,800	359,500	400,400	418,800	
	96	294,000	360,700	401,200	419,400	
	97	295,000	361,700	401,900	419,900	
	98	296,100	362,700	402,700	420,400	
	99	297,000	363,600	403,400	420,900	
	100	298,100	364,600	404,200	421,500	
	101	299,000	365,500	404,800	422,000	
	102	300,100	366,500	405,500	422,500	
	103	301,100	367,500	406,200	423,100	
	104	302,100	368,400	406,900	423,700	

105	302,900	369,200	407,600	424,200
106	303,600	370,100	408,300	424,700
107	304,400	371,000	409,000	425,200
108	305,200	371,900	409,800	425,800
109	306,000	372,800	410,400	426,300
110	306,400	373,700	410,900	426,800
111	306,800	374,700	411,400	427,400
112	307,400	375,700	411,900	428,000
113	308,000	376,300	412,500	428,500
114	308,300	377,100	412,900	429,000
115	308,800	378,000	413,400	429,500
116	309,300	378,900	413,900	430,100
117	309,900	379,700	414,500	430,700
118	310,300	380,400	415,000	431,100
119	310,700	381,100	415,500	431,700
120	311,200	381,900	416,000	432,300
121	311,800	382,500	416,500	432,700
122	312,100	383,300	417,000	
123	312,600	384,000	417,500	
124	313,100	384,700	418,000	
125	313,700	385,200	418,600	
126	314,000	385,900	419,100	
127	314,300	386,400	419,600	
128	314,500	387,000	420,100	
129	314,800	387,700	420,600	
130	315,000	388,300	421,100	
131	315,300	388,800	421,600	
132	315,600	389,300	422,100	
133	315,800	389,600	422,700	
134	316,000	390,100	423,300	
135	316,200	390,700	423,700	
136	316,500	391,300	424,200	
137	316,800	391,900	424,800	
138	317,000	392,400		
139	317,300	393,000		
140	317,600	393,600		
141	317,800	394,000		
142	318,000	394,500		
143	318,300	395,000		
144	318,500	395,600		
145	318,800	396,100		
146	318,900	396,600		
147	319,200	397,100		
148	319,500	397,700		
149	319,800	398,200		
150	319,900	398,600		
151	320,200	399,100		
152	320,500	399,600		
153	320,800	400,200		
154	321,000	400,600		
155	321,300	401,100		
156	321,600	401,700		
157	321,800	402,300		
158	322,000	402,700		
159	322,300	403,100		
160	322,600	403,700		

161	322,700	404,300			
162	323,000	404,700			
163	323,300	405,300			
164	323,500	405,800			
165	323,600	406,400			
166		406,800			
167		407,300			
168		407,800			
169		408,400			
170		408,800			
171		409,400			
172		409,900			
173		410,500			
174		410,900			
175		411,400			
176		411,900			
177		412,500			
178		412,900			
179		413,400			
180		413,900			
181		414,500			
182		415,000			
183		415,600			
184		416,000			
185		416,500			
再任用職員	228,300	264,600	289,500	316,700	397,200

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額はこの表の額に9,200円を加算した額とする。

別表第6 (第3条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	152,900	197,600	228,100	257,900	303,900	341,700	373,100	409,900
	2	154,700	199,500	230,000	259,900	306,200	344,200	375,600	413,000
	3	156,500	201,500	231,900	261,900	308,500	346,700	378,200	416,100
	4	158,400	203,400	233,800	263,900	310,800	349,200	380,900	419,300
	5	160,100	205,000	235,500	265,900	313,000	351,400	383,600	422,300
	6	162,000	206,900	237,400	268,000	315,200	353,900	386,300	425,400
	7	163,900	208,900	239,300	270,000	317,500	356,400	389,000	428,500
	8	165,800	210,800	241,100	272,100	319,800	358,900	391,700	431,700
	9	167,600	212,400	243,000	273,900	322,100	361,400	394,200	434,700
	10	169,500	214,300	245,000	275,800	324,300	364,000	397,000	437,800
	11	171,400	216,300	247,000	277,600	326,600	366,500	399,800	440,900
	12	173,300	218,100	248,900	279,700	328,900	369,200	402,500	444,100
	13	175,100	219,800	250,900	281,900	331,200	371,800	405,300	447,200
	14	177,000	221,800	253,000	284,000	333,500	374,400	407,900	450,400
	15	178,900	223,700	254,900	286,000	335,800	377,000	410,600	453,600
	16	180,800	225,500	256,900	288,100	338,100	379,600	413,300	456,800
	17	182,500	227,300	258,900	290,200	340,300	382,300	415,900	459,800
	18	184,400	229,400	260,800	292,300	342,600	384,800	418,600	462,900
	19	186,300	231,500	262,600	294,400	344,900	387,300	421,300	466,100
	20	188,200	233,500	264,700	296,500	347,100	389,800	424,000	469,300
	21	189,900	235,200	266,900	298,500	349,500	392,300	426,500	472,300
	22	191,800	237,200	269,000	300,500	351,800	394,600	429,100	475,400
	23	193,700	239,000	271,000	302,600	354,100	397,000	431,700	478,500
	24	195,600	241,000	273,100	304,700	356,500	399,400	434,300	481,600
	25	197,300	242,900	275,200	306,600	358,700	401,900	436,700	484,700
	26	199,200	244,800	277,300	308,500	361,000	404,200	439,200	487,600
	27	201,100	246,500	279,400	310,500	363,300	406,500	441,700	490,500
	28	203,000	248,500	281,500	312,500	365,600	408,800	444,200	493,500
	29	204,700	250,500	283,500	314,600	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	206,600	252,400	285,400	316,600	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	208,500	254,200	287,400	318,600	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	210,400	256,200	289,400	320,600	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	212,100	258,100	291,300	322,600	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	214,000	260,000	293,200	324,600	378,500	420,500	456,700	504,600
	35	215,900	261,800	295,200	326,600	380,500	421,800	458,300	505,800
	36	217,800	263,700	297,200	328,500	382,500	423,000	459,900	507,000
	37	219,500	265,700	299,000	330,600	384,300	424,100	461,400	508,000
	38	221,400	267,500	300,900	332,600	386,100	424,900	462,200	509,100
	39	223,300	269,400	302,800	334,500	387,800	425,700	463,000	510,200
	40	225,200	271,300	304,700	336,500	389,500	426,500	463,800	511,300
	41	226,900	273,200	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400	512,500
	42	228,800	274,900	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100	513,300
	43	230,600	276,800	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800	514,100
	44	232,500	278,700	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500	514,900
	45	234,300	280,700	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
	46	236,100	282,500	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
	47	238,000	284,400	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
	48	239,800	286,400	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100

	49	241,700	288,200	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
	50	243,600	290,000	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
	51	245,400	291,900	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
	52	247,300	293,900	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
	53	249,000	295,600	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
	54	250,800	297,400	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
	55	252,400	299,200	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
	56	254,200	300,900	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
	57	256,300	302,500	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
	58	258,200	304,100	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
	59	260,000	305,700	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
	60	261,900	307,400	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
	61	263,600	309,200	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
	62	265,400	310,600	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
	63	267,200	312,100	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
	64	269,000	313,500	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
	65	270,800	314,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
	66	272,500	316,200	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
	67	274,300	317,600	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
	68	276,100	319,000	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
	69	277,900	320,100	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
	70	279,600	321,200	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
	71	281,400	322,300	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
	72	283,200	323,500	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
再任 用職 員以 外の 職員	73	285,000	324,500	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
	74	286,800	325,200	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
	75	288,600	326,100	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
	76	290,400	327,000	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
	77	292,100	328,000	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
	78	293,800	328,700	353,700	380,100	417,900	448,700		
	79	295,500	329,600	354,300	380,600	418,500	449,200		
	80	297,000	330,400	354,900	381,200	419,100	449,700		
	81	298,600	331,200	355,600	381,700	419,500	450,300		
	82	300,200	332,000	356,100	382,200	420,000	450,800		
	83	301,700	332,800	356,700	382,700	420,500	451,300		
	84	303,400	333,600	357,300	383,200	421,000	451,800		
	85	305,000	334,400	357,700	383,800	421,500	452,400		
	86	306,300	335,100	358,200	384,300	422,000			
87	307,500	335,800	358,700	384,800	422,500				
88	308,800	336,400	359,200	385,300	423,000				
89	310,000	337,000	359,700	385,800	423,500				
90	311,100	337,600	360,200	386,300	424,000				
91	312,200	338,300	360,700	386,800	424,500				
92	313,300	339,000	361,200	387,300	425,000				
93	314,200	339,500	361,500	387,700	425,500				
94	315,000	340,000	361,900	388,200	426,000				
95	315,900	340,600	362,400	388,700	426,500				
96	316,800	341,200	362,900	389,200	427,000				
97	317,500	341,700	363,200	389,600	427,500				
98	318,100	342,300	363,600	390,000	428,000				
99	318,700	342,900	364,000	390,400	428,500				
100	319,400	343,500	364,400	390,800	429,000				
101	319,900	343,900	364,900	391,300	429,500				
102	320,500	344,400	365,300	391,700	430,000				
103	321,100	345,000	365,700	392,100	430,500				
104	321,800	345,500	366,100	392,500	431,000				

105	322,300	346,100	366,600	393,000	431,400				
106	322,900	346,600	367,000	393,400					
107	323,500	347,200	367,400	393,800					
108	324,100	347,800	367,800	394,200					
109	324,600	348,300	368,200	394,700					
110	325,200	348,800	368,600	395,100					
111	325,800	349,400	369,000	395,500					
112	326,400	350,000	369,400	395,900					
113	326,900	350,500	369,800	396,400					
114	327,400		370,200	396,800					
115	328,000		370,600	397,200					
116	328,600		371,000	397,600					
117	329,000		371,400	398,100					
118	329,500		371,800	398,400					
119	330,100		372,200	398,700					
120	330,700		372,600	399,000					
121	331,100		373,000	399,400					
122	331,700		373,300	399,700					
123	332,300		373,600	400,000					
124	332,900		373,900	400,300					
125	333,200		374,000	400,700					
126			374,100	401,000					
127			374,200	401,300					
128			374,300	401,600					
129			374,500	402,000					
130			374,600	402,300					
131			374,700	402,600					
132			374,800	402,900					
133			374,900	403,300					
134			375,000	403,600					
135			375,100	403,900					
136			375,200	404,200					
137			375,300	404,600					
138			375,400						
139			375,500						
140			375,600						
141			375,700						
142			375,800						
143			375,900						
144			376,000						
145			376,100						
146			376,200						
147			376,300						
148			376,400						
149			376,500						
再任用職員	209,100	215,900	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800	

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

第2条 川崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条中「並びに人事委員会規則」を「、人事委員会規則」に改め、「の額」の次に「並びに寒冷地手当の月額」を加え、「並びに初任給調整手当の月額」を「、初任給調整手当の月額並びに寒冷地手当の月額」に改める。

第12条中「並びに」を「、」に改め、「特殊勤務手当の額」の次に「並びに寒冷地手当の月額」を加える。

第15条第2項中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

第16条の7中「、第7条の3」を削る。

(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第4条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	397,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	331,000
2	367,000
3	394,000

第6条第3項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第6条 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(川崎市特別職員給与条例の一部改正)

第7条 川崎市特別職員給与条例(昭和23年川崎市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第8条 川崎市特別職員給与条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例(平成3年川崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第10条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第11条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成21年川崎市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第12条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第13条 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年川崎市条例第32号)の一部を次の

ように改正する。

第14条の7を第14条の8とし、第14条の6を第14条の7とする。

第14条の5の見出し中「等」を削り、同条中「、第4条の3及び第4条の5」を「及び第4条の3」に、「第28条の5第1項若しくは」を「第28条の5第1項又は」に改め、「、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員条例第4条」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員等についての適用除外)

第14条の6 第3条の2、第4条、第4条の3及び第4条の5の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。

(川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第14条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成16年川崎市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第15条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第16条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成27年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第17条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条、第13条、第15条及び第17条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(川崎市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第15条第2項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(以下「任期付職員条例」という。))第8条第2項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の任期付職員条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第5条の規定(川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第6条第3項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の任期付職員条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 職員が、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第5条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて、平成31年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第33号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例(平成20年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

規

則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第48号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和38年川崎市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第1号中「100分の106」を「100分の111」に、「100分の185」を「100分の195」に改め、同項第2号中「100分の98.5」を「100分の103.5」に、「100分の106」を「100分の111」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の91」を「100分の96」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第49号

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部

を改正する規則

川崎市民生委員の定数を定める規則（平成27年川崎市規則第33号）の一部を次のように改正する。

本則中「1,799人」を「1,813人」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第50号

川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

川崎市児童福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「別表第1備考又は別表第2備考」を「別表第1備考第3項及び第4項又は別表第2備考第3項及び第4項」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第30条関係）

助産施設入所者に係る徴収金額表

納入義務者の属する世帯の階層区分		徴収金 (1件につき)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	0円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯	500円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であってその市町村民税所得割の額の年額が次の額である世帯	9,000円以下 500円
D2		9,001円以上 1,000円

備考

- この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D1階層及びD2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- この表における階層区分は、被措置者又は当該被措置者の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治

法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した市町村民税の所得割の額によるものとする。

- 次の各号のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年（1月から6月までの間の利用にあつては、前々年とする。以下同じ。）の所得の額（同項第13号に規定する所得金額の合計額をいう。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、当該市町村民税が課されないものとして取り扱う。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に

婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、扶養親族（地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。別表第4備考第3項を除き、以下同じ。）その他その者と生計を一にする子（前年の所得の額が所得税法（昭和40年法律第33号）第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者（地方税法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者をいう。）又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）をいう。）を有するもの
 (2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に

婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、その者と生計を一にする子（前年の所得の額が基礎控除額以下である子をいう。）を有し、かつ、前年の所得の額が500万円以下であるもの
 4 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税が課されないものとなる者以外の者に係るこの表における世帯の階層区分は、前項第1号に掲げる者を地方税法第292条第1項第11号イに規定する寡婦と、前項第2号に掲げる者を同条第1項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額によるものとする。

別表第2（第30条関係）

母子生活支援施設入所者に係る徴収金額表

納入義務者の属する世帯の階層区分		徴収金 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	0円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	500円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であってその市町村民税所得割の額の年額が次の額である世帯	9,000円以下 500円
D2		9,001円以上 1,000円

備考

- この表のC階層における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D1階層及びD2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- この表における階層区分は、被措置者又は当該被措置者の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した市町村民税の所得割の額によるものとする。
- 次の各号のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得の額が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、当該市町村民税が課されないものとして取り扱う。

- 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得の額が基礎控除額以下である子をいう。）を有するもの
- 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、その者と生計を一にする子（前年の所得の額が基礎控除額以下である子をいう。）を有し、かつ、前年の所得の額が500万円以下であるもの
- 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税が課されないものとなる者以外の者に係るこの表における世帯の階層区分は、前項第1号に掲げる者を地方税法第292条第1項第11号イに規定する寡婦と、前項第2号に掲げる者を同条第1項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額によるものとする。

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第30条関係）

児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療

施設及び児童自立支援施設に限る。) 入所者、児童心理治療施設通所部通所者、小規模住居型児童養育事業を行

う者若しくは里親への委託者又は自立援助ホーム入居者に係る徴収金額表

被措置者の属する世帯の階層区分（自立援助ホーム入居者にあつては、入居者の階層区分）		徴収金	
		入所施設	児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム
		月額	月額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	0円	0円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	0円	0円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつてその市町村民税所得割の額の年額が次の額である世帯	9,000円以下	0円
D2		9,001円から27,000円まで	4,500円
D3		27,001円から57,000円まで	6,700円
D4		57,001円から93,000円まで	9,300円
D5		93,001円から177,300円まで	14,500円
D6		177,301円から258,100円まで	20,600円
D7		258,101円から348,100円まで	27,100円
D8		348,101円から456,100円まで	34,300円
D9		456,101円から583,200円まで	42,500円
D10		583,201円から704,000円まで	51,400円
D11		704,001円から852,000円まで	61,200円
D12		852,001円から1,044,000円まで	71,900円
D13		1,044,001円から1,225,500円まで	83,300円
D14		1,225,501円から1,426,500円まで	95,600円
D15		1,426,501円以上	その月におけるその被措置者の支弁額に相当する額（ただし、100円未満切捨て）

別表第3備考第2項中「C1階層」を「C階層」に、「C1及びC2階層」を「D1～D15階層」に改め、同表備考第3項及び第4項を次のように改める。

3 この表における階層区分は、被措置者又は当該被措置者の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した市町村民税の所得割の額によるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得の額が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、当該市町村民税が課されないものとして取り扱う。
(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものう

ち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得の額が基礎控除額以下である子をいう。）を有するもの

(2) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、その者と生計を一にする子（前年の所得の額が基礎控除額以下である子をいう。）を有し、かつ、前年の所得の額が500万円以下であるもの

別表第3備考中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、市町村民税が課されないものとなる者以外の者に係るこの表における世帯の階層区分は、前項第1号に掲げる者を地方税法第292条第1項第11号イに規定する第43号様式中

「

不許可とする理由

」

を

「

不許可とする理由

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

」

に改める。

第47号様式中

「

理由

」

を
「

理由

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規則の規定は、令和元年7月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条第1項本文、第23条第1項本文、第27条第1項第3号、第27条の2第1項若しくは第33条の6第1項本文の規定による措置を受けた者又はその扶養義務者について、改正前の規則によって算定された徴収金の額が改正後の規則の規定によって算定された徴収金の額を超える場合には、同月1日から適用する。

3 施行日において同日前から引き続き法第22条第1項本文、第23条第1項本文、第27条第1項第3号、第27条の2第1項若しくは第33条の6第1項本文の規定による措置を受けている者又はその扶養義務者で、改正後の規則の規定によって算定された徴収金の額が改正前の規則の規定によって算定された徴収金の額を超えることとなるものに対する施行日以後の徴収金の額は、当該措置が解除されるまでの間に限り、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市保育園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年11月29日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第51号

川崎市保育園条例の一部を改正する条例の施行期

日を定める規則

川崎市保育園条例の一部を改正する条例（令和元年川崎市条例第28号）の施行期日は、令和元年12月2日とする。

川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第52号

川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則川崎市保育園条例施行規則（昭和62年川崎市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市生田保育園	60名
川崎市生田乳児保育園	35名

」

を

「

川崎市生田保育園	95名
----------	-----

」

に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月2日から施行する。

告 示

川崎市告示第358号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定の一部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を一部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和元年11月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 指定を解除する区域

平成29年川崎市告示第467号により指定した区域
（中原区等々力774番、3166番2、3226番、3230番、
3226番地先（無地番地））の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

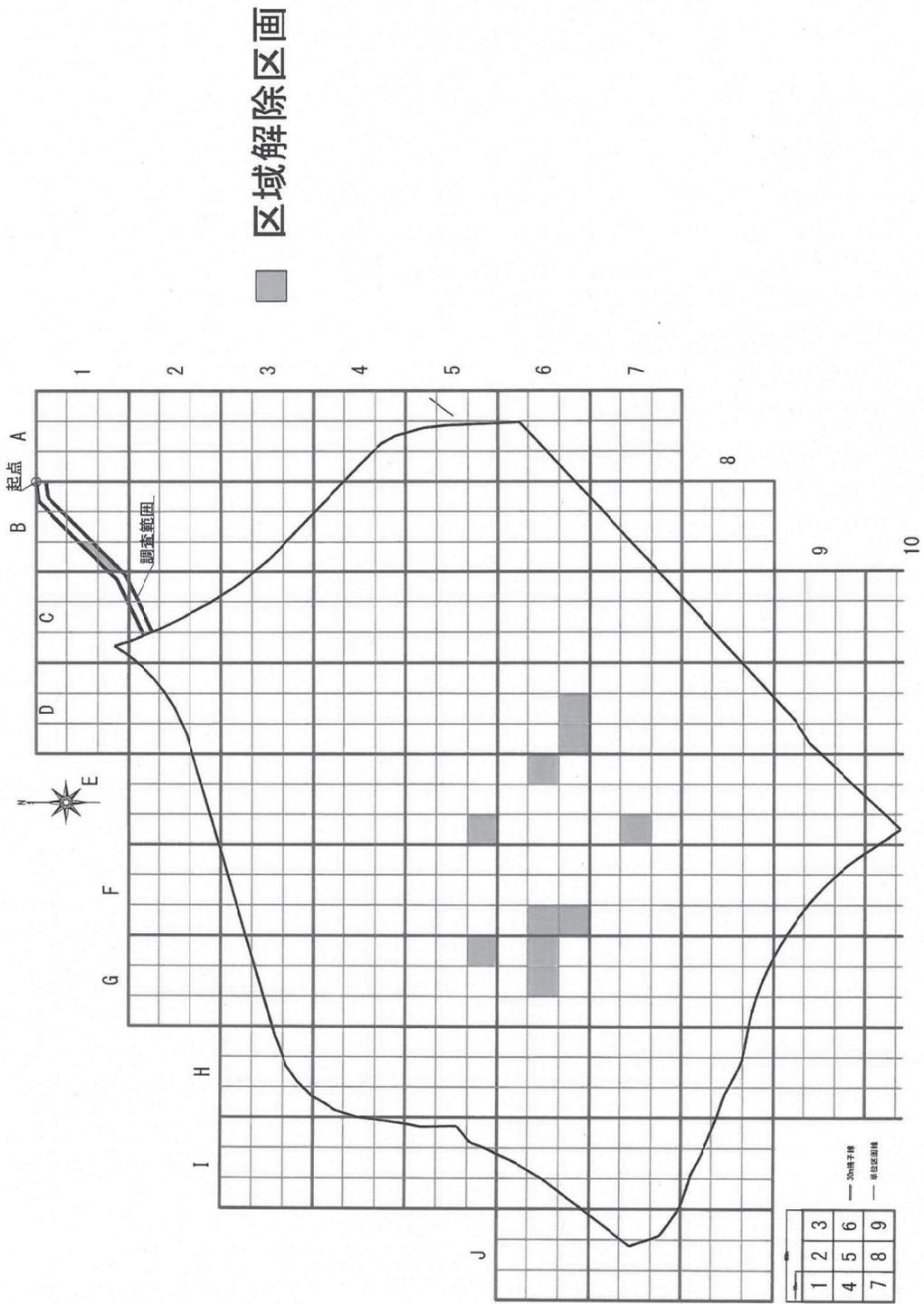
砒素及びその化合物、セレン及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去及び追完調査の実施



別図 指定を解除する区画

川崎市告示第359号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定の一部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を一部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和元年11月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 指定を解除する区域

平成23年川崎市告示第309号により指定した区域の一部（幸区河原町1番48の一部、1番49の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去



別図 指定を解除する区域

川崎市告示第360号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和元年11月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第361号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和元年11月20日

川崎市長 福田 紀彦

令和元年11月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社プレスト・ケア	1465690250	ネクサスコート麻生栗木台 訪問看護ステーション	川崎市麻生区栗木台2丁目 14-7	訪問看護 介護予防訪問看護
合同会社けあぶらん森	1475402804	けあぶらん森	川崎市多摩区宿河原 3-4-8-202	居宅介護支援
株式会社プレスト・ケア	1475602312	ネクサスコート麻生栗木台 居宅介護支援事業所	川崎市麻生区栗木台2丁目 14-7	居宅介護支援
株式会社プレスト・ケア	1475602304	ネクサスコート麻生栗木台 訪問介護事業所	川崎市麻生区栗木台2丁目 14-7	訪問介護
医療法人知真会	1475004071	訪問介護ステーション 川崎こころ	川崎市川崎区日ノ出町1丁目 12番17号	訪問介護
株式会社 日本アメニティライフ協会	1495400648	花物語たま西	川崎市多摩区西生田 3-25-5	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型 共同生活介護
株式会社 はれコーポレーション	1495100453	小規模多機能ホーム 川崎さいわい	川崎市幸区小倉5丁目5番 8号	小規模多機能型居宅介護
株式会社 ほっとステーション	1475004089	レッツ倶楽部川崎中島	川崎市川崎区中島3丁目 7番10号 第三コーポ木村1階101号室	通所介護
株式会社 ブルーパートナーズ	1495600528	樹楽 かなう 千代ヶ丘	川崎市麻生区千代ヶ丘9-8 -2	地域密着型通所介護

株式会社 ブルーパートナーズ	1495600510	樹楽 しあわせ よみうりランド前	川崎市麻生区多摩美 1-19-15	地域密着型通所介護
社会福祉法人秀峰会	1475303184	高津 山桜の森 ショートステイセンター	川崎市高津区久末1510-10	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人秀峰会	1475303119	高津 山桜の森/ ユニット型	川崎市高津区久末1510-10	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
株式会社 はれコーポレーション	1475102453	あいらの杜 川崎さいわい	川崎市幸区小倉5丁目5番 8号	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者 生活介護

川崎市告示第362号

介護保険法等によるサービス事業所等の
廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、
第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第
105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第
2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険
法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項により
なおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法
（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定
により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サー

ビス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サ
ービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者
若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老
人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の
届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第
85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115
条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法
第115条の規定に基づき告示します。

令和元年11月20日

川崎市長 福田紀彦

令和元年9月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
公益社団法人川崎市看護協会	1465290044	かわさき訪問看護 ステーション	川崎市中原区今井上町1番34号 和田ビル3階	居宅介護支援
東電パートナーズ株式会社	1475100895	東電さわやかケア さいわい・居宅介護支援	川崎市幸区古市場2-103 コア深沢1階	居宅介護支援
株式会社ZENウェルネス	1475501720	アシステッドリビング 宮前ケアサービス	川崎市宮前区水沢2-8-60	居宅介護支援
株式会社ZENウェルネス	1475501712	アシステッドリビング 宮前デイサービス	川崎市宮前区水沢2-8-60	通所介護
社会医療法人財団石心会	1475100069	さいわいヘルパー ステーション	川崎市幸区新塚越201 ルリエ新川崎6階	訪問介護
株式会社アントレプレナー	1475501845	樹楽 川崎鷺沼	川崎市宮前区有馬9-12-2	地域密着型通所介護
株式会社フラワー	1495200410	地域密着型通所介護 もとすみよしハッピーデイ	川崎市中原区荻宿40-1 浅香ビル1F	地域密着型通所介護
株式会社未来設計	1495400432	ソワーズ中野島	川崎市多摩区中野島1-27-8	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護
株式会社未来設計	1495500371	プレジール宮前	川崎市宮前区菅生4-15-18	看護小規模多機能型居宅 介護
株式会社未来設計	1475000624	未来倶楽部 川崎大師	川崎市川崎区昭和2-3-10	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者 生活介護
株式会社未来設計	1475002299	未来倶楽部 川崎大師 式番館	川崎市川崎区出来野5-3	特定施設入居者生活介護
株式会社未来設計	1475100820	未来倶楽部 川崎	川崎市幸区塚越2-260-36	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者 生活介護

株式会社未来設計	1475401418	未来倶楽部 生田	川崎市多摩区三田5-2-16	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者 生活介護
株式会社未来設計	1475402499	未来倶楽部 中野島	川崎市多摩区中野島1-27-8	特定施設入居者生活介護
株式会社未来設計	1475501100	未来倶楽部 鷺沼	川崎市宮前区有馬6-6-6	特定施設入居者生活介護
株式会社未来設計	1475502116	未来倶楽部 宮前	川崎市宮前区菅生4丁目15番 18号	特定施設入居者生活介護

川崎市告示第363号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和元年11月20日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画用途地域の変更
(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市 多摩区 登戸地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和元年11月20日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画高度地区の変更
(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分

なし

- (3) 変更する部分

川崎市 多摩区 登戸地内

- 3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第365号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和元年11月20日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更
(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市 多摩区 登戸地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第366号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和元年11月20日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画地区計画の変更
(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画)

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分
なし
- (2) 削除する部分
なし
- (3) 変更する部分

川崎市 多摩区 登戸地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第367号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和元年11月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画生産緑地地区の変更

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
- 川崎市 中原区 上小田中7丁目地内
宮前区 小台2丁目地内
多摩区 三田4丁目地内

(3) 変更する部分

川崎市 中原区 下小田中6丁目及び井田三舞町地内
高津区 下作延4丁目、下作延6丁目、坂戸2丁目、新作2丁目、千年、向ヶ丘、上作延及び久未地内
宮前区 有馬2丁目、東有馬4丁目、土橋1丁目、土橋3丁目、土橋5丁目、宮崎3丁目、初山1丁目、初山2丁目、犬蔵2丁目、菅生6丁目、馬絹1丁目、水沢2丁目、宮前平3丁目及び野川地内
多摩区 堰3丁目、菅6丁目、菅稲田堤1丁目、菅稲田堤2丁目、菅仙谷2丁目、菅馬場2丁目、菅北浦2丁目、中野島3丁目、中野島4丁目及び東生田3丁目地内
麻生区 王禅寺東2丁目、栗木台2丁

目、栗木台3丁目、栗木3丁目、栗平1丁目、千代ヶ丘3丁目、千代ヶ丘9丁目、東百合丘3丁目、白鳥4丁目、五力田3丁目、高石3丁目、高石5丁目、岡上及び黒川地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第368号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和元年11月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画公園の変更（2・2・215号古川公園の廃止）

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
- 川崎市幸区古川町地内
- (3) 変更する部分
なし

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第369号

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第6条第1項の規定に基づき令和元年8月1日付け及び令和元年9月24日付けで交付した記号50番号0142354の被保険者証は、次の事由により、令和元年11月6日付けをもって無効とします。

令和元年11月20日

川崎市長 福田 紀彦

無効の事由 紛失のため

川崎市告示第370号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年11月21日から令和元年12月5日まで一般の縦覧に供します。

令和元年11月21日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	新丸子東第38号線	川崎市中原区新丸子東3丁目1058番4先 川崎市中原区新丸子東3丁目1054番1先	1.50 ～ 6.50	64.98	
新	新丸子東第38号線	川崎市中原区新丸子東3丁目1058番4先 川崎市中原区新丸子東3丁目1054番1先	1.50 ～ 6.50	64.98	鉄道事業施設への接続部を含む

川崎市告示第371号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和元年11月22日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和元年11月22日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第373号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年11月22日から令和元年12月10日まで一般の縦覧に供します。

令和元年11月22日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	下作延第209号線	川崎市高津区下作延3丁目941番34先 川崎市高津区下作延3丁目941番35先	3.64 ～ 3.82	15.77	
新	下作延第209号線	川崎市高津区下作延3丁目941番2先 川崎市高津区下作延3丁目941番12先	3.82 ～ 4.00	15.77	

川崎市告示第374号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年11月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年11月22日から令和元年12月10日まで一般の縦覧に供します。

令和元年11月22日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
下作延第209号線	川崎市高津区下作延3丁目941番2先 川崎市高津区下作延3丁目941番12先	

川崎市告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、川崎市の管理する緊急輸送道路等において、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年11月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 道路の占用を制限する区域

第1次緊急輸送道路

路線名		道路の占用を制限する区間
国道132号		国道15号交点～川崎市夜光(千鳥橋)
国道409号		国道15号交点(競馬場前交差点)～国道246号交点(溝口交差点)
県道2号	東京丸子横浜	東京都境(丸子橋)～横浜市境(港北区)
県道3号	世田谷町田	狛江市境(多摩水道橋)～町田市境
県道6号	東京大師横浜	東京都境(大師橋)～横浜市境(鶴見区)
県道9号	川崎府中	国道15号(国道132号)交点～稲城市境【府中街道(国道409号含む)】
県道12号	横浜上麻生	県道3号[世田谷町田]交点(上麻生交差点)～麻生区早野(横浜市境)
県道13号	横浜生田	県道9号[川崎府中]交点(枅形1丁目交差点)～市道尻手黒川線交点(清水台交差点)
県道14号	鶴見溝ノ口	国道409号交点(高津交差点)～市道高津5号交点
		市道野川柿生線交点(久本神社前交差点)～横浜市境(末吉橋)
県道45号	丸子中山茅ヶ崎	県道2号[東京丸子横浜]交点(丸子橋交差点)～横浜市境(都筑区)
県道106号	子母口綱島	市道尻手黒川交点(子母口交差点)～横浜市境(港北区)
県道140号	川崎町田	国道15号交点(元木交差点)～国道1号交点(尻手交差点)
市道野川菅生線		県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点(野川交差点)～県道13号[横浜生田]交点(清水台交差点)
市道尻手黒川線		県道14号[鶴見溝ノ口]交点(東橋中学校前交差点)～県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点(野川交差点)
		県道13号[横浜生田]交点(清水台交差点)～県道3号[世田谷町田]交点(片平2丁目交差点)
市道川崎駅東扇島線		国道132号交点(千鳥橋)～川崎市東扇島
市道千鳥町1号線		川崎市千鳥町地内(千鳥町16番地～千鳥町9番地)
市道東扇島1号線		川崎市東扇島地内(東扇島27-2～東扇島27-3)
市道駅前本町線		川崎市駅前本町
市道稗原線		市道尻手黒川線交点(稗原交差点)～横浜市境(青葉区)
市道鹿島田菅線		県道9号[川崎府中]交点(梅林交差点)～県道9号[川崎府中]交点(本村橋交差点)
市道川崎駅丸子線		国道409号交点(下平間交番交差点)～国道409号交点(小杉御殿町交差点)
市道南幸町渡田線		国道15号交点(元木交差点)～県道6号[東京大師横浜]交点(鋼管通り交差点)
市道野川柿生線		県道14号[鶴見溝ノ口]交点(久本神社前交差点)～市道高津5号線交点
市道高津5号線		市道野川柿生線交点～県道14号[鶴見溝ノ口]交点

第2次緊急輸送道路

路線名		道路の占用を制限する区間
県道13号	横浜生田	市道尻手黒川線交点(清水台交差点)～横浜市境(青葉区)
県道19号	町田調布	稲城市境～町田市境
県道101号	扇町川崎停車場	川崎駅前～川崎市扇町
県道111号	大田神奈川	東京都境(ガス橋)～横浜市境(鷹野大橋)
県道124号	稲城読売ランド前停車場	県道3号[世田谷町田]交点(高石歩道橋下交差点)～稲城市境
県道137号	上麻生連光寺	県道3号[世田谷町田]交点(柿生交差点)～県道19号[町田調布]交点(黒川交差点)
		県道19号[町田調布]交点(若葉台駅南交差点)～稲城市境
県道139号	真光寺長津田	町田市境(横浜市青葉区側)～町田市境(岡上跨線橋)
県道140号	川崎町田	国道1号交点(尻手交差点)～横浜市境(末吉橋)

市道幸多摩線		国道409号交点(河原町交差点)～県道3号[世田谷町田]交点(多摩水道橋交差点)
市道二子千年線		市道幸多摩線交点(北見方交差点)～市道子母口宿河原線交点(千年第三下交差点)
市道小杉菅線		国道409号交点(小杉御殿町交差点)～県道14号[鶴見溝ノ口]交点(栄橋交差点)
市道多摩第3号線		県道3号[世田谷町田]交点(多摩水道橋交差点)～稲城市境
市道殿町夜光線		国道409号交点(殿町3丁目交差点)～市道皷橋水江町線交点(池上町交差点)
市道皷橋水江町線		市道富士見鶴見駅線交点～県道6号[東京大師横浜]交点(川崎臨港警察署前交差点)
市道池田浅田線		国道15号交点(川崎警察署入口交差点)～県道6号[東京大師横浜]交点(浅田町交差点)
市道富士見鶴見駅線		国道409号交点(久根崎交差点)～市道南幸町渡田線交点(小田栄町交差点)
市道子母口宿河原線		県道14号[鶴見溝ノ口]交点(橋交差点)～市道幸多摩線交点(稲田中学校北側交差点)
市道大師大島線		国道409号交点(大師駅前交差点)～県道101号[扇町川崎停車場]交点(大島四ツ角交差点)
市道小田32号線		県道6号[東京大師横浜]交点～南部防災センター前
市道古市場矢上線		市道幸多摩線交点(古市場小学校交差点)～県道14号[鶴見溝ノ口]交点(北加瀬交差点)
市道宮内新横浜線		国道409号交点(西下橋交差点)～市道尻手黒川線交点
市道井田20号線		県道14号[鶴見溝ノ口]交点(井田病院入口交差点)～井田病院前
市道久未鷺沼線		県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点(久未交差点)～国道246号交点
市道野川柿生線		市道高津5号線交点～県道13号[横浜生田]交点(蔵敷交番前交差点)
市道登戸野川線		市道野川菅生線交点(野川小学校入口交差点)～国道246号交点(野川団地入口交差点)
市道梶ヶ谷菅生線		市道野川菅生線交点(馬絹交差点)～市道野川菅生線交点(土橋交差点)
市道向ヶ丘遊園駅菅生線		横浜市境(青葉区)～県道9号[川崎府中]交点(稲生橋交差点)
市道菅早野線		市道尻手黒川線交点(王禅寺公園北側交差点)～麻生区下麻生2丁目
		麻生区下麻生2丁目～県道12号[横浜上麻生]交点(下麻生交差点)
市道万福寺王禅寺線		県道3号[世田谷町田]交点(麻生警察署前交差点)～市道尻手黒川線交点(山口台南側交差点)
市道細山線		県道124号[稲城読売ランド前停車場]交点(西生田小学校前交差点)～県道3号[世田谷町田]交点(麻生警察署前交差点)
市道中野島生田線		市道多摩第3号線交点(中野島駅入口交差点)～県道9号[川崎府中]交点(土淵交差点)
市道白石町2号線他3路線		横浜市境(白石橋)～川崎区大川町

緊急輸送道路から災害拠点病院までの路線

路線名	道路の占用を制限する区間
市道新川通8号線	県道101号[扇町川崎停車場]交点(川崎病院入口交差点)～川崎病院交差点
市道宮前町9号線	川崎病院交差点～国道132号交点(教育文化会館交差点)
市道小杉町12号線	市道川崎駅丸子線交点～日本医科大学武蔵小杉病院入口
市道菅生226号線	県道13号[横浜生田]交点(長沢交差点)～マリアンナ医大前交差点
市道菅生236号線 市道長沢48号線 市道菅生245号線	マリアンナ医大前交差点～聖マリアンナ医科大学病院入口

- 2 制限の対象物件
電気事業者、電気通信事業者、ケーブルテレビ事業者等が設置する新設電柱
(電柱の倒壊を防ぐための支線、支柱及び支線柱並びに電線は対象外)
- 3 制限の内容
道路の占用を制限する区域において、新設電柱の占用を原則として認めない。やむを得ない場合、仮設電柱の占用を認める(原則2年間)。
- 4 占用を制限する理由
緊急輸送道路等の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 5 占用の制限を開始する日
令和2年1月1日

川崎市告示第376号

川崎市道路占用規則(平成3年規則第33号)第4条に規定する道路占用許可基準の一部を次のように改正する。
令和元年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

第1に本文として「3 占用制限の場所(1)新設の電柱、電話柱については、法第37条第1項の規定に基づき告示された道路上の指定区域に設けることはできない。」を付する。

第1の本文中「3 占用物件の構造」を「4 占用物件の構造」に改める。

川崎市告示第377号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。
令和元年11月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。
(別紙省略)

川崎市告示第378号

指定障害児通所支援事業者の指定について
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。
令和元年11月26日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
有限会社エスエヌ企画	ライズ児童デイサービス 川崎西口	川崎市幸区南幸町2-26-12 サウスピアコート201	児童発達支援	令和元年11月1日	1455100170

川崎市告示第379号

指定障害福祉サービス事業者の指定について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いました

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和元年11月26日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社 シーユーシー・ホスピス	介護クラーク鷺沼	川崎市宮前区鷺沼1-5-1 鷺沼貸事務所201	居宅介護	令和元年11月1日	1415500873
株式会社ムツトライ	ケアセンター スノー・ドロップ	川崎市麻生区王禅寺東 五丁目46番1号	居宅介護 重度訪問介護	令和元年11月1日	1415600699
株式会社プレスト・ ケア	ネクサスコート麻生栗木台 訪問介護事業所	川崎市麻生区栗木台二丁目 14番7号	居宅介護	令和元年11月1日	1415600707
株式会社ヴィーヴル	グループホーム クローバー	川崎市宮前区南平台11-1 ビューラー風久保104号室	共同生活援助	令和元年11月1日	1425500863

川崎市告示第380号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和元年11月26日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
社会福祉法人なごみ福祉会	夢花工房ばばい	川崎市多摩区南生田 4-12-5	就労継続支援B型	令和元年10月31日	1415400538
株式会社 SKY	壱	川崎市川崎区境町8-19 京浜興産ビル1F	就労継続支援B型	令和元年10月31日	1415001237
株式会社 ネクサスケア	ネクサスコート麻生 栗木台訪問介護事業所	川崎市麻生区栗木台 2丁目14-7	居宅介護	令和元年10月31日	1415600632

川崎市告示第381号

道路の区域の変更に関する告示
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年11月26日から令和元年12月10日まで一般の縦覧に供します。

令和元年11月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	高石第37号線	川崎市麻生区高石3丁目3120番先 ----- 川崎市麻生区高石3丁目3120番先	1.82	1.14	
新	高石第37号線	川崎市麻生区高石3丁目3120番先 ----- 川崎市麻生区高石3丁目3120番先	4.00	1.14	

川崎市告示第382号

道路供用開始に関する告示
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年11月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年11月26日から令和元年12月10日まで一般の縦覧に供します。

令和元年11月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
高石第37号線	川崎市麻生区高石3丁目3120番先 ----- 川崎市麻生区高石3丁目3120番先	

川崎市告示第383号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年11月27日から令和元年12月11日まで一般の縦覧に供します。

令和元年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅 第51号線	川崎市多摩区菅3丁目551番1先 ----- 川崎市多摩区菅3丁目546番1先	1.82	21.59	
新	菅 第51号線	川崎市多摩区菅3丁目551番1先 ----- 川崎市多摩区菅3丁目546番1先	1.82	7.24	

川崎市告示第384号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年11月27日から令和元年12月11日まで一般の縦覧に供します。

令和元年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	東生田 第42号線	川崎市多摩区東生田3丁目9399番先 ----- 川崎市多摩区東生田2丁目4648番167先	1.82 ~ 2.72	9.21	
新	東生田 第42号線	川崎市多摩区東生田3丁目9399番先 ----- 川崎市多摩区東生田3丁目9313番25先	1.82 ~ 2.72	88.87	

川崎市告示第385号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年11月27日から令和元年12月11日まで一般の縦覧に供します。

令和元年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	堰 第69号線	川崎市多摩区堰3丁目6番4先 ----- 川崎市多摩区堰3丁目6番4先	5.12 ~ 5.97	22.41	
新	堰 第69号線	川崎市多摩区堰3丁目6番1先 ----- 川崎市多摩区堰3丁目6番1先	6.00	22.41	

川崎市告示第386号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年11月27日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年11月27日から令和元年12月11日まで一般の縦覧に供します。

令和元年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
堰 第69号線	川崎市多摩区堰3丁目6番1先 ----- 川崎市多摩区堰3丁目6番1先	

川崎市告示第387号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年11月27日から令和元年12月11日まで一般の縦覧に供します。

令和元年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	新城中町 第13号線	川崎市中原区新城中町 399番4先	2.36	17.12	
		川崎市中原区新城中町 399番4先			
新	新城中町 第13号線	川崎市中原区新城中町 399番1先	3.18	17.12	
		川崎市中原区新城中町 399番1先			

川崎市告示第388号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年11月27日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年11月27日から令和元年12月11日まで一般の縦覧に供します。

令和元年11月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
新城中町 第13号線	川崎市中原区新城中町399番1先	
	川崎市中原区新城中町399番1先	

川崎市告示第389号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和元年11月25日召集の令和元年第5回川崎市議会定例会において、令和元年11月27日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和元年11月28日

川崎市長 福田紀彦

令和元年度川崎市一般会計補正予算

令和元年度川崎市一般会計補正予算

令和元年度川崎市一般会計補正予算

令和元年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,888,971千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ755,257,427千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和元年11月25日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円	千円	千円
		363,727,801	477,616	364,205,417
18 県 支 出 金	1 市 民 税	193,598,060	477,616	194,075,676
	2 県 補 助 金	30,108,235	95,500	30,203,735
21 繰 入 金	1 基 金 繰 入 金	5,697,803	95,500	5,793,303
		67,620,319	631,855	68,252,174
24 市 債	1 市 債	64,252,776	631,855	64,884,631
		50,337,000	1,684,000	52,021,000
歳 入 合 計		752,368,456	2,888,971	755,257,427

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,674,387	137	1,674,524
	1 議 会 費	1,674,387	137	1,674,524
2 総 務 費		49,671,978	181,568	49,853,546
	1 職 員 管 理 費	31,691,670	178,087	31,869,757
	5 徴 税 費	5,804,944	2,767	5,807,711
	6 選 挙 費	1,013,815	370	1,014,185
	7 統 計 調 査 費	203,689	94	203,783
	8 人 事 委 員 会 費	142,272	132	142,404
	9 監 査 費	163,787	118	163,905
3 市 民 文 化 費		7,685,467	21,579	7,707,046
	1 市 民 文 化 費	7,685,467	21,579	7,707,046
4 こども未来費		121,211,544	4,009	121,215,553
	1 こども青少年費	47,343,569	2,736	47,346,305
	2 こども支援費	73,867,975	1,273	73,869,248
5 健康福祉費		147,220,089	7,173	147,227,262
	1 健康福祉費	9,489,748	6,057	9,495,805
	3 生活保護費	60,061,189	134	60,061,323
	4 老人福祉費	17,037,721	179	17,037,900
	5 障害者福祉費	45,071,558	605	45,072,163
	11 看護短期大学費	515,484	198	515,682
6 環 境 費		19,523,568	1,976	19,525,544
	1 環 境 管 理 費	1,666,295	654	1,666,949
	2 公 害 対 策 費	898,300	303	898,603
	3 ごみ処理費	13,274,252	985	13,275,237
	4 し尿処理費	524,865	34	524,899
7 経 済 労 働 費		26,365,114	218,688	26,283,802
	1 産 業 経 済 費	1,015,503	549	1,016,052
	3 中 小 企 業 支 援 費	21,897,903	207,589	22,105,492
	4 農 業 費	225,858	10,550	236,408
8 建 設 緑 政 費		29,672,809	616,808	30,289,617
	1 建 設 緑 政 管 理 費	2,750,279	2,023	2,752,302
	2 道 路 橋 り ょ う 費	10,199,498	7,577	10,207,075
	3 街 路 事 業 費	9,409,382	544	9,409,926
	4 広 域 道 路 費	89,459	68	89,527
	5 河 川 費	2,658,744	55,399	2,714,143
	8 公 園 費	3,476,109	551,197	4,027,306
9 港 湾 費		7,693,503	470	7,693,973
	1 港 湾 管 理 費	3,042,184	470	3,042,654
10 まちづくり費		25,408,066	291,496	25,699,562
	1 まちづくり管理費	536,451	1,479	537,930
	2 計 画 費	705,538	258	705,796
	3 整 備 事 業 費	14,062,082	337	14,062,419
	4 建 築 管 理 費	3,829,296	1,084	3,830,380
	5 住 宅 費	6,274,699	288,338	6,563,037

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
11 区 役 所 費		14,491,081	1,074,360	15,565,441
	1 区 政 振 興 費	12,212,738	1,073,347	13,286,085
	2 戸籍住民基本台帳費	2,278,343	1,013	2,279,356
12 消 防 費		17,407,026	42,197	17,449,223
	1 消 防 費	17,407,026	42,197	17,449,223
13 教 育 費		105,727,334	228,510	105,955,844
	1 教 育 総 務 費	35,359,214	194,953	35,554,167
	2 小 学 校 費	26,349,033	19,521	26,368,554
	3 中 学 校 費	13,133,973	9,218	13,143,191
	4 高 等 学 校 費	3,707,895	2,259	3,710,154
	5 特 別 支 援 教 育 費	2,667,865	1,753	2,669,618
	6 社 会 教 育 費	3,254,142	806	3,254,948
16 予 備 費		500,000	200,000	700,000
	1 予 備 費	500,000	200,000	700,000
歳 出	合 計	752,368,456	2,888,971	755,257,427

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額 千円
7 経 済 労 働 費	3 中 小 企 業 支 援 費	中小企業支援事業	100,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 千円
スポーツ施設整備事業費	令和元年度から令和2年度まで	200,000
中小企業災害対策特別資金利子補給金	令和2年度から令和16年度まで	279,288
羽田連絡道路整備事業費(その3)	令和元年度から令和2年度まで	3,000,000
多摩川緑地維持管理事業費(災害復旧工事分)	令和2年度	376,000
駅前広場等維持補修事業費	令和元年度から令和2年度まで	60,000

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
多摩川施策推進整備事業	546,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30ヵ年以内(措置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

2 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
	千円	千円	千円
安全施設整備事業	1,239,000	1,039,000	2,278,000
河川整備事業	1,268,000	56,000	1,324,000
公園緑地施設整備事業	1,861,000	43,000	1,904,000
合 計	4,368,000	1,138,000	5,506,000
地 方 債 総 合 計	50,337,000	1,684,000	52,021,000

令和元年川崎市一般会計補正予算
令和元年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,321,385千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ760,245,731千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごと

の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和元年11月25日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 県 支 出 金		千円 30,203,735	千円 2,804,500	千円 33,008,235
	2 県 補 助 金	5,793,303	2,804,500	8,597,803
21 繰 入 金		69,393,263	516,885	69,910,148
	1 基 金 繰 入 金	66,025,720	516,885	66,542,605
歳 入	合 計	756,924,346	3,321,385	760,245,731

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 経 済 労 働 費		千円 26,583,802	千円 3,321,385	千円 29,905,187
	3 中 小 企 業 支 援 費	22,105,492	3,315,085	25,420,577
	4 農 業 費	236,408	6,300	242,708
歳 出	合 計	756,924,346	3,321,385	760,245,731

第2表 繰越明許費補正

変 更

款	項	事 業 名	補正前の額	補正額	補正後の額
7 経 済 労 働 費	3 中 小 企 業 支 援 費	中小企業支援事業	千円 100,000	千円 3,306,000	千円 3,406,000
繰 越 明 許 費 総 合 計					3,406,000

川崎市告示第390号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和元年11月28日

川崎市長 福田 紀 彦

1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル(新規)

ア 市 長 1 件

(2) 個人情報ファイル(変更)

ア 市 長 1 件

(3) 個人情報ファイル(廃止)

ア 市 長 1 件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

川崎市告示第391号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和元年11月28日

川崎市長 福田 紀 彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市 長 5 件

イ 病院事業管理者 2 件

ウ 消 防 長 1 件

エ 教育委員会 14 件

(2) 外部提供

ア 市 長 9 件

イ 上下水道事業管理者 3 件

ウ 病院事業管理者 6 件

エ 教育委員会 3 件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

川崎市告示第392号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

令和元年11月28日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第393号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和元年11月28日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第394号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和元年11月28日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第395号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和元年11月28日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第396号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和元年11月28日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第397号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体として認可しましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和元年11月29日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 名称
東門前1, 2丁目町内会
- 2 規約に定める目的
良好な地域社会の維持及び形成に努め、もって、住み良い地域づくりを推進することを目的とする。
- 3 区域
川崎市川崎区東門前一丁目、東門前二丁目及び中瀬三丁目の一部
- 4 主たる事務所の所在地
川崎市川崎区東門前1-16-15
- 5 代表者の氏名及び住所
小池 勇一
川崎市川崎区東門前2丁目2番地7
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無

なし

8 規約に解散の事由を定めたときはその理由

なし

9 認可年月日

令和元年11月29日

川崎市告示第398号

川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年川崎市条例第4号）第6条の規定に基づき、次のとおり人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表しましたので、同条例第7条の規定に基づき告示します。

令和元年11月29日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

公 告

川崎市公告第387号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年11月18日

川崎市長 福田 紀 彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	川崎市新本庁舎超高層棟新築衛生設備工事
	履行場所	川崎市川崎区宮本町1番地ほか
	履行期限	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている3者（以下それぞれ「代表者」、「構成員2」及び「構成員3」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を15%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>オ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>カ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本工事については、現場着手日の前日までの期間は、技術者の専任配置を求めません。現場着手日において、他の工事に配置されていないことを要します。</p>	

参 加 資 格	<p>ウ 平成31・32年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「管」の総合評定値が1,100点以上であること。</p> <p>エ 次の(ア)から(オ)のいずれかの条件を満たす、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号で定める建築物の高さが60メートルを超える建築物の新築又は改築に伴う衛生設備工事の完工実績を平成16年4月1日以降に有すること。</p> <p>(ア) 単独で施工した工事については、元請としての実績であること。</p> <p>(イ) 同業種(業種「管」)による共同企業体が施工した工事については、代表者としての実績(元請に限る。)であること。</p> <p>(ウ) 総合建設業者(主として建築一式工事を請け負う建設業者をいう。)が元請として施工した工事については、一次下請としての実績であること。</p> <p>(エ) 建築工事業の許可を有する者のみの共同企業体が元請として施工した工事については、一次下請としての実績であること。</p> <p>(オ) 異業種による共同企業体が施工した工事については、構成員としての実績(元請に限る。)であること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者(業種「管」)を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本工事については、現場着手日の前日までの期間は、技術者の専任配置を求めません。現場着手日において、他の工事に配置されていないことを要します。</p> <p>ウ 平成31・32年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「管」の総合評定値が1,000点以上であること。</p> <p>(4) 共同企業体の構成員3に必要な条件</p> <p>ア 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者(業種「管」)を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本工事については、現場着手日の前日までの期間は、技術者の専任配置を求めません。現場着手日において、他の工事に配置されていないことを要します。</p> <p>(5) 共同企業体の代表者、構成員2又は構成員3のうち1者以上に必要な条件</p> <p>ア 平成31・32年度川崎市工事請負資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>イ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項による中小企業者であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年1月23日 17時00分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 本工事は、川崎市契約条例第5条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会(令和2年3月ごろ)で議決を得たときに契約を締結します。</p> <p>(4) 本工事又は「川崎市新本庁舎超高層棟新築工事」が低入札価格調査の対象となる場合、当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

そ の 他	<p>(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
-------	--

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 川崎市新本庁舎超高層棟新築昇降機設備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区宮本町1番地ほか
	履 行 期 限 契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>なお、本工事については、現場着手日の前日までの期間は、技術者の専任配置を求めません。現場着手日において、他の工事に配置されていないことを要します。</p> <p>(8) 次のアからオのいずれかの条件を満たす、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号で定める建築物の高さが60メートルを超える建築物の新築又は改築に伴う昇降機設備工事の完工実績を平成16年4月1日以降に有すること。</p> <p>ア 単独で施工した工事については、元請としての実績であること。</p> <p>イ 同業種（業種「機械器具設置」）による共同企業体が施工した工事については、代表者としての実績（元請に限る。）であること。</p> <p>ウ 総合建設業者（主として建築一式工事を請け負う建設業者をいう。）が元請として施工した工事については、一次下請としての実績であること。</p> <p>エ 建築工事業の許可を有する者のみの共同企業体が元請として施工した工事については、一次下請としての実績であること。</p> <p>オ 異業種による共同企業体が施工した工事については、構成員としての実績（元請に限る。）であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年1月23日17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 本工事は、川崎市契約条例第5条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会（令和2年3月ごろ）で議決を得たときに契約を締結します。</p> <p>(4) 本工事又は「川崎市新本庁舎超高層棟新築工事」が低入札価格調査の対象となる場合、当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
-------	---

川崎市公告第388号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年11月18日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 扇町跨線橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履行場所 川崎市川崎区南渡田町1番地先
	履行期限 契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) とび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「とび・土工」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年12月2日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	水路改修(宮前)工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区土橋1丁目14番地他2箇所
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 業種「土木」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用)</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年12月2日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	千鳥橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区夜光2丁目2番地先
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参 加 資 格	(8) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年12月2日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	中原区内市道川崎駅丸子線舗装道補修(切削その2)工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上平間174番地先
	履 行 期 限	契約の日から令和2年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年12月2日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	麻生橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区下麻生3丁目15番地先
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年12月2日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	渡田山王町公園ほか整備工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区渡田山王町13-1ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年12月2日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名 宮前平第4公園ほか整備工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区宮前平2丁目10-8番地ほか
	履 行 期 限 契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年12月2日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名 市道菅生433号線道路改良工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区潮見台3番地先
	履 行 期 限 契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

参加資格	(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年12月12日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件9)

競争入札に付する事項	件名	塩浜陸橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜1丁目10番地先
	履行期限	契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年12月12日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	上野川橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区野川1088番地先
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年12月12日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

川崎市公告第389号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和元年11月19日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	横浜市港北区高田東一丁目17番14号 株式会社ホームセンター 代表取締役 根岸 浩		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区初山一丁目366番2の一部、 385番3の一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	10.96メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第615号		廃止 年月日	令和元年 11月19日

川崎市公告第390号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年11月20日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	東住吉小学校校舎増築昇降機設備工事
	履行場所	川崎市中原区木月住吉町1番11号
	履行期限	契約の日から令和3年2月26日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。 (8) 川崎市発注のエレベーター設置工事の完工実績（元請に限る。）を平成16年4月1日以降に有すること。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年12月16日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第391号

令和元年11月6日川崎市公告第367号を次のとおり訂正します。

令和元年11月20日

川崎市長 福田 紀 彦

誤

2 土地の区域

(新) 川崎市高津区下作延5丁目1327-2ほか1筆
約0.4ha

(旧) 川崎市高津区下作延5丁目1332 約0.1ha

正

(新) 川崎市高津区下作延5丁目1332ほか2筆
約0.4ha

(旧) 川崎市高津区下作延字西谷1332番 約0.1ha

川崎市公告第392号

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第2項の規定に基づき、意見書の提出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年11月21日

川崎市長 福田 紀 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 宮崎台駅前計画

川崎市宮前区宮前平三丁目1番2 外

2 提出された意見書

9通

3 提出された意見の概要

(1) 当該店舗の小売業者は他事業者と比較しても来店客数が多く、近年開店した同小売業者の別店舗でもしばしば入庫渋滞が発生していることから、渋滞が発生しないよう、来店ピーク対応設計を再考の上、誘導計画を策定するようお願いしたい。

(2) 当該店舗に接する2面の道路は自動車よりも歩行者の通行量が多い生活路であり、特に近隣の公園、交差点は登下校の児童生徒や園児が多く通ることから、事故の発生がないよう交通誘導をお願いしたい。

(3) 当該店舗近隣の道路において交通量が大きく変わった際には、交通誘導の見直しを行い、継続的に周辺への交通渋滞・交通事故の防止に努めていただきたい。

(4) 当該店舗と店舗隣接マンションの間の道路から接続するT字路及び店舗駐車場出入口に常時ガードマン等を配置して欲しい。

(5) ガードマン等の配置をやめる等、安全対策で大きな変更がある場合には、事前に店舗隣接マンション

の管理組合へ連絡を入れていただきたい。

(6) 園児が徒歩通園する際の安全確保を求める。

(7) 通園バス運行時における幼稚園バス運行の際、歩行者への安全確保及び円滑なバスの通行を求める。

4 提出された意見書の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課(川崎フロンティアビル10階)及び宮前区役所

5 提出された意見書の縦覧期間及び時間帯

令和元年11月21日から令和元年12月21日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日、休日を除く。

川崎市公告第393号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年11月21日

川崎市長 福田 紀 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

川崎ゼロゲート

川崎市川崎区小川町1番地1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

氏名

株式会社アエル

東京都大田区山王二丁目2番15号

代表取締役 山中 康敬

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 川崎Z計画新築工事

(変更後) 川崎ゼロゲート

(2) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 川崎市川崎区小川町1丁目7

(変更後) 川崎市川崎区小川町1番地1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
未定	未定	未定

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社アインファーマシーズ	代表取締役 大石 美也	北海道札幌市白石区東札幌5条2丁目4番30号
楽天モバイル株式会社	代表取締役社長 山田 善久	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
株式会社ゲオホールディングス	代表取締役 遠藤 結蔵	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号
株式会社ローソン	代表取締役 竹増 貞信	東京都品川区大崎一丁目11番2号

4 変更の年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称
令和元年8月8日
- (2) 大規模小売店舗の所在地
令和元年8月8日
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
令和元年8月8日

5 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗の名称を変更したため
- (2) 大規模小売店舗の所在地(番地表記)が変更したため
- (3) 未定であった小売業を行う者が決定したため

6 届出の年月日

令和元年11月14日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課
(川崎フロンティアビル10階)

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和元年11月21日から令和2年3月21日の午前8時30分から午後5時まで。
ただし、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和2年3月21日

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第394号

次の表の左欄に記載する者に対する釜石都市計画片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業施行者釜石市が発した土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項に基づく換地処分通知は、送付すべき場所を確知す

ることができないため、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付に代えて、その内容が次の掲示場所に掲示されている。

令和元年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

書類の送付を受けるべき者	判明している最後の住所
氏 名	
多田 尚平	川崎市中原区丸子通二丁目707番地 武蔵小杉ANマンション302

2 通知の内容が掲示されている場所

岩手県釜石市片岸町第9地割102番地1にある掲示板

3 通知の内容の掲示期間

令和元年11月22日から令和元年12月2日まで

川崎市公告第395号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区五力田三丁目59番2

の一部 ほか5筆の一部

957平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市麻生区古沢387番地

鈴木 アイ子

3 予定建築物の用途

長屋 2棟

計画戸数：8戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和1年6月21日

川崎市指令 ま宅審(イ)第30号

川崎市公告第396号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年11月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

高津図書館空調設備長寿命化整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市高津区溝口4丁目16番3号

(3) 履行期間

契約日から令和2年3月31日まで

(4) 業務概要

高津図書館に設置されている1階展示室、会議室、2階印刷室、スタッフルームの空調機の交換及び試運転調整を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登載されていること。

(3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事实績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒213-0001

川崎市高津区溝口4丁目16番3号

川崎市教育委員会事務局生涯学習部高津図書館

電 話 044-822-2413(直通)

F A X 044-844-7594

E-mail 88takato@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年11月25日(月)から令和元年11月29日

(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和元年12月3日(火)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和元年12月3日(火)から令和元年12月6日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 88takato@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-844-7594

(5) 回答方法

令和元年12月12日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年12月16日（月）午前11時00分

イ 入札場所

川崎市高津区溝口4丁目16番3号
川崎市教育委員会事務局生涯学習部高津図書館
2階閲覧室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手續き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第397号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 令和元年度 川崎市都市イメージ調査
業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市総務企画局シテプロモーション推進室等

(3) 履行期限 契約締結日から令和2年3月31日まで

(4) 業務概要

本業務は、川崎市シテプロモーション戦略プラン（平成26年度策定）に定める目標の達成状況の確認及び目標達成に向けた効果的・効率的なプロモーション活動の設定を目的に実施します。

本業務では、市内外の人々の川崎に対するイメージ及びシビックプライド（都市への愛着や誇り）等が、現状においてどのような態様を示しているのか、基礎的な資料やデータを収集し、調査・分析を行います。

詳細は、委託仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に業種「調査測定」種目「市場調査」に搭載されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
- 川崎市のホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。
- また、この入札に参加を希望する者は、次のとおり所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。
- なお、入札説明会は実施しません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
- 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市総務企画局シティプロモーション推進室
ブランド戦略担当
電 話 044-200-0848
F A X 044-200-3915
e-mail 17brand@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
- 令和元年11月25日(月) 8:30から令和元年12月6日(金) 17:00まで
- ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)ならびに平日の正午から午後1時までを除きます。
- (3) 提出方法 持参
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 場所 3(1)に同じ
- (2) 日時 令和元年12月10日(火) 13:00から17:00まで
- ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで配信されます。
- 5 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先 3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間
- 令和元年11月25日(月) 8:30から令和元年12月12日(木) 17:00まで
- ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)ならびに平日の正午から午後1時までを除きます。
- (3) 質問書の様式
- 入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
- 持参、電子メール、F A X又は郵送によります。持参先等は3(1)に同じ。

- なお、電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。
- また、郵送の場合は5(2)の期間内に必着のこと。
- (5) 回答方法
- 令和元年12月17日(火) 17:00までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 6 一般競争入札参加資格の喪失
- 一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法
- ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 入札日時 令和元年12月24日(火) 10:00
- イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎11階会議室
- (3) 入札書の提出方法
- 持参とします。
- (4) 入札保証金 免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
- 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
- 入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 8 契約手続等
- (1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(URLは3に記載)及び「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」で閲覧することができます。

9 その他

関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じ。

川崎市公告第398号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年11月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 堤根処理センター減速機点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区堤根52番地
- (3) 履行期間 契約日から令和2年3月19日まで
- (4) 業務概要 堤根処理センターに設置されている減速機の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」もしくは「準市内」で登録されている者。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の減速機点検整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(5)に関する書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 担当 小林、小澤
電話 044-200-2587(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
令和元11月25日(月)から令和元年11月29日(金)
9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類

- ア 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し
- イ 上記2(6)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和元年12月3日(火)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)と同じ
- (2) 交付日時 令和元年12月3日(火)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和元年12月3日(火)から令和元年12月5日(木)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)と同じ

- (4) 回答方法
令和元年12月9日(月)
全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加

資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和元年12月10日(火)
9時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参
(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第399号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和元年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター資源化処理施設脱臭装置点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和2年3月19日(木)まで
- (4) 業務概要 王禅寺処理センター資源化処理施設に設置されている脱臭装置の機能を正常に維持するために必要な点検整備及び活性炭の交換、臭気測定等業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、脱臭装置点検整備(活性炭交換含む)業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)の契約実績を確認できる書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒215-0013
川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
技術係 富田、藤井、齊藤
電 話 044-966-6135
F A X 044-951-0314

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和元年11月25日(月)から令和元年11月29日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

- (3) 提出方法
持参(持参以外は無効とする)
- (4) 提出書類
ア 上記2(4)の実績を確認できる書類等の写し(契約書の写し等)
イ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)
- 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和元年12月10日(火)までに交付します。
なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。
(1) 交付場所 上記3(1)に同じ
(2) 交付日時 令和元年12月10日(火)9時から17時まで(12時から13時の間は除く)
- 5 質問書の受付・回答
(1) 質問受付日
令和元年12月10日(火)から令和元年12月12日(木)9時から17時まで(持参する場合、12時から13時の間は除く)
(2) 質問書の様式
配布する「質問書」の様式により提出してください。
(3) 質問受付方法
ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-951-0314
ウ 持参 上記3(1)に同じ
(4) 回答方法
令和元年12月17日(火)までに全社に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。
(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
(2) 入札・開札の日時 令和元年12月20日(金)10時00分
(3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地王禅寺処理センター3階会議室

- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とする)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約手続等
(1) 契約保証金 要(10%)
※ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。
(2) 契約書の作成 要
(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- 9 その他
(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第400号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年11月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 競争入札に付する事項
(1) 件名 浮島処理センター資源化処理施設脱臭装置吸着剤交換整備業務委託
(2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
(3) 履行期間 契約日から令和2年3月27日(金)まで
(4) 業務概要 本業務は、浮島処理センター資源化処理施設に設置されている脱臭装置の機能を正常に維持するために必要な脱臭装置吸着剤交換整備を実施するものである。
- 2 競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に記載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の脱臭装置吸着剤交換整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 小林、鈴木
電話 044-200-2587(直通)
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和元年11月25日(月)から令和元年11月29日(金)9時から17時まで
(12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類
ア 競争入札参加申込書
イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
ウ 上記2(5)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和元年12月6日(金)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ

- (2) 交付日時 令和元年12月6日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和元年12月6日(金)から令和元年12月10日(火)9時から17時まで(土、日曜及び12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法
令和元年12月13日(金)
全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和元年12月20日(金)11時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参
(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金は次のとおりとします。
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ

ればなりません。

- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第401号

入 札 公 告

令和元年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
東扇島下水管実態調査委託（その2）
- (2) 履行場所
川崎市川崎区東扇島内
- (3) 履行期間
契約日から令和2年3月19日まで
- (4) 業務概要
本委託は、東扇島内の管きょ施設の現状調査を行うものである。また、調査結果については今後の修繕計画の資料に活用する。
幹線清掃工： 1式
目視調査工： 1式
TV調査工： 1式
報告書作成工： 1式
交通管理工： 1式

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「下水管きょテレビカメラ調査」で登録されている者
- (4) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃

棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること）を受けていること。

- (5) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能なもの。
- (6) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有するものを配置できること。
- (7) 平成21年度以降に、管きょ内調査用TVカメラを使用した管きょ調査作業を含む業務を元請けとして実施し、完了した実績を有すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和元年11月25日（月）から令和元年12月2日（月）までとします（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること）

ウ 上記2(7)を証する書類（契約書の写し等）

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において令和元年11月25日（月）から令和元年12月2日（月）まで縦覧に供します（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和元年12月5日(木)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和元年12月5日(木)に競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和元年12月6日(金)午前9時から令和元年12月10日(火)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

令和元年12月16日(月)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年12月20日(金)午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する「特定業務委託契約」に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御覧ください。

川崎市公告第402号

入 札 公 告

令和元年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎港海底トンネル排水施設浚渫業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区千鳥町及び東扇島地内

(3) 履行期間

契約日から令和2年3月15日まで

(4) 業務概要

海底トンネル内に雨水等と共に流入する土砂の分離効果を向上させ、排水施設（水中ポンプ）の故障等による障害を防止し、施設を良好に維持するため、川崎港海底トンネル内の排水施設を浚渫清掃して、汚泥等の産業廃棄物を収集し、保管場所まで運搬するものである。

詳細については、「川崎港海底トンネル排水施設浚渫業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物収集運搬業」で登録されている者

(4) 川崎市もしくは神奈川県より、汚泥の収集運搬許可を受けていること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和元年11月25日（月）から令和元年12月2日（月）までとします（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（汚泥を含む）

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において令和元年11月25日（月）から令和元年12月2日（月）まで縦覧に供します（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和元年12月5日（木）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除きます。）

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和元年12月5日（木）までに入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和元年12月6日（金）午前9時から令和元年12月10日（火）午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

F A X 044-287-6038

(5) 回答方法

令和元年12月16日(月)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年12月23日(月) 午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1
川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

- (1) 契約保証金は免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
契約書を作成することを要します。
- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第403号

スポーツ・文化総合センター事業モニタリング等支援業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和元年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

スポーツ・文化総合センター事業モニタリング等支援業務委託

(2) 履行場所

川崎区役所まちづくり推進部地域振興課
(川崎市川崎区東田町8番地)

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月19日まで

(4) 委託概要

スポーツ・文化総合センター事業に関する川崎市が行う財務面及び運営・維持管理面のモニタリングの支援業務委託

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格者名簿に業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」で登録されている者。
- (4) 過去に本市又はその他官公庁で、類似の契約実績がある者。または、日本公認会計士協会に登録している者。

3 入札参加申込書及び仕様書の配布等

次により一般競争入札参加資格確認書を配布します。この入札に参加を希望するものは、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。なお、配布期間中にホームページからダウンロードすることも可能とします。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8570 川崎市川崎区東田町8番地
川崎区役所まちづくり推進部地域振興課
電 話 044-201-3231
FAX 044-201-3209
e-mail ochiai-k@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年11月25日(月)から令和元年12月2日(月)までとします。(土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時

まで)。

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 類似の業務実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参

- 4 競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿に登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書は自動的に電子メールで交付されます。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和元年12月5日(木)午前8時30分～午後5時
(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) その他

一般競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和元年11月25日(月)から令和元年12月2日(月)まで縦覧します(土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 仕様に関する質問について

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和元年12月5日(木)から令和元年12月11日(水)までとします(午前8時30分から午後5時まで)。

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メールにて送付してください。

(4) 質問に対する回答

質問があった場合の回答は、令和元年12月13日(金)までに、全社宛て電子メールにて送付します。なお、回答後の再質問は、受付しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に、2「競争入札参加資格」の各号のい

れかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封書に封印し、持参してください。

(2) 入札金額

入札金額は、消費税及び地方消費税を含めないものを記入してください。

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年12月18日(水) 午後2時

イ 場所 川崎市川崎区東田町8番地

パレール三井ビルディング 7階

第2会議室

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧することができます。

9 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

- (2) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

- (3) 入札説明書、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得は3(1)の場所において、一般競争入札参加資格確認申請書の配布期間中

に縦覧できます。

- (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限ります。
- (5) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。
- (6) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第404号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和元年11月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	主要地方道東京大師横浜舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市川崎区浅田4丁目14番地先
	履行期限	契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用)</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(11) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年1月8日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	県道主要地方道東京丸子横浜舗装道補修(切削)及び自転車通行環境整備工事
	履 行 場 所	川崎市中原区木月4丁目27番地先
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用)</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(11) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年12月9日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	県道扇町川崎停車場舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区新川通11番地先
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>	

参 加 資 格	<p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(8) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(9) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用)</p> <p>(10) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(11) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(12) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(13) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年12月9日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	上並木歩道橋補修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区小川町19-9番地先
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年12月9日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	市道浮島町1号線道路冠水対策(分水桝施設)工事
	履行場所	川崎市川崎区浮島町7番地先
	履行期限	契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年12月9日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	桜本公園ほか遊具更新工事
	履行場所	川崎市川崎区桜本2-33-5ほか
	履行期限	契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参加資格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年12月10日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 令和元年度 緑ヶ丘霊園無縁墓所改修工事
	履行場所 川崎市高津区下作延1241
	履行期限 契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること (10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年12月10日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名 東名橋ほか2橋橋りょう整備(高欄改良)工事
	履行場所 川崎市宮前区神木本町2丁目1番地先ほか2箇所
	履行期限 契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

参加資格	(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年12月10日13時30分
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件9)

競争入札に付する事項	件名	宮前区内標識補修(大型案内)工事
	履行場所	川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履行期限	契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年12月10日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件10)

競争入札に付する事項	件名	幸区内道路標識補修(大型標識)工事
	履行場所	川崎市幸区役所道路公園センター管内
	履行期限	契約の日から令和2年3月31日まで

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「道路標識設置等」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年12月10日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第405号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 幸消防署南河原出張所外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市幸区南幸町2丁目38番地
	履 行 期 限 契約の日から令和2年3月27日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年1月6日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩川管理事務所排水設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市幸区東古市場1番
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」又は「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年1月6日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎市民プラザ屋上防水改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区新作1丁目19番1号
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 防水工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。	

参加資格	<p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「防水」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年1月8日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	武蔵中原駅前公衆トイレ改修工事
	履行場所	川崎市中原区上小田中5-2
	履行期限	契約の日から令和2年3月27日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年12月13日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第406号

(仮称)西加瀬プロジェクトに係る条例環境影響評価方法書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第10条の規定に基づく条例環境影響評価方法書の提出がありましたので、同条例第11条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第11条で定める事項について次のとおり公告します。

令和元年11月27日

川崎市長 福田 紀 彦

条例環境影響評価方法書について

1 指定開発行為者

所在地:東京都中央区日本橋一丁目4番1号

名 称:武蔵小杉特定目的会社

代表者:取締役 中村 樹

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称)西加瀬プロジェクト

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

(第1種行為)

大規模建築物の新設(第1種行為)

商業施設の新設(第2種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区西加瀬5番1 外

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

物流倉庫及び店舗等の新設

(2) 内容

区域面積:約100,266㎡

延べ面積:約213,200㎡

5 指定開発行為の施行期間

令和3年6月~令和6年9月(予定)

6 条例方法書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第3章 環境影響評価項目の選定等

第4章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

第5章 関係地域の範囲

第6章 その他

7 条例方法書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和元年11月27日(水)から令和2年1月10日(金)まで

土曜日、日曜日及び12月30日から1月3日は除く。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分~午後0時30分も縦覧を行います。

(2) 場所

中原区役所、幸区役所、幸区役所日吉出張所及び環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第407号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年11月27日

川崎市長 福田 紀 彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区新作1丁目1768番

の一部 ほか3筆の一部

1,319平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市旭区二俣川二丁目21番地1

つくみ住研株式会社 代表取締役 大川義弘

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数:10戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成31年3月27日

川崎市指令 ま宅審(イ)第171号

川崎市公告第408号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年11月29日

川崎市長 福田 紀 彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度登戸土地区画整理事業都市計画道路登戸1号線他電線共同溝設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸地内
	履 行 期 限	令和2年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参加資格	(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 主任技術者および照査技術者は技術士（建設部門—道路）またはRCCM（道路）のいずれかの有資格者とする。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和2年1月9日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度登戸土地区画整理事業道路築造等設計業務委託
	履行場所	川崎市多摩区登戸地内
	履行期限	令和2年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 主任技術者および照査技術者は技術士（建設部門—道路）またはRCCM（道路）のいずれかの有資格者とする。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年1月9日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	市道扇町5号線冠水対策調査委託
	履行場所	川崎市川崎区扇町6番地先
	履行期限	令和2年3月19日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年1月9日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市中原区井田一丁目1005番
ほか1筆の一部
1,549平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市中原区井田1丁目26番53号
田邊 理子
- 3 予定建築物の用途

共同住宅

計画戸数：36戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年12月25日

川崎市指令 ま宅審（イ）第135号

川崎市公告第410号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和元年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和元年11月18日	特定非営利活動法人 有馬まちづくりサポート センター カンアオイ	平澤 太朗	川崎市宮前区東有馬2丁目 5番21号	この法人は、地域の人々の連携協力のもと、高齢者や障害者そして健常者が互いに助け合う持続可能な地域社会の実現を目指し、地域の人々が心豊かに安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

川崎市公告第411号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

のとおり公告します。

令和元年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和元年11月14日	特定非営利活動法人ぶらりば	小幡 富士雄	川崎市麻生区栗木2丁目 2番地1	この法人は、障害のある人と家族が、一人ひとりの人権に基づき、自由にいきいきと地域で豊かに暮らすことができるように支援し、そのコミュニティを実現するために、地域共生のネットワークを広げ、福祉の増進、人権の擁護に寄与することを目的とする。

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第219号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
市民防災農地看板作製・設置業務委託
- (2) 履行場所
市内防災農地のうち、31箇所
- (3) 履行期間
契約日から令和2年3月31日まで
- (4) 業務概要
川崎市市民防災農地登録実施要綱第5条に基づき、市民防災農地に登録された農地に関する標識板作製及び設置を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「その他」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、標識、看板の作成を含む類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0005
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
総務企画局危機管理室 計画調整担当
電 話 044-200-2474(直通)
F A X 044-200-3972
E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和元年12月10日(火)から12月16日(月)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただ

し、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会
実施しません。
- (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 日時
令和元年12月18日(水) 午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

- (1) 問い合わせ先
「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- (2) 質問受付期間
令和元年12月10日(火)から12月26日(木)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、F A X又は郵送によります。(電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和2年1月6日(月)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和2年1月9日(木)午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しな

ればなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第220号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 地方卸売市場南部市場水産仲卸棟受変電所動力変圧器補修業務委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区南幸町3丁目126番地1
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年3月27日まで
- (4) 業務内容 仕様書のとおり

2 競争参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」に登録されていること。
- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。
- (6) 過去2年間で、本市又は他官公庁において、類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績がある

- こと（契約実績を証明できる契約書、仕様書のコピーを画面にて競争参加申込書と共に提出すること）。
- 3 入札説明書・競争参加申込書の配布及び提出
この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書を提出してください。
- (1) 配布及び提出場所
〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1
経済労働局中央卸売市場北部市場管理課施設維持係
担当 森茂
電 話：044-975-2216
F A X：044-975-2242
電子メール：28hokan@city.kawasaki.jp
- ※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出期間
令和元年12月10日（火）から令和元年12月16日（月）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）とします。
- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出書類 競争入札参加申込書
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付
競争参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認書を令和元年12月18日（水）に交付します。
なお、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。
- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ。
- (2) 交付日時 令和元年12月18日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- 5 仕様書に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先 上記3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間
令和元年12月10日（火）から令和元年12月20日（金）まで（土・日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）とします。
- (3) 回答方法
令和元年12月26日（木）に電子メールにて文書を送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等

- (1) 入札は、「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和2年1月8日（水）午前10時
- (3) 入札・開札の場所 川崎市宮前区水沢1-1-1
川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場
管理事務所棟3階
第1会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参
- (5) 入札保証金 免除（ただし、競争参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき）
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格な場合には調査を行うことがあります。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います（開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします）。
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- (9) 入札書の記載金額 入札に際しては、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 8 入札及び開札に立ち会う者に関する事項
入札場所に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。
入札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません（入札前に委任状を提出してください。代理人による入札に関する事項は「川崎市競争入札参加者心得」を参照してください。）。
- 9 契約手続等
- (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) 契約予定日 令和2年1月14日(火)
- (5) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

- (1) 事情により、入札を延期、又は、取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は入札説明書によります。
- (4) 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を閲覧確認願います。

川崎市公告(調達)第221号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市総合教育センター塚越相談室他計5施設で使用する電力の供給に関する契約
- (2) 履行場所 川崎市総合教育センター塚越相談室他計5施設
- (3) 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 概 要 上記期間内における単価納入契約の締結調達見込数量 約78,000キロワット時

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により、小売電気事業を営もうとする者として経済産業大臣の登録を受けていること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に登録されていること。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

ターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 1F 総務室
電話 044-844-3600

(2) 配付・提出期間

令和元年12月10日(火)から令和元年12月17日(火)までの下記の時間
午前9時~正午及び午後1時~5時(土曜日、日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参に限ります。

4 入札説明書の交付

3により、競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間に縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和元年12月20日(金)午後1時~5時
ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録した際にメールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

6 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所 3(1)と同じ。

(2) 問い合わせ期間

令和元年12月23日(月)から令和2年1月7日(火)までの下記の時間
午前9時~正午及び午後1時~5時(土曜日、日曜日及び年末年始(12月29日~1月3日を除く。))

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。

質問書を送付した際は、併せて3(1)まで電話連絡してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和2年1月16日(木)までに、参加全社あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

持参による入札とします。

入札金額は予定使用電力量に対する総価(消費税及び地方消費税を含まない)で行います。ただし、契約は単価によるものとします。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 入札書の提出日時

令和2年1月24日(金) 午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

(3) 入札保証金 免除

(4) 開札の日時 8(2)アに同じ

(5) 開札の場所 8(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)と同じです。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (5) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第222号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和元年度 路線バス利用実態調査委託(その1)
- (2) 履行場所 川崎市域及び近隣地域
- (3) 履行期間 契約日から令和2年10月30日まで
- (4) 調達概要 市内等における詳細な路線バスの利用需要を把握し、バス路線の輸送効率等の実態を捉えるための調査及び調査データの集計等を行う。

2 一般競争入札参加に必要な資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「交通量調査」に登録されていること。

なお、有資格者名簿に搭載のない者(入札参加業種・種目に搭載のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和元年12月13日(金)までに行うこと。

- (4) 平成21年4月1日以降に、国内において、本件における路線バス利用者の乗車及び降車停留所の調査と同様な調査方法による調査であり、調査対象の路線バスの仕業数が200以上/日(調査日が複数日設定されている場合には、いずれか1日の調査対象の仕業数が200以上であれば可)の業務を元請として受託し履行した実績があること。
- (5) 確実に履行することができること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び上記2(4)の契約実績を証する書類(契約書及び仕様書の写し等)を提出しなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書について

ア 提出及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地
(明治安田生命川崎ビル6階)
川崎市まちづくり局交通政策室
電話：044-200-2034(直通)

イ 配布期間及び提出期限

令和元年12月10日(火)から令和元年12月17日(火)まで(土曜及び日曜を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

ウ 提出物

(ア) 一般競争入札参加申込書

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることができます。ダウンロードできない場合は上記3(1)アの場所以て上記3(1)イの期間に配布します。

(イ) 上記2(4)を証明する書類(契約書及び仕様書の写し等)

(日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付すること。)

エ 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

5 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に電子メールのアドレスを登録している場合は、当該メールアドレスに、令和元年12月25日(水)までに送付します。当該メールアドレスを登録していない者には、同日までにFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者

の入札は無効とします。

6 仕様書等の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者は、次により入札説明書及び「令和元年度 路線バス利用実態調査委託(その1)仕様書」(以下「仕様書」という。)について、無償で交付します。

(1) 交付場所

上記3(1)アに同じ

(2) 交付期間

上記3(1)イに同じ

7 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書を交付された者が、仕様書等に質問がある場合は、次により質問を行うことができます。

(1) 問い合わせ先

上記3(1)アに同じ

(2) 問い合わせ期間

令和元年12月26日(木)から令和2年1月8日(水)まで(土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、上記3(1)アの受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、令和2年1月14日(火)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

8 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時

令和2年1月27日(月)午前11時00分

(3) 入札・開札の場所

川崎市川崎区東田町5番地4
第3庁舎15階第2会議室

(4) 入札書の提出方法

ア 持参による提出の場合

(ア) 入札場所 上記9(3)に同じ

(イ) 提出日時 令和2年1月27日(月)
午前11時00分

イ 郵送(書留郵便に限る。)による提出の場合
 (ア) 提出場所 上記3(1)アに同じ
 (イ) 提出期限 令和2年1月23日(木)必着
 (郵送による提出の際は、上記3(1)アの問い合わせ先へ郵送した旨を電話連絡してください。)

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

なお、最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上あるときは、当該者のくじ引きによって落札者を定めます。この場合において、当該入札参加者は、くじを引くことを辞退することはできません。当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(7) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

(8) 再度入札の実施

開札日に予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされたものは除きます。なお、開札に立ち会わない者は再度入札に参加の意志が無いものとみなします。

(9) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

10 契約手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧することができます。

11 その他

(1) 本調達には「政府調達に関する協定」の対象となる調達です。

(2) 公告に定めるもののほか、「川崎市契約条例」、「川崎市契約規則」、「政府調達に関する協定」、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」、「川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」等に定めるところによります。

(3) 入札書、一般競争入札参加申込書等に用いることができる言語は日本語となります。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)アに同じです。

(5) 仕様書等は、この入札以外の目的に使用してはなりません。また、川崎市の承認を得た場合を除き、仕様書等を他の者に公表又は貸与したり、使用させたりしてはなりません。

(6) 契約に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the services required
 Contract of survey on actual use of route bus

(2) Submission deadline for the Form of Tender:

a Submission in person

2020/01/27 Monday, by 11 a.m.

b Submission by mail (registered mail only)

2020/01/23 Thursday

c Contract proposal must be submitted in Japanese, and payment can only be made with Japanese yen.

(3) Inquires

Traffic Policy Office

Urban Improvement Bureau

6th Floor, Meiji Yasuda Seimei Kawasaki Building

6 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki City, Kanagawa Prefecture, 210-8577 Japan

Tel:044-200-2034

川崎市公告(調達)第223号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 浮島処理センター新エネルギー等電気相当量(第1四半期)の売却(その1)
- (2) 履行場所 川崎市環境局施設部処理計画課:
川崎市川崎区東田町5番地4
- (3) 引渡期間 契約日から令和2年2月28日まで
- (4) 概 要 平成31年4月1日から令和元年6月30日までに浮島処理センターで発生した新エネルギー等電気相当量の売却
売却量 1,600,000kWh

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に登載するための申請をしていること。
- (4) 電気事業法第27条の27第1項の規定に基づき、発電事業の届出をしていること。又は、小売電気事業の登録の申請等に関する省令(平成27年7月24日経済産業省令第58号)に基づき、小売電気事業の登録申請をしていること。
- (5) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」附則第9条の経過措置規定による「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則」に基づく新エネルギー等電気相当量の増量又は減量の記録を行うための電子口座を保有していること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)、(5)を証明出来る書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 小林、磯崎
電話 044-200-2587(直通)
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和元年12月10日(火)から令和元年12月16日(月)
9時から17時まで(土、日曜日及び祝日並びに12

時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法

持参又は郵送。

ただし、郵送の場合は12月16日(月)17時までに必着とし、不備がないこと。

(4) 提出書類

- ア 上記2(4)の発電事業者又は小売電気事業者であることを証明可能な書類。登録が完了していない場合は、手続きを進めていることの証明可能な書類
- イ 上記2(5)の電子口座を保有していることを証明可能な書類

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和元年12月18日(水)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)と同じ
- (2) 交付日時 令和元年12月18日(水)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和元年12月18日(水)から令和元年12月20日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出すること。

(3) 質問受付方法

- ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
- イ F A X 044-200-3923
- ウ 持参 上記3(1)と同じ

(4) 回答方法

令和元年12月23日(月)に文書(電子メールまたはF A X)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時 令和元年12月25日(水)13時30分

- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送については、12月24日(火)必着とする。有効札の最高価格が同額の場合は、後日くじ引きを行い、落札者を決定するため、最高価格の入札を行った者は出席すること。
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。入札においては1kWhあたりの単価を入札書(見積書)に記載すること。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第224号

入 札 公 告

宮前市民館直流電源装置整備業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和元年12月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
宮前市民館直流電源装置整備業務委託
- (2) 履行場所
宮前市民館 川崎市宮前区宮前平2-20-4

- (3) 履行期限
契約日から令和2年3月31日まで

- (4) 調達概要
別紙委託業務仕様書による

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の以下の業種・種目に全て登載されていること。

業種 「施設維持管理」

種目 「電気機械設備保守点検」

- (5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。
- (6) 過去7年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所

〒216-0006

川崎市宮前区宮前平2-20-4

川崎市宮前市民館 3階受付

電 話 : 044-888-3911

F A X : 044-856-1436

E-Mail : 88miyasi@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和元年12月10日(火)から令和元年12月13日

(金)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

※ 競争参加申込書の様式について、電子メールでの配布を希望される場合、3(1)の電話番号及びメールアドレスへ御連絡ください。(電話とメール、両方への連絡が必須です)

- (3) 提出方法

持参

- (4) 提出書類

競争参加申込書

競争参加資格を得るために必要な条件の証明(実

績内容を確認できる契約書の写し又は契約履行証明書(任意の様式)

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。

なお、入札説明書は3(1)の場所において、令和元年12月10日(火)から令和元年12月13日(金)までの下記の時間、縦覧に供します。

午前9時から正午までと午後1時から午後5時までただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」で閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、令和元年12月17日(火)午後5時までに平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛て競争参加資格確認通知書を送付します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和元年12月17日(火)

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

令和元年12月17日(火)から令和元年12月18日(水)までの下記の時間午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」にて、3(1)に記載の受付に直接持参するか、FAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。

また、FAX・電子メールで質問する場合は、「質問書」を送信した旨を3(1)記載の電話番号宛て連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、3(1)の場所において、令和元年12月20日(金)の午前9時から正午までと、午後1時から午後5時まで縦覧に供するとともに、令和元年12月20日(金)午後5時までに、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へFAX又は電子メールにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書等について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

令和元年12月26日(木) 午後2時

(イ) 入札場所

川崎市宮前区宮前平2-20-4

川崎市宮前市民館 4階 第3会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

8(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第225号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和元年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
帰宅困難者一時滞在施設用無線機の賃貸借
- (2) 履行場所
川崎市幸区堀川町72-2
ラゾーナ川崎プラザ ほか
- (3) 履行期間
令和2年3月1日から令和7年2月28日まで
- (4) 業務概要
入札説明書による。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。
- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 過去2箇年の間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び電子機器、通信機器等に関する同規模のリース契約の実績を証する書類を提出しなければなりません。

- (1) 問い合わせ先
〒210-8577

神奈川県川崎市川崎区宮本町1
川崎市総務企画局危機管理室 担当：木内
電 話 044-200-2722
ファックス044-200-3972
メール 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の”物品”-「入札公表・財政局」に掲載いたしますので、ダウンロードしてください。また、(1)の場所にて配布もいたします。

提出期間は、令和元年12月10日(火)から令和元年12月17日(火)までの午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土・日曜日と祝日を除きます。)

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

(1) 日時

令和元年12月19日(木)
午後1時00分から午後5時まで

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」-「入札情報」の”物品”-「入札公表・財政局」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。なお、インターネットから入手できない方には、申出により無償で入札説明書を交付します。

川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

なお、入札説明会は実施いたしません。

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和元年12月10日(火)から12月24日(火)午前

8時30分から午後5時までの間とします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールまたはファックスに限ります。

電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

ファックス 044-200-3972

(5) 回答方法

令和元年12月26日(木)に、全社あてに文書(電子メールまたはファックス)で送付します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は所定の入札書をもって行います(入札書は4の一般競争入札参加資格確認通知書とともに配布いたします)。入札書は入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して持参してください。

イ 入札は5年間のリース総額で行います。入札者は見積ったリース月額額の110分の100に相当する金額に60を乗じた額により入札してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和2年1月9日(木)午前9時30分

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎 7階

災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除(2(4)の条件を満たす必要があるため。)

(2) 契約書作成の要否

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」-「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告(調達)第226号

二ヶ領せせらぎ館運営等業務委託及び大師河原水防センター運営等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告します。

令和元年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 目的

「二ヶ領せせらぎ館」(平成11年3月開設)及び「大師河原水防センター」(平成20年1月開設)は、「多摩川エコミュージアムプラン」の運営拠点及び情報発信センターであり、国が推進する「多摩川流域リバーミュージアム」の情報発信の拠点です。

また、市民・企業・学校・行政の協働によりその魅力を最大限に活用し、多くの市民が楽しく憩える環境を目指す「川崎市新多摩川プラン」を推進する拠点としています。

これらの計画を推進するため、「二ヶ領せせらぎ館」及び「大師河原水防センター」に係る受付・案内業務、多摩川の魅力発信に係る広報業務、環境学習推進業務等を委託します。

この要領は、高い業務意識に加えて、多摩川に関する必要な能力を保有し、豊富な経験を活かせる非営利

の事業者（公共的団体）を公募型プロポーザル方式により特定することを目的とします。

2 業務の概要

(1) 件名

- ア ニヶ領せせらぎ館運営等業務委託
 イ 大師河原水防センター運営等業務委託
 ※ 企画提案、契約は、上記ア、イの委託業務案件ごとに実施し、締結します。

(2) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(3) 履行場所

- ア ニヶ領せせらぎ館運営等業務委託の履行場所
 川崎市多摩区宿河原1丁目5番1号
 ニヶ領せせらぎ館地内
 イ 大師河原水防センター運営等業務委託の履行場所
 川崎市川崎区大師河原1丁目1番15号
 大師河原水防センター地内

(4) 主な業務内容

- ア ニヶ領せせらぎ館運営等業務委託の主な業務内容
- (ア) 施設等の維持及び安全管理業務
 施設の施錠、片付け、館内清掃及び軽易な空調清掃、水槽の清掃と飼育、消防用設備機器（消火器具等）等の点検、自動体外式除細動器（AED）の貸出及び簡易な点検、軽微な修繕等
- (イ) 受付及び案内業務
 来館者への対応、多摩川に関する説明及び利用案内等
- (ウ) 会議室利用調整業務
 施設利用者への案内、会議室の申込受付及び調整等
- (エ) 多摩川に関するパネル、クラフト等の企画展示業務
 1階展示スペースを利用した企画展示（参考：1か月ごと）、その他のスペースを利用した多摩川に関する情報展示、水槽での生きもの展示
- (オ) 多摩川の魅力発信等の広報業務
 ホームページの作成と更新、広報誌等による多摩川に関する情報発信
- (カ) 多摩川を生かした市民等への環境学習推進業務
 教育機関、市民団体等の環境学習への対応
- (キ) 多摩川流域団体等とのネットワーク推進業務
 かわさき水辺の楽校の活動支援と協力、国土交通省京浜河川事務所、多摩川流域関係団体との事業連携と協力
- イ 大師河原水防センター運営等業務委託の主な業

業務内容

- (ア) 施設等の維持及び安全管理業務
 施設の施錠、片付け、館内清掃及び軽易な空調清掃、水槽の清掃と飼育、消防用設備機器（消火器具等）の点検及び総合点検、自動体外式除細動器（AED）の貸出及び簡易な点検、軽微な修繕等
- (イ) 受付及び案内業務
 来館者への対応、多摩川に関する説明及び利用案内等
- (ウ) 多摩川に関するパネル、クラフト等の展示業務
 1階河川情報室を利用した多摩川に関する情報展示、クラフト作成コーナーの設置及び展示、水槽での生きもの展示
- (エ) 多摩川の魅力発信等の広報業務
 ホームページの作成と更新、広報誌等による多摩川に関する情報発信
- (オ) 多摩川を生かした市民等への環境学習推進業務
 教育機関、市民団体等の環境学習への対応
- (カ) 防災意識の啓発及び大師河原河川防災ステーションの訓練利用調整業務
 水防を中心とした防災意識の啓発、行政機関等の訓練利用に係る近隣住民や来館者への案内及び注意喚起等
- (キ) 多摩川流域団体等とのネットワーク推進業務
 だし水辺の楽校の活動支援と協力、国土交通省京浜河川事務所、多摩川流域関係団体との事業連携と協力
- (5) 事業委託料（参考）
 事業委託料は、それぞれ次の金額を上限とします。なお、本件の予算金額及び契約金額の決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- ア ニヶ領せせらぎ館運営等業務委託
 4,537,720円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- イ 大師河原水防センター運営等業務委託
 4,349,840円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- ## 3 参加資格
- 参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 書類審査の日までに川崎市業務委託有資格者名簿の業種「その他」、種目「イベント」に登録されていること
- (4) 公共的な活動を行うために設立された特定非営利

活動法人等の公共的団体であること

(5) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者であること

(6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先
川崎市建設緑政局緑政部多摩川施策推進課
担当 前原、大村

〒210—0007 川崎市川崎区駅前本町12番1号

川崎駅前タワーリパーク17階

電 話 044—200—2268（直通）

F A X 044—200—3973

電子メール53tamasu@city.kawasaki.jp

5 実施手順（概要）

公募後の受託候補者選定までの実施手順（概要）は次表のとおりです。

内 容	期 間 等
参加意向申出書提出期間	受付期間：令和元年12月10日（火）～令和元年12月27日（金）の午前9時～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く。） 郵送の場合：令和元年12月27日（金）必着
参加資格審査結果通知発送	令和2年1月10日（金）
質問の受付及び回答	受付期間：令和2年1月10日（金）～令和2年1月16日（木）午後5時まで 回答日：令和2年1月21日（火）予定 ※質問の受付は、電子メールのみとし、質問に対する回答は、全ての参加事業者に対し電子メールで送付します。
企画提案書等提出期限	令和2年1月28日（火）午後5時まで 郵送の場合：令和2年1月28日（火）必着
書類審査	令和2年1月28日（火）～令和2年2月5日（水） ※ヒアリング審査を行う事業者を選定し、審査結果を速やかに通知します。なお、企画提案書提出者が5者以内であった場合、書類審査とヒアリング審査を同日に行います。
ヒアリング審査	令和2年2月10日（月）を予定
受託候補者選定結果の通知	令和2年2月下旬を予定

6 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、建設緑政局緑政部多摩川施策推進課の所管するホームページ及び「入札情報かわさき」へ掲載しま

す。なお、プロポーザル参加意向申出書（様式1）及び質問書（様式2）の様式についても併せて掲載します。

(2) 公表開始日

令和元年12月10日（火）

7 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「3参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により各1部を提出してください。

(1) 提出期間

受付期間：令和元年12月10日（火）から令和元年12月27日（金）まで

（郵送の場合は令和元年12月27日（金）までに必着）

受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午～午後1時を除く。）

(2) 配布・提出場所

4に同じ

(3) 提出書類

プロポーザル参加意向申出書（様式1）

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認した後、参加資格確認結果通知書を送付します。なお、参加資格を有する場合には、企画提案書等の様式を令和2年1月10日（金）に、原則として電子メールにより送付します。

8 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

プロポーザル参加意向申出書を提出した案件について、質問書（様式2）に質問内容を記載し、「4参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」の電子メールアドレス宛てに電子メールで送付してください。

(2) 配布・受付場所

4に同じ

(3) 受付期間

令和2年1月10日（金）から令和2年1月16日（木）午後5時まで

(4) 回答方法

プロポーザル参加意向申出書を提出した案件に対する質問の回答は、令和2年1月21日（火）までに、全ての参加事業者に対して電子メールにて回答します。

9 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により提出してください。

(1) 提出期限

令和2年1月28日(火)午後5時まで
(郵送の場合は令和2年1月28日(火)までに必着)

(2) 提出場所

4に同じ

(3) 提出書類

参加資格を有する場合には、令和2年1月10日(金)に企画提案書等の様式を原則として電子メールで送付します。

ア 企画提案書

イ 団体概要書

ウ 業務計画書

エ 提案業務年間計画書

オ 見積書

カ 法人の定款、役員名簿(任意帳票)

キ 団体の活動がわかる実績報告書(任意帳票)

(4) 留意点

ア 提出書類は、正本1部と副本8部をそれぞれ製本し、提出してください。

イ 用紙はA4判横書きとし、左上1か所までとじてください。また、企画提案書の表紙を除いて20ページ以内で作成し、ページ番号を記載の上、片面印刷で提出してください。

ウ 提出された提案書類は返却しません。

エ 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできません。

オ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容の全てが契約に反映されるとは限りません。

カ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

10 審査方法

(1) 書類審査

提出された企画提案書等に対し書類審査を実施し、書類審査通過者を選定します。書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての事業者へ通知します。また、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知します。ただし、応募した事業者が5者以内であった場合は、書類審査及びヒアリング審査を同時に実施します。その場合には、書類審査の前に提案のあった全ての事業者に対して、審査の日程等を通知します。

(2) ヒアリング審査

受託者を特定するため、必要に応じて提案内容を説明(プレゼンテーション)していただき、その後、質疑応答を行います。

ア 日時(予定)

令和2年2月10日(月)

※ 時間は調整の上、個別に連絡します。

イ 会場(予定)

川崎駅前タワーリパーク17階 建設緑政局会議室

ウ 提案時間

事前に提出いただいた企画提案書等に基づいて、15分程度で提案を行っていただきます。その後、15分程度で質疑応答を行っていただきます。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は各参加事業者につき3名以内とし、説明はいずれかの者が行うこととします。

(3) 受託候補者選定結果通知(予定)

令和2年2月下旬

11 プロポーザル参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) 契約日前に「3参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

12 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とします。
- (4) 契約保証金

業務受託に係る契約保証金については、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第33条第5号の適用により納付を免除します。

13 業務に関する参考資料

次のURLを参照してください。

- (1) 川崎市新多摩川プラン
(<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000020806.html>)
- (2) 多摩川流域リバーミュージアム
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00469.html>)
- (3) 多摩川エコミュージアムプラン
(<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-2-1-0-0-0-0.html>)
- (4) ニヶ領せせらぎ館
(<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-2-1-0-0-0-0.html>)

- (5) 大師河原水防センター
([http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-2-2-0-0-0-0-0.html](http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-2-2-0-0-0-0-0-0.html))
- (6) みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000439213.pdf)
- (7) 水辺の楽校
(<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-2-3-0-0-0-0-0-0.html>)
(http://www.mlit.go.jp/river/press_blog/past_press/press/200301_06/030205/030205_ref5.html)
- (8) 多摩川流域懇談会
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00123.html>)

川崎市公告(調達)第227号

入札公告

川崎市消防局総合庁舎他26施設で使用する電力の供給に関する契約における一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和元年12月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市消防局総合庁舎他26施設で使用する電力の供給に関する契約

(2) 内訳・履行場所・予定使用電力量

	内訳	履行場所	予定使用電力量(kWh)
(1)	消防局総合庁舎	川崎市川崎区南町20-7	1,135,686
(2)	臨港消防署	川崎市川崎区池上新町3-1-5	249,997
(3)	幸消防署	川崎市幸区戸手2-12-1	170,332
(4)	中原消防署	川崎市中原区新丸子東3-1175-1	316,584
(5)	高津消防署	川崎市高津区二子5-14-5	133,869
(6)	宮前消防署	川崎市宮前区宮前平2-20-4	156,168
(7)	多摩消防署	川崎市多摩区枳形2-6-1	168,241
(8)	麻生消防署	川崎市麻生区万福寺1-5-4	128,661
(9)	航空隊庁舎	東京都江東区新木場4-7-53	71,380

(10)	消防訓練センター	川崎市宮前区犬蔵1-10-2	78,854
(11)	臨港消防署藤崎出張所	川崎市川崎区藤崎3-7-1	96,992
(12)	臨港消防署殿町出張所	川崎市川崎区殿町3-25-2	86,631
(13)	臨港消防署千鳥町出張所	川崎市川崎区千鳥町15-4	73,706
(14)	臨港消防署浮島出張所	川崎市川崎区浮島町509-1	53,519
(15)	高津消防署梶ヶ谷出張所	川崎市高津区向ヶ丘8-16	66,858
(16)	川崎市農業技術支援センター	川崎市多摩区菅仙谷3丁目17番1号	35,742
(17)	川崎市役所第2庁舎	川崎市川崎区砂子1丁目9-3	679,500
(18)	川崎市役所第4庁舎	川崎市川崎区宮本町3-3	358,600
(19)	南部防災センター	川崎市川崎区小田7丁目3番1号	88,266
(20)	川崎市公文書館	川崎市中原区宮内4丁目1番1号	130,316
(21)	川崎市宮内職員寮	川崎市中原区宮内2丁目7番5号	42,300
(22)	みぞのくち市税事務所	川崎市高津区下作延2-7-60	118,500
(23)	こども家庭センター	川崎市幸区鹿島田1丁目21番9号	245,638
(24)	川崎市中部児童相談所	川崎市高津区末長1丁目3番9号	113,607
(25)	川崎市動物愛護センター	川崎市中原区上平間1700番地8	449,000
(26)	川崎市総合教育センター	川崎市高津区溝口6-9-3	501,297
(27)	川崎市立豊学校(深夜電力)	川崎市中原区上小田中3-10-5	39,000

(3) 履行期限

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年6月11日成立)による改正後の電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。なお、未申請の者(入札参加業種・種目に申請のないもの者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和元年12月20日(金)までに行うこと。
- (5) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。
- (6) 電気の供給について、仕様書の内容を十分に理解した上で遵守できること。また、供給期間中は安定的かつ確実に電気を供給することができる者であること。
- 3 一般競争参加申込書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市環境局地球環境推進室 伊藤・西川
電 話 : 044-200-3873
F A X : 044-200-3921
- (2) 配布・提出期間
令和元年12月10日(火)から令和元年12月20日(金)までの下記の時間
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。
- (3) 提出方法
持参
- 4 入札説明書の交付
3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、令和元年12月10日(火)から令和元年12月20日(金)まで縦覧に供します。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 交付場所
3(1)と同じ
- (2) 交付日時
令和元年12月27日(金) 午後3時
ただし、川崎市「平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際に

- メールアドレスを登録している場合は、令和元年12月27日(金)までに電子メールで配信します。
- 6 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
3(1)と同じ
- (2) 問合せ期間
令和元年12月10日(火)から令和元年12月27日(金)までの下記の時間
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。
- (3) 問合せ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、3(1)に直接提出するか、F A X又はメールをしてください。なお、F A X又はメールをした場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。
電 話 : 044-200-3873
F A X : 044-200-3921
E-mail : 30tisui@city.kawasaki.jp
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、令和2年1月17日(金)に、全参加者宛てに電子メールにて送付します。
- 7 入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法等
ア 郵送による入札
(ア) 入札書の郵送期限
令和2年1月22日(水) 午後5時必着
(イ) 郵送場所
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市環境局地球環境推進室
イ 持参による入札
(ア) 入札日時
令和2年1月24日(金) 午後2時
(イ) 入札場所
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第3庁舎15階第3会議室
- (2) 入札保証金
免除とします。
- (3) 開札の日時

- 8(1)イ (ア) と同じ
- (4) 開札の場所
- 8(1)イ (イ) と同じ
- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有
 効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著
 しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (6) 入札の無効
- 入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び
 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、
 これを無効とします。

9 契約の手続等

- (1) 契約保証金
- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、
 免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納
 付しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 前払金

否

- (4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議
 会定例会における、本調達に係る予算の議決を要し
 ます。

- (5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
 は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入
 札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」で閲覧
 することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
 語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同
 じです。
- (4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川
 崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め
 るところによります。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be
 purchased :
 Electricity about kWh to use at Kawasaki
 City Fire Department
 General Government Building
 In addition to 26 facilities

- (2) Time-limit for tender:
 2:00 P.M. 24, January, 2020
- (3) Time-limit for tender by mail:
 5:00 P.M. 22, January, 2020
- (4) Contact point for the notice :
 Global Environment and Sustainability Office
 Environment Protection Bureau
 City of Kawasaki
 1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
 Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
 Tel:044-200-3873

川崎市公告(調達)第228号

入 札 公 告

池上自動車排出ガス測定局ほか9測定局で使用する電
 力の供給契約に関する一般競争入札について、次のとお
 り公告します。

令和元年12月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

池上自動車排出ガス測定局ほか9測定局で使用す
 る電力の供給に関する契約

- (2) 履行場所及び調達見込数量

番号	測定局名称	所在地	調達見込 数量 (kWh)
1	池上自動車排出ガス 測定局	川崎区池上町3	6,900
2	日進町自動車排出ガス 測定局	川崎区日進町2 3-1	6,480
3	遠藤町自動車排出ガス 測定局	幸区遠藤町1	4,080
4	中原平和公園自動車 排出ガス測定局	中原区木月住吉町 33-1	4,870
5	二子自動車排出ガス 測定局	高津区溝口 5-15-7	5,580
6	宮前平駅前自動車 排出ガス測定局	宮前区土橋 2-1-1	4,470
7	本村橋自動車排出ガス 測定局	多摩区宿河原 2-59-2	5,630
8	麻生一般環境大気測定局	麻生区百合丘 2-10	6,410
9	柿生自動車排出ガス 測定局	麻生区片平 2-30-7	5,690
10	富士見公園自動車排出 ガス測定局(仮称)	川崎区富士見 1-1-6	930

調達見込数量 51,040キロワット時

- (3) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気業を営もうとする者として経済産業大臣により登録されていること。
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に申請されていること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月1日制定）第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所

地域環境・公害監視課 田邊

電 話 044-276-9096

F A X 044-288-3156

Eメール 30sotii@city.kawasaki.jp

(2) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 小売電気事業を営もうとする者であることを確認できる許可書等の写し

ウ 川崎市環境配慮電力入札実施要綱に基づく通知書（電気事業者用）の写し

(3) 配布・提出期間

令和元年12月10日（火）から12月16日（月）まで
（土、日曜日を除く）

午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(4) 提出方法

持参に限ります。

4 入札説明書の交付

入札説明書（仕様書、質問書等を含む）は3(3)の期間に3(1)の場所で交付します。また、3により競争入札参加申込書を提出した者にも同様に交付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年12月25日（水）までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、下記の日時、場所に直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日時

令和元年12月25日（水）午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

6 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和元年12月25日（水）から令和2年1月8日（水）午後5時まで（12月28日から1月5日を除く）

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書に必要事項を記入し、指定するF A X又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和2年1月10日（金）までに参加全者あてに、電子メール又はF A Xにて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出日時

令和2年1月23日（木）午前10時

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所研修室

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

8(1)ア(ア)に同じ

(4) 開札の場所

8(1)ア(イ)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及びホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第229号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市役所第3庁舎建築設備等劣化状況診断業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4

(3) 履行期間

契約日から令和2年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市役所第3庁舎の建築設備機器等の修繕・更新を計画的かつ効果的に行うための保全計画を策定するため、建築設備機器等の劣化状況を調査・診断し、報告書として提出すること。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「設備設計」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、本委託業務同等の業務に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎4階

総務企画局総務部庁舎管理課 庁舎設備担当

電話 044-200-3555(直通)

FAX 044-200-3749

E-mail 17tyosya@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年12月10日(火)から12月17日(火)までの午前9時00分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index>。

- html)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時
令和元年12月19日(木) 午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。
- (2) 場所
「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- 6 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先
「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- (2) 質問受付期間
令和元年12月10日(火)から12月23日(月)までの午前9時00分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時までを除きます。
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)
- ア 電子メール 17tyosya@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3749
ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。
- (5) 回答方法
令和元年12月24日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手續等
- (1) 入札方法
- ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 入札日時 令和元年12月26日(木)午前10時00分
イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎4階
庁舎管理課会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参とします。
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低な価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 9 契約の手續き等
- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 10 その他
- (1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

税 公 告

川崎市税公告第112号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月15日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による変更する納期限	件数・備考
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	10月随時分以降	令和元年12月2日(10月随時分)	計71件
平成31年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	10月随時分	令和元年12月2日(10月随時分)	計7件
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分		計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第113号

差押調査(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月19日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

(別紙省略)

川崎市税公告第115号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月19日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第114号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月19日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市税公告第116号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月19日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第117号

納期限変更告知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月19日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第118号

差押調査（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第119号

差押調査（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第120号

川崎市税公告第105号に係る公売財産の最高価申込者を次のとおり決定しました。国税徴収法（昭和34年法律第147号）第106条第2項の規定により公告します。

令和元年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

上 下 水 道 局 規 程

川崎市上下水道局規程第10号

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年11月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、

昇給等に関する規程の一部を改正する規程

(川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇

格、昇給等に関する規程の一部改正)

第1条 川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（昭和47年川崎市水道局規程第18号）の一部を次のように改正する。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第7条関係）

年齢別最低保障額表

採用年齢	金 額
歳	円
18	134,100
19	137,200
20	140,500
21	143,100
22	147,200
23	150,400
24	153,600
25	158,900
26	162,500
27	167,800
28	171,400
29	174,900
30	178,500
31	182,000
32	185,600
33	189,100
34	194,400
35	198,000
36	201,500
37	205,100
38	208,600
39	209,800
40歳以上	211,000

別表第7第1号中

68	50
69	50
70	50
71	51
72	51
73	51
74	52
75	52
76	52
77	53

を

68	49
69	50
70	50
71	50
72	50
73	51
74	51
75	51
76	51
77	52

に改める。

別表第7第2号中

68	50
69	50
70	50
71	51
72	51
73	51
74	52
75	52
76	52
77	53

を

68	49
69	50
70	50
71	50
72	50
73	51
74	51
75	51
76	51
77	52

に改める。

第2条 川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第6中

134,100
137,200

を

138,400
138,400

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定による改正後の規程の規定は、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない職員、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。

3 この規程の施行の日から令和2年3月31日までの間

において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

川崎市上下水道局規程第11号

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年11月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び
勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正
する規程

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和38年川崎市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の106」を「100分の111」に、「100分の185」を「100分の195」に改め、同項第2号中「100分の98.5」を「100分の103.5」に、「100分の106」を「100分の111」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の91」を「100分の96」に改める。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第12号

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年11月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及
び支給方法等に関する規程の一部を改正す
る規程

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年川崎市水道部規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

上 下 水 道 企 業 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,500	152,900	228,100	257,900	303,900	341,700	373,100	409,900
	2	140,400	154,700	230,000	259,900	306,200	344,200	375,600	413,000
	3	141,300	156,500	231,900	261,900	308,500	346,700	378,200	416,100
	4	142,200	158,400	233,800	263,900	310,800	349,200	380,900	419,300
	5	143,100	160,100	235,500	265,900	313,000	351,400	383,600	422,300
	6	144,200	162,000	237,400	268,000	315,200	353,900	386,300	425,400
	7	145,300	163,900	239,300	270,000	317,500	356,400	389,000	428,500
	8	146,400	165,800	241,100	272,100	319,800	358,900	391,700	431,700
	9	147,400	167,600	243,000	273,900	322,100	361,400	394,200	434,700
	10	148,700	169,500	245,000	275,800	324,300	364,000	397,000	437,800
	11	150,100	171,400	247,000	277,600	326,600	366,500	399,800	440,900
	12	151,400	173,300	248,900	279,700	328,900	369,200	402,500	444,100
	13	152,900	175,100	250,900	281,900	331,200	371,800	405,300	447,200
	14	154,700	177,000	253,000	284,000	333,500	374,400	407,900	450,400
	15	156,500	178,900	254,900	286,000	335,800	377,000	410,600	453,600
	16	158,400	180,800	256,900	288,100	338,100	379,600	413,300	456,800
	17	160,100	182,500	258,900	290,200	340,300	382,300	415,900	459,800
	18	162,000	184,400	260,800	292,300	342,600	384,800	418,600	462,900
	19	163,900	186,300	262,600	294,400	344,900	387,300	421,300	466,100
	20	165,800	188,200	264,700	296,500	347,100	389,800	424,000	469,300
	21	167,600	189,900	266,900	298,500	349,500	392,300	426,500	472,300
	22	169,500	191,800	269,000	300,500	351,800	394,600	429,100	475,400
	23	171,400	193,700	271,000	302,600	354,100	397,000	431,700	478,500
	24	173,300	195,600	273,100	304,700	356,500	399,400	434,300	481,600
	25	175,100	197,300	275,200	306,600	358,700	401,900	436,700	484,700
	26	177,000	199,200	277,300	308,500	361,000	404,200	439,200	487,600
	27	178,900	201,100	279,400	310,500	363,300	406,500	441,700	490,500
	28	180,800	203,000	281,500	312,500	365,600	408,800	444,200	493,500
	29	182,500	204,700	283,500	314,600	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	184,400	206,600	285,400	316,600	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	186,300	208,500	287,400	318,600	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	188,200	210,400	289,400	320,600	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	189,900	212,100	291,300	322,600	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	191,800	214,000	293,200	324,600	378,500	420,500	456,700	504,600
	35	193,700	215,900	295,200	326,600	380,500	421,800	458,300	505,800
	36	195,600	217,800	297,200	328,500	382,500	423,000	459,900	507,000
	37	197,300	219,500	299,000	330,600	384,300	424,100	461,400	508,000
	38	199,200	221,400	300,900	332,600	386,100	424,900	462,200	509,100
	39	201,100	223,300	302,800	334,500	387,800	425,700	463,000	510,200
	40	203,000	225,200	304,700	336,500	389,500	426,500	463,800	511,300
	41	204,700	226,900	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400	512,500
	42	206,600	228,800	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100	513,300
	43	208,500	230,600	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800	514,100
	44	210,400	232,500	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500	514,900
	45	212,100	234,300	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
	46	214,000	236,100	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
	47	215,900	238,000	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
	48	217,800	239,800	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100

	49	219,500	241,700	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
	50	220,700	243,600	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
	51	221,900	245,400	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
	52	223,000	247,300	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
	53	223,900	249,000	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
	54	225,000	250,800	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
	55	226,100	252,400	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
	56	227,100	254,200	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
	57	228,000	256,300	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
	58	229,000	258,200	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
	59	230,000	260,000	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
	60	230,800	261,900	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
	61	231,700	263,600	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
	62	232,600	265,400	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
	63	233,300	267,200	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
	64	234,200	269,000	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
	65	234,800	270,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
	66	235,500	272,500	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
	67	236,100	274,300	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
	68	236,900	276,100	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
	69	237,500	277,900	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
	70	238,100	279,600	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
	71	238,500	281,400	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
	72	239,100	283,200	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
	73	239,700	285,000	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
再任 用職 員以 外の 職員	74	240,200	286,800	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
	75	240,700	288,600	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
	76	241,200	290,400	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
	77	241,400	292,100	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
	78		293,800	353,700	380,100	417,900	448,700		
	79		295,500	354,300	380,600	418,500	449,200		
	80		297,000	354,900	381,200	419,100	449,700		
	81		298,600	355,600	381,700	419,500	450,300		
	82		300,200	356,100	382,200	420,000	450,800		
	83		301,700	356,700	382,700	420,500	451,300		
	84		303,400	357,300	383,200	421,000	451,800		
	85		305,000	357,700	383,800	421,500	452,400		
	86		306,300	358,200	384,300	422,000			
87		307,500	358,700	384,800	422,500				
88		308,800	359,200	385,300	423,000				
89		310,000	359,700	385,800	423,500				
90		311,100	360,200	386,300	424,000				
91		312,200	360,700	386,800	424,500				
92		313,300	361,200	387,300	425,000				
93		314,200	361,500	387,700	425,500				
94		315,000	361,900	388,200	426,000				
95		315,900	362,400	388,700	426,500				
96		316,800	362,900	389,200	427,000				
97		317,500	363,200	389,600	427,500				
98		318,100	363,600	390,000	428,000				
99		318,700	364,000	390,400	428,500				
100		319,400	364,400	390,800	429,000				
101		319,900	364,900	391,300	429,500				
102		320,500	365,300	391,700	430,000				
103		321,100	365,700	392,100	430,500				
104		321,800	366,100	392,500	431,000				

105		322,300	366,600	393,000	431,400				
106		322,900	367,000	393,400					
107		323,500	367,400	393,800					
108		324,100	367,800	394,200					
109		324,600	368,200	394,700					
110		325,200	368,600	395,100					
111		325,800	369,000	395,500					
112		326,400	369,400	395,900					
113		326,900	369,800	396,400					
114		327,400	370,200	396,800					
115		328,000	370,600	397,200					
116		328,600	371,000	397,600					
117		329,000	371,400	398,100					
118			371,800	398,400					
119			372,200	398,700					
120			372,600	399,000					
121			373,000	399,400					
122			373,300	399,700					
123			373,600	400,000					
124			373,900	400,300					
125			374,000	400,700					
126			374,100	401,000					
127			374,200	401,300					
128			374,300	401,600					
129			374,500	402,000					
130			374,600	402,300					
131			374,700	402,600					
132			374,800	402,900					
133			374,900	403,300					
134			375,000	403,600					
135			375,100	403,900					
136			375,200	404,200					
137			375,300	404,600					
138			375,400						
139			375,500						
140			375,600						
141			375,700						
142			375,800						
143			375,900						
144			376,000						
145			376,100						
146			376,200						
147			376,300						
148			376,400						
149			376,500						
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、事務職員及び技術職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

別表第2 (第2条関係)

上 下 水 道 企 業 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	132,100	145,600	216,100	244,000
	2	133,100	147,200	218,000	246,000
	3	134,100	148,800	219,900	248,000
	4	135,100	150,400	221,700	249,900
	5	136,000	151,800	223,400	251,900
	6	137,200	153,600	225,300	253,900
	7	138,400	155,400	227,200	256,000
	8	139,500	157,200	229,000	258,100
	9	140,500	158,900	230,700	260,000
	10	141,800	160,700	232,600	261,900
	11	143,100	162,500	234,500	263,900
	12	144,400	164,300	236,300	265,900
	13	145,600	166,000	238,100	267,800
	14	147,200	167,800	240,100	269,700
	15	148,800	169,600	242,100	271,600
	16	150,400	171,400	244,100	273,600
	17	151,800	173,100	246,200	275,500
	18	153,600	174,900	248,100	277,400
	19	155,400	176,700	250,100	279,300
	20	157,200	178,500	252,100	281,300
	21	158,900	180,200	254,000	283,200
	22	160,700	182,000	255,900	285,100
	23	162,500	183,800	257,800	287,000
	24	164,300	185,600	259,800	288,900
	25	166,000	187,300	261,700	290,900
	26	167,800	189,100	263,600	292,800
	27	169,600	190,900	265,500	294,700
	28	171,400	192,700	267,500	296,600
	29	173,100	194,400	269,300	298,600
	30	174,900	196,200	271,200	300,500
	31	176,700	198,000	273,100	302,400
	32	178,500	199,800	274,900	304,300
	33	180,200	201,500	276,700	306,300
	34	182,000	203,300	278,600	308,200
	35	183,800	205,100	280,500	310,100
	36	185,600	206,900	282,300	312,000
	37	187,300	208,700	284,000	314,000
	38	189,100	210,600	285,900	315,900
	39	190,900	212,400	287,700	317,800
	40	192,700	214,200	289,600	319,700
	41	194,400	215,800	291,300	321,700
	42	196,200	217,600	293,200	323,500
	43	198,000	219,400	295,100	325,400
	44	199,800	221,200	296,900	327,300
	45	201,500	222,900	298,600	329,300
	46	203,300	224,700	300,400	331,200
	47	205,100	226,500	302,200	333,100
	48	206,900	228,300	304,000	335,000

	49	208,600	230,000	305,800	336,700
	50	209,800	231,800	307,300	338,100
	51	211,000	233,600	308,900	339,500
	52	212,200	235,400	310,500	340,900
	53	213,200	237,100	312,000	342,300
	54	214,300	238,800	313,400	343,500
	55	215,400	240,500	314,800	344,700
	56	216,500	242,300	316,200	345,900
	57	217,400	243,900	317,400	347,000
	58	218,200	245,600	318,800	347,800
	59	219,000	247,300	320,200	348,600
	60	219,800	249,000	321,600	349,400
	61	220,600	250,700	322,800	350,200
	62	221,400	252,400	323,900	351,000
	63	222,200	254,100	325,000	351,800
	64	223,000	255,800	326,100	352,600
	65	223,800	257,500	327,100	353,400
	66	224,400	259,100	327,900	354,000
	67	225,000	260,800	328,700	354,600
	68	225,600	262,500	329,500	355,200
	69	226,100	264,300	330,200	355,900
	70	226,600	265,900	331,000	356,500
	71	227,200	267,500	331,800	357,100
	72	227,800	269,200	332,600	357,700
再任 用職 員以 外の 職員	73	228,200	270,900	333,200	358,200
	74	228,600	272,500	333,800	358,800
	75	229,000	274,200	334,400	359,400
	76	229,400	275,900	335,000	360,000
	77	229,600	277,400	335,500	360,500
	78		279,000	336,100	361,000
	79		280,600	336,700	361,500
	80		282,200	337,300	362,000
	81		283,700	337,700	362,600
	82		285,200	338,200	363,100
83		286,800	338,700	363,600	
84		288,400	339,200	364,100	
85		289,900	339,700	364,600	
86		291,000	340,200	365,100	
87		292,200	340,700	365,600	
88		293,400	341,200	366,100	
89		294,500	341,600	366,500	
90		295,500	342,000	367,000	
91		296,500	342,400	367,500	
92		297,500	342,800	368,000	
93		298,500	343,300	368,300	
94		299,300	343,700	368,800	
95		300,100	344,100	369,300	
96		300,900	344,500	369,800	
97		301,500	344,900	370,100	
98		302,100	345,300	370,500	
99		302,700	345,700	370,900	
100		303,300	346,100	371,300	
101		303,800	346,500	371,700	
102		304,400	346,900	372,100	

	103		305,000	347,300	372,500
	104		305,600	347,700	372,900
	105		306,100	348,100	373,300
	106		306,700	348,500	373,700
	107		307,300	348,900	374,100
	108		307,900	349,300	374,500
	109		308,400	349,600	374,900
	110		308,900	350,000	375,300
	111		309,400	350,400	375,700
	112		309,900	350,800	376,100
	113		310,400	351,100	376,500
	114		310,900	351,500	376,900
	115		311,400	351,900	377,300
	116		311,900	352,300	377,700
	117		312,400	352,600	378,100
	118			353,000	378,400
	119			353,400	378,700
	120			353,800	379,000
	121			354,100	379,400
	122			354,400	379,700
	123			354,700	380,000
	124			355,000	380,300
	125			355,100	380,700
	126			355,200	381,000
	127			355,300	381,300
	128			355,400	381,600
	129			355,500	381,900
	130			355,600	382,200
	131			355,700	382,500
	132			355,800	382,800
	133			355,900	383,100
	134			356,000	383,400
	135			356,100	383,700
	136			356,200	384,000
	137			356,300	384,300
	138			356,400	
	139			356,500	
	140			356,600	
	141			356,700	
	142			356,800	
	143			356,900	
	144			357,000	
	145			357,100	
	146			357,200	
	147			357,300	
	148			357,400	
	149			357,500	
再任用職員		162,200	198,900	219,000	243,400

備考 この表は、技能職員及び業務職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(以下「改正後の給料等支給規程」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 職員が、改正前の川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定に基づいて、平成31年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の給料等支給規程の規定による給与の内払とみなす。

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第29号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

令和元年11月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第148号
氏名又は名称 株式会社松井工務店
住 所 川崎市中原区上平間393番地
代表者氏名 (新) 松井 建一
(旧) 松井 茂
変 更 年 月 日 平成14年2月16日
- 2 指 定 番 号 第171号
氏名又は名称 三豊エンジニアリング株式会社
住 所 (新) 横浜市保土ヶ谷区狩場町169番地125
(旧) 横浜市保土ヶ谷区狩場町169番地1号
代表者氏名 斎藤 安弘
変 更 年 月 日 平成27年8月1日
- 3 指 定 番 号 第119号
氏名又は名称 株式会社タイトー
住 所 (新) 川崎市宮前区西野川三丁目17番24号
(旧) 川崎市宮前区野川3214番地18
代表者氏名 宮崎 元希
変 更 年 月 日 令和元年10月15日

- 4 指 定 番 号 第102号
氏名又は名称 有限会社堀一設備
住 所 (新) 川崎市中原区今井南町4番1号
(旧) 川崎市中原区今井南町400番地
代表者氏名 堀一 隆之
変 更 年 月 日 平成27年9月7日

川崎市上下水道局告示第30号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和元年11月22日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1698号
氏名又は名称 株式会社シンクロワークス
住 所 横浜市旭区中白根3丁目3番16号
代表者氏名 関 大地
指 定 年 月 日 令和元年12月1日
有 効 期 限 令和6年11月30日

川崎市上下水道局告示第31号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

令和元年11月22日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第156号
氏名又は名称 有限会社横山水道設備
住 所 (新) 川崎市宮前区野川本町2丁目28番16号
(旧) 川崎市宮前区野川805番地
代表者氏名 渡邊 雄一郎
変 更 年 月 日 令和元年10月15日
- 2 指 定 番 号 第363号
氏名又は名称 小田土木株式会社
住 所 (新) 川崎市川崎区浅田2丁目10番11号
(旧) 川崎市川崎区浅田1丁目2番13号
代表者氏名 遠藤 俊行

- 変更年月日 令和元年10月7日
- 3 指 定 番 号 第768号
 氏名又は名称 有限会社藤設備工業
 住 所 (新) 川崎市宮前区西野川1丁目26番26号
 (旧) 川崎市宮前区野川3611番地24
 代表者氏名 佐藤 義昭
 変更年月日 令和元年10月15日
- 4 指 定 番 号 第783号
 氏名又は名称 日本総合住生活株式会社
 住 所 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地
 代表者氏名 (新) 石渡 廣一
 (旧) 廣兼 周一
 変更年月日 令和元年10月16日
- 5 指 定 番 号 第1309号
 氏名又は名称 株式会社塚原設備
 住 所 (新) 横浜市神奈川区菅田町2544番地1
 (旧) 横浜市港北区新横浜1丁目4番地7ミスミコーチ902
 代表者氏名 塚原 寿文
 変更年月日 令和元年8月14日
- 6 指 定 番 号 第1312号
 氏名又は名称 株式会社パイプ山陽
 住 所 (新) 川崎市宮前区西野川3丁目13番37号
 (旧) 川崎市宮前区野川3260番地2
 代表者氏名 高野 貴生
 変更年月日 令和元年10月15日

- 7 指 定 番 号 第1676号
 氏名又は名称 株式会社優美設備
 住 所 (新) 東京都清瀬市中里3丁目899番地40
 (旧) 東京都清瀬市中里2丁目1600番地9
 代表者氏名 倉元 匡代
 変更年月日 令和元年10月1日

川崎市上下水道局告示第32号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので告示します。

令和元年11月22日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第898号
 氏名又は名称 株式会社大羽工業所
 住 所 東京都杉並区高円寺南4丁目40番17号モンコトー1階
 代表者氏名 大羽 實
 廃止年月日 令和元年10月31日

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第61号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年11月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度中部下水管内管きよ清掃委託その3
	履行場所	川崎市中原区、高津区地内他
	履行期限	契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に記載されている者。 (6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。)を受けていること。 (7) バキューム車(揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等)を保有または調達することが可能な者。	

参加資格	(8) 管きよ清掃の作業にあたって、以下の者を専任で配置できること。 ア 産業洗浄技能士（高压洗浄作業）の技能検定合格者 イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者 なお、上記アとイは兼任できるものとします。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和元年12月10日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第62号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年11月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	南生田2丁目200mm-75mm配水管布設替工事
	履行場所	自：多摩区南生田2-31-13先 至：多摩区南生田2-27-25先ほか1件
	履行期限	契約の日から210日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	令和元年12月16日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	渡田ポンプ場№.5 雨水ポンプ用エンジン整備その他工事
	履行場所	川崎市川崎区鋼管通4-17-1ほか
	履行期限	契約の日から令和2年3月27日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(8) 上下水道施設における、ポンプ設備又は自家発電設備のいずれかに係るエンジンの分解整備工事の完工実績（元請に限る。）を平成16年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和元年12月11日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第63号

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

一般競争入札について次のとおり公告します。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和元年度 高津区ほか下水枝線実施設計委託第13号
	履 行 場 所	川崎市高津区、宮前区地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和2年11月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されていること。</p> <p>(4) 平成26年度以降に契約した耐震実施設計(レベル1, 2)委託業務を含む、下水道管きよの新設・詳細設計(開削工法)と新築・詳細設計(推進工法、刃口・小口径)及び改築・詳細設計(布設替え工法)の実実施設計委託業務の実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道一下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道一下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道一下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年12月17日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	令和元年度 高津区ほか下水幹枝線実施設計委託第14号
	履 行 場 所	川崎市高津区、多摩区地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和2年11月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されていること。</p> <p>(4) 平成26年4月1日以降に契約した、次のすべての委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>ア 日本下水道協会が発行した「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」又は「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017年版-」に基づく、短辺内径800mm以上の矩形管きよについての更生工法(複合管)における基本設計又は詳細設計</p> <p>イ 下水道管きよの改築・更新に係る詳細設計(耐震実施設計(レベル1・2)を含むもの)</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道一下水道)の資格を有する者</p>	

参加資格	イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又はRCCM（下水道）のいずれかを有する者 エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和元年12月17日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	光ネットワーク整備実施設計委託その6
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1ほか
	履行期限	契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「設備設計」、種目「電気設備設計」に記載されていること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年12月17日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度宮前区取付管調査委託
	履行場所	川崎市宮前区宮崎4丁目、宮崎5丁目地内ほか
	履行期限	契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」に記載されていること。 (4) 平成26年度以降に契約した既設管実態調査委託の元請履行完了実績をTECRISにより確認できること。ただし、当該実績を有しない場合には管径250～700mmの下水道本管内を調査可能な機器を自社で所有し、「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」、「下水道管路管理専門技士（調査部門）」のいずれかの資格を有する者を配置できること。 (5) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を配置できること。	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	令和元年12月17日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

川崎市上下水道局公告第64号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年11月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	西加瀬300mm-75mm配水管布設替及び工水2号導水管350mm撤去工事
	履行場所	自：中原区木月2-15-5先 至：中原区荻宿40-24先
	履行期限	契約の日から305日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	令和2年1月7日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

上下水道局公告（調達）

川崎市上下水道局公告（調達）第12号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年12月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和2年度 長沢浄水場
脱水土処理（粒状改良土）業務委託（単価契約）

(2) 履行場所

局指定場所

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 業務概要

本脱水土処理（粒状改良土）業務委託は、川崎市上下水道局が管理する長沢浄水場から排出する浄水汚泥の処分を行うものです。

※詳細は仕様書によります。

(5) 本案件は、紙入札案件です。競争入札参加希望者は3(2)の期間中に3(1)の場所にて競争入札参加申込みを行ってください。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物処分業」に登録されていること。

なお、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されていない者（入札参加業種・種目に登録のない者を含む。）で当該入札に参加を希望す

る者は、令和元年12月24日までに川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。

(4) 産業廃棄物処分業（汚泥）の許可を受けていること。

(5) 産業廃棄物の処分を行う事業場は、道路交通法第3条に規定する大型自動車が行き通ずる行程で長沢浄水場からの行程距離が30キロメートル以内にあること。

(6) 平成16年4月1日以降に、国又は地方公共団体等が発注した脱水土処理業務委託（有効利用粒状改良土）において、元請として年間1,000トン以上の履行完了実績を有すること。

(7) 脱水土を1日300トン以上かつ1か月3,000トン以上受け入れることが可能であること。

※ 2(4)から2(7)に関しましては、10(2)を必ずお読みください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます（川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報（委託）」の「入札公表（上下水道局）」の「入札公表詳細」に掲載）。

※ 「入札情報かわさき」のアドレス：<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

また、インターネットからの取得ができない場合には、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

(1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話 044-200-2097

(2) 期間 令和元年12月10日～令和元年12月24日
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込み方法・期間

競争入札参加申込書を、3(1)の場所にて、3(2)の期間に提出してください。

競争入札参加申込書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所にて、3(2)の期間に配布します。

また、競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

5 見積用設計図書類の取得

本件の設計図書類は電子ファイルのダウンロードによる取得となります

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用設計図書類」をダウンロードしてください。インターネットから取得できない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

6 見積用設計図書類に関する質問・回答

(1) 質問

次により見積用設計図書類の内容に関し、質問することができます。

なお、見積用設計図書類以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所で配布します。

イ 質問書の提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は紙及び電子媒体(CD-R/RW)により3(1)の場所へ、次の期間に提出してください。(どちらか一方の場合は、質問は受付いたしません。)

また、質問書の郵送による提出は認めません。

期間 令和元年12月25日～令和2年1月8日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

ただし、最終日は午後3時までとします。

(2) 回答

ア 回答日

令和2年1月15日 午前9時

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表に

した質問回答書(PDFファイル)を川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、インターネットから閲覧又は取得できない場合には、令和2年1月15日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において質問回答書を交付します。

なお、回答後に再質問は受付をいたしません。

7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和2年1月15日に確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和2年1月15日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

なお、この確認通知は申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、落札候補者決定後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無効とします。

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札書の提出及び入札方法

入札金額は、見積もった内訳単価の合計額で行います。見積もった内訳価格の合計額を入札書に記載してください。

また、本業務委託に関する金額のほか、一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてください。

なお、税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和2年1月30日
午後2時30分

(イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

イ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和2年1月29日 必着

(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年1月30日 午後2時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 再度入札の実施

落札候補者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

(4) 入札保証金

免除とします。

10 落札者の決定・競争入札参加資格の審査等

(1) 落札候補者の決定方法等

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(2) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者は、入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、財政局資産管理部契約課委託契約係から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者につきましては、「入札参加条件確認(申請)書」(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中から取得してください。)、2(4)から2(7)の条件を満たす事項を確認することができる書類を担当課(長沢浄水場 住所:川崎市多摩

区三田5-1-1 電話:044-911-2022)に持参し、確認を受けてください。

※ 関係書類につきましては、電話連絡後、速やかに提出できるよう事前に御準備ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、入札参加条件の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(3) 入札の無効

8に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。

(2) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。

なお、川崎市上下水道局財務規程第8条に定める有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市上下水道局契約規程第33号各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金制度

適用除外とします。

(4) 契約書作成の要否

必要とします。

(5) 契約規程等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札説明書に関する問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係

担当 青木

電話 044-200-2097

(3) この入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。

13 Summary

(1) Consignment (unit-price contract) for Fiscal

Year Reiwa 2;

Dehydration of sludge (into improved granular soil) for Nagasawa Water Purification Plant

(2) Time limit for tender:

a Direct delivery

2:30P.M. 30 January 2020

b By mail

29 January 2020

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki,
Kanagawa

210-8577, Japan

TEL: 044-200-2097

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第9号

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年11月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年交通部規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

交通局企業職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,500	152,900	228,100	257,900	303,900	341,700	373,100	409,900
	2	140,400	154,700	230,000	259,900	306,200	344,200	375,600	413,000
	3	141,300	156,500	231,900	261,900	308,500	346,700	378,200	416,100
	4	142,200	158,400	233,800	263,900	310,800	349,200	380,900	419,300
	5	143,100	160,100	235,500	265,900	313,000	351,400	383,600	422,300
	6	144,200	162,000	237,400	268,000	315,200	353,900	386,300	425,400
	7	145,300	163,900	239,300	270,000	317,500	356,400	389,000	428,500
	8	146,400	165,800	241,100	272,100	319,800	358,900	391,700	431,700
	9	147,400	167,600	243,000	273,900	322,100	361,400	394,200	434,700
	10	148,700	169,500	245,000	275,800	324,300	364,000	397,000	437,800
	11	150,100	171,400	247,000	277,600	326,600	366,500	399,800	440,900
	12	151,400	173,300	248,900	279,700	328,900	369,200	402,500	444,100
	13	152,900	175,100	250,900	281,900	331,200	371,800	405,300	447,200
	14	154,700	177,000	253,000	284,000	333,500	374,400	407,900	450,400
	15	156,500	178,900	254,900	286,000	335,800	377,000	410,600	453,600
	16	158,400	180,800	256,900	288,100	338,100	379,600	413,300	456,800
	17	160,100	182,500	258,900	290,200	340,300	382,300	415,900	459,800
	18	162,000	184,400	260,800	292,300	342,600	384,800	418,600	462,900
	19	163,900	186,300	262,600	294,400	344,900	387,300	421,300	466,100
	20	165,800	188,200	264,700	296,500	347,100	389,800	424,000	469,300
	21	167,600	189,900	266,900	298,500	349,500	392,300	426,500	472,300
	22	169,500	191,800	269,000	300,500	351,800	394,600	429,100	475,400
	23	171,400	193,700	271,000	302,600	354,100	397,000	431,700	478,500
	24	173,300	195,600	273,100	304,700	356,500	399,400	434,300	481,600
	25	175,100	197,300	275,200	306,600	358,700	401,900	436,700	484,700
	26	177,000	199,200	277,300	308,500	361,000	404,200	439,200	487,600
	27	178,900	201,100	279,400	310,500	363,300	406,500	441,700	490,500
	28	180,800	203,000	281,500	312,500	365,600	408,800	444,200	493,500
	29	182,500	204,700	283,500	314,600	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	184,400	206,600	285,400	316,600	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	186,300	208,500	287,400	318,600	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	188,200	210,400	289,400	320,600	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	189,900	212,100	291,300	322,600	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	191,800	214,000	293,200	324,600	378,500	420,500	456,700	504,600
35	193,700	215,900	295,200	326,600	380,500	421,800	458,300	505,800	

36	195,600	217,800	297,200	328,500	382,500	423,000	459,900	507,000
37	197,300	219,500	299,000	330,600	384,300	424,100	461,400	508,000
38	199,200	221,400	300,900	332,600	386,100	424,900	462,200	509,100
39	201,100	223,300	302,800	334,500	387,800	425,700	463,000	510,200
40	203,000	225,200	304,700	336,500	389,500	426,500	463,800	511,300
41	204,700	226,900	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400	512,500
42	206,600	228,800	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100	513,300
43	208,500	230,600	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800	514,100
44	210,400	232,500	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500	514,900
45	212,100	234,300	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
46	214,000	236,100	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
47	215,900	238,000	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
48	217,800	239,800	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100
49	219,500	241,700	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
50	220,700	243,600	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
51	221,900	245,400	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
52	223,000	247,300	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
53	223,900	249,000	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
54	225,000	250,800	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
55	226,100	252,400	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
56	227,100	254,200	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
57	228,000	256,300	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
58	229,000	258,200	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
59	230,000	260,000	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
60	230,800	261,900	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
61	231,700	263,600	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
62	232,600	265,400	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
63	233,300	267,200	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
64	234,200	269,000	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
65	234,800	270,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
66	235,500	272,500	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
67	236,100	274,300	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
68	236,900	276,100	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
69	237,500	277,900	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
70	238,100	279,600	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
71	238,500	281,400	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
72	239,100	283,200	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
73	239,700	285,000	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
74	240,200	286,800	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
75	240,700	288,600	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	

76	241,200	290,400	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600
77	241,400	292,100	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100
78		293,800	353,700	380,100	417,900	448,700	
79		295,500	354,300	380,600	418,500	449,200	
80		297,000	354,900	381,200	419,100	449,700	
81		298,600	355,600	381,700	419,500	450,300	
82		300,200	356,100	382,200	420,000	450,800	
83		301,700	356,700	382,700	420,500	451,300	
84		303,400	357,300	383,200	421,000	451,800	
85		305,000	357,700	383,800	421,500	452,400	
86		306,300	358,200	384,300	422,000		
87		307,500	358,700	384,800	422,500		
88		308,800	359,200	385,300	423,000		
89		310,000	359,700	385,800	423,500		
90		311,100	360,200	386,300	424,000		
91		312,200	360,700	386,800	424,500		
92		313,300	361,200	387,300	425,000		
93		314,200	361,500	387,700	425,500		
94		315,000	361,900	388,200	426,000		
95		315,900	362,400	388,700	426,500		
96		316,800	362,900	389,200	427,000		
97		317,500	363,200	389,600	427,500		
98		318,100	363,600	390,000	428,000		
99		318,700	364,000	390,400	428,500		
100		319,400	364,400	390,800	429,000		
101		319,900	364,900	391,300	429,500		
102		320,500	365,300	391,700	430,000		
103		321,100	365,700	392,100	430,500		
104		321,800	366,100	392,500	431,000		
105		322,300	366,600	393,000	431,400		
106		322,900	367,000	393,400			
107		323,500	367,400	393,800			
108		324,100	367,800	394,200			
109		324,600	368,200	394,700			
110		325,200	368,600	395,100			
111		325,800	369,000	395,500			
112		326,400	369,400	395,900			
113		326,900	369,800	396,400			
114		327,400	370,200	396,800			
115		328,000	370,600	397,200			

116		328,600	371,000	397,600					
117		329,000	371,400	398,100					
118			371,800	398,400					
119			372,200	398,700					
120			372,600	399,000					
121			373,000	399,400					
122			373,300	399,700					
123			373,600	400,000					
124			373,900	400,300					
125			374,000	400,700					
126			374,100	401,000					
127			374,200	401,300					
128			374,300	401,600					
129			374,500	402,000					
130			374,600	402,300					
131			374,700	402,600					
132			374,800	402,900					
133			374,900	403,300					
134			375,000	403,600					
135			375,100	403,900					
136			375,200	404,200					
137			375,300	404,600					
138			375,400						
139			375,500						
140			375,600						
141			375,700						
142			375,800						
143			375,900						
144			376,000						
145			376,100						
146			376,200						
147			376,300						
148			376,400						
149			376,500						
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第31条に規定する職員を除く。

別表第2 (第2条関係)

交通局企業職給料表(2)

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	139,500	152,900	228,100	257,900	303,900	341,700
	2	140,400	154,700	230,000	259,900	306,200	344,200
	3	141,300	156,500	231,900	261,900	308,500	346,700
	4	142,200	158,400	233,800	263,900	310,800	349,200
	5	143,100	160,100	235,500	265,900	313,000	351,400
	6	144,200	162,000	237,400	268,000	315,200	353,900
	7	145,300	163,900	239,300	270,000	317,500	356,400
	8	146,400	165,800	241,100	272,100	319,800	358,900
	9	147,400	167,600	243,000	273,900	322,100	361,400
	10	148,700	169,500	245,000	275,800	324,300	364,000
	11	150,100	171,400	247,000	277,600	326,600	366,500
	12	151,400	173,300	248,900	279,700	328,900	369,200
	13	152,900	175,100	250,900	281,900	331,200	371,800
	14	154,700	177,000	253,000	284,000	333,500	374,400
	15	156,500	178,900	254,900	286,000	335,800	377,000
	16	158,400	180,800	256,900	288,100	338,100	379,600
再 任 用 員 以 外 の 職 員	17	160,100	182,500	258,900	290,200	340,300	382,300
	18	162,000	184,400	260,800	292,300	342,600	384,800
	19	163,900	186,300	262,600	294,400	344,900	387,300
	20	165,800	188,200	264,700	296,500	347,100	389,800
	21	167,600	189,900	266,900	298,500	349,500	392,300
	22	169,500	191,800	269,000	300,500	351,800	394,600
	23	171,400	193,700	271,000	302,600	354,100	397,000
	24	173,300	195,600	273,100	304,700	356,500	399,400
	25	175,100	197,300	275,200	306,600	358,700	401,900
	26	177,000	199,200	277,300	308,500	361,000	404,200
	27	178,900	201,100	279,400	310,500	363,300	406,500
	28	180,800	203,000	281,500	312,500	365,600	408,800
	29	182,500	204,700	283,500	314,600	367,700	411,200
	30	184,400	206,600	285,400	316,600	369,900	413,200
	31	186,300	208,500	287,400	318,600	372,100	415,200
	32	188,200	210,400	289,400	320,600	374,300	417,200
	33	189,900	212,100	291,300	322,600	376,500	419,300
	34	191,800	214,000	293,200	324,600	378,500	420,500
	35	193,700	215,900	295,200	326,600	380,500	421,800

36	195,600	217,800	297,200	328,500	382,500	423,000
37	197,300	219,500	299,000	330,600	384,300	424,100
38	199,200	221,400	300,900	332,600	386,100	424,900
39	201,100	223,300	302,800	334,500	387,800	425,700
40	203,000	225,200	304,700	336,500	389,500	426,500
41	204,700	226,900	306,600	338,600	391,300	427,100
42	206,600	228,800	308,500	340,600	392,600	427,800
43	208,500	230,600	310,400	342,600	393,900	428,500
44	210,400	232,500	312,300	344,600	395,300	429,200
45	212,100	234,300	314,200	346,600	396,500	429,700
46	214,000	236,100	316,100	348,600	397,400	430,400
47	215,900	238,000	317,900	350,600	398,400	431,100
48	217,800	239,800	319,800	352,600	399,400	431,800
49	219,500	241,700	321,700	354,500	400,400	432,300
50	220,700	243,600	323,400	356,000	401,100	432,900
51	221,900	245,400	325,100	357,500	401,800	433,500
52	223,000	247,300	326,900	359,000	402,600	434,100
53	223,900	249,000	328,500	360,400	403,300	434,800
54	225,000	250,800	329,900	361,600	403,900	435,400
55	226,100	252,400	331,300	362,900	404,500	436,000
56	227,100	254,200	332,800	364,200	405,200	436,600
57	228,000	256,300	334,100	365,500	405,800	437,100
58	229,000	258,200	335,500	366,400	406,400	437,700
59	230,000	260,000	336,900	367,300	407,100	438,300
60	230,800	261,900	338,400	368,200	407,800	438,900
61	231,700	263,600	339,600	369,000	408,300	439,400
62	232,600	265,400	340,700	369,800	408,900	440,000
63	233,300	267,200	341,800	370,600	409,500	440,600
64	234,200	269,000	342,900	371,500	410,200	441,200
65	234,800	270,800	344,100	372,300	410,700	441,700
66	235,500	272,500	345,000	372,900	411,300	442,300
67	236,100	274,300	345,900	373,600	411,900	442,900
68	236,900	276,100	346,800	374,300	412,500	443,500
69	237,500	277,900	347,600	374,800	412,900	444,000
70	238,100	279,600	348,400	375,400	413,500	444,500
71	238,500	281,400	349,200	376,000	414,100	445,000
72	239,100	283,200	350,100	376,700	414,700	445,500
73	239,700	285,000	350,800	377,200	415,100	446,100
74	240,200	286,800	351,400	377,800	415,700	446,600
75	240,700	288,600	352,000	378,400	416,300	447,100

76	241,200	290,400	352,700	379,000	416,900	447,600
77	241,400	292,100	353,200	379,600	417,300	448,200
78		293,800	353,700	380,100	417,900	448,700
79		295,500	354,300	380,600	418,500	449,200
80		297,000	354,900	381,200	419,100	449,700
81		298,600	355,600	381,700	419,500	450,300
82		300,200	356,100	382,200	420,000	450,800
83		301,700	356,700	382,700	420,500	451,300
84		303,400	357,300	383,200	421,000	451,800
85		305,000	357,700	383,800	421,500	452,400
86		306,300	358,200	384,300	422,000	
87		307,500	358,700	384,800	422,500	
88		308,800	359,200	385,300	423,000	
89		310,000	359,700	385,800	423,500	
90		311,100	360,200	386,300	424,000	
91		312,200	360,700	386,800	424,500	
92		313,300	361,200	387,300	425,000	
93		314,200	361,500	387,700	425,500	
94		315,000	361,900	388,200	426,000	
95		315,900	362,400	388,700	426,500	
96		316,800	362,900	389,200	427,000	
97		317,500	363,200	389,600	427,500	
98		318,100	363,600	390,000	428,000	
99		318,700	364,000	390,400	428,500	
100		319,400	364,400	390,800	429,000	
101		319,900	364,900	391,300	429,500	
102		320,500	365,300	391,700	430,000	
103		321,100	365,700	392,100	430,500	
104		321,800	366,100	392,500	431,000	
105		322,300	366,600	393,000	431,400	
106		322,900	367,000	393,400		
107		323,500	367,400	393,800		
108		324,100	367,800	394,200		
109		324,600	368,200	394,700		
110		325,200	368,600	395,100		
111		325,800	369,000	395,500		
112		326,400	369,400	395,900		
113		326,900	369,800	396,400		
114		327,400	370,200	396,800		
115		328,000	370,600	397,200		

	116		328,600	371,000	397,600		
	117		329,000	371,400	398,100		
	118			371,800	398,400		
	119			372,200	398,700		
	120			372,600	399,000		
	121			373,000	399,400		
	122			373,300	399,700		
	123			373,600	400,000		
	124			373,900	400,300		
	125			374,000	400,700		
	126			374,100	401,000		
	127			374,200	401,300		
	128			374,300	401,600		
	129			374,500	402,000		
	130			374,600	402,300		
	131			374,700	402,600		
	132			374,800	402,900		
	133			374,900	403,300		
	134			375,000	403,600		
	135			375,100	403,900		
	136			375,200	404,200		
	137			375,300	404,600		
	138			375,400			
	139			375,500			
	140			375,600			
	141			375,700			
	142			375,800			
	143			375,900			
	144			376,000			
	145			376,100			
	146			376,200			
	147			376,300			
	148			376,400			
	149			376,500			
再任 用職 員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600

備考 この表は、運輸事務職及び車両技術職に適用する。

別表第3 (第2条関係)

交通局企業職給料表(3)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	132,100	145,600	216,100	244,000
	2	133,100	147,200	218,000	246,000
	3	134,100	148,800	219,900	248,000
	4	135,100	150,400	221,700	249,900
	5	136,000	151,800	223,400	251,900
	6	137,200	153,600	225,300	253,900
	7	138,400	155,400	227,200	256,000
	8	139,500	157,200	229,000	258,100
	9	140,500	158,900	230,700	260,000
	10	141,800	160,700	232,600	261,900
	11	143,100	162,500	234,500	263,900
	12	144,400	164,300	236,300	265,900
	13	145,600	166,000	238,100	267,800
	14	147,200	167,800	240,100	269,700
	15	148,800	169,600	242,100	271,600
	16	150,400	171,400	244,100	273,600
再 任 用 員 以 外 の 職 員	17	151,800	173,100	246,200	275,500
	18	153,600	174,900	248,100	277,400
	19	155,400	176,700	250,100	279,300
	20	157,200	178,500	252,100	281,300
	21	158,900	180,200	254,000	283,200
	22	160,700	182,000	255,900	285,100
	23	162,500	183,800	257,800	287,000
	24	164,300	185,600	259,800	288,900
	25	166,000	187,300	261,700	290,900
	26	167,800	189,100	263,600	292,800
	27	169,600	190,900	265,500	294,700
	28	171,400	192,700	267,500	296,600
	29	173,100	194,400	269,300	298,600
	30	174,900	196,200	271,200	300,500
	31	176,700	198,000	273,100	302,400
	32	178,500	199,800	274,900	304,300
	33	180,200	201,500	276,700	306,300
	34	182,000	203,300	278,600	308,200
	35	183,800	205,100	280,500	310,100

36	185,600	206,900	282,300	312,000
37	187,300	208,700	284,000	314,000
38	189,100	210,600	285,900	315,900
39	190,900	212,400	287,700	317,800
40	192,700	214,200	289,600	319,700
41	194,400	215,800	291,300	321,700
42	196,200	217,600	293,200	323,500
43	198,000	219,400	295,100	325,400
44	199,800	221,200	296,900	327,300
45	201,500	222,900	298,600	329,300
46	203,300	224,700	300,400	331,200
47	205,100	226,500	302,200	333,100
48	206,900	228,300	304,000	335,000
49	208,600	230,000	305,800	336,700
50	209,800	231,800	307,300	338,100
51	211,000	233,600	308,900	339,500
52	212,200	235,400	310,500	340,900
53	213,200	237,100	312,000	342,300
54	214,300	238,800	313,400	343,500
55	215,400	240,500	314,800	344,700
56	216,500	242,300	316,200	345,900
57	217,400	243,900	317,400	347,000
58	218,200	245,600	318,800	347,800
59	219,000	247,300	320,200	348,600
60	219,800	249,000	321,600	349,400
61	220,600	250,700	322,800	350,200
62	221,400	252,400	323,900	351,000
63	222,200	254,100	325,000	351,800
64	223,000	255,800	326,100	352,600
65	223,800	257,500	327,100	353,400
66	224,400	259,100	327,900	354,000
67	225,000	260,800	328,700	354,600
68	225,600	262,500	329,500	355,200
69	226,100	264,300	330,200	355,900
70	226,600	265,900	331,000	356,500
71	227,200	267,500	331,800	357,100
72	227,800	269,200	332,600	357,700
73	228,200	270,900	333,200	358,200
74	228,600	272,500	333,800	358,800
75	229,000	274,200	334,400	359,400

76	229,400	275,900	335,000	360,000
77	229,600	277,400	335,500	360,500
78		279,000	336,100	361,000
79		280,600	336,700	361,500
80		282,200	337,300	362,000
81		283,700	337,700	362,600
82		285,200	338,200	363,100
83		286,800	338,700	363,600
84		288,400	339,200	364,100
85		289,900	339,700	364,600
86		291,000	340,200	365,100
87		292,200	340,700	365,600
88		293,400	341,200	366,100
89		294,500	341,600	366,500
90		295,500	342,000	367,000
91		296,500	342,400	367,500
92		297,500	342,800	368,000
93		298,500	343,300	368,300
94		299,300	343,700	368,800
95		300,100	344,100	369,300
96		300,900	344,500	369,800
97		301,500	344,900	370,100
98		302,100	345,300	370,500
99		302,700	345,700	370,900
100		303,300	346,100	371,300
101		303,800	346,500	371,700
102		304,400	346,900	372,100
103		305,000	347,300	372,500
104		305,600	347,700	372,900
105		306,100	348,100	373,300
106		306,700	348,500	373,700
107		307,300	348,900	374,100
108		307,900	349,300	374,500
109		308,400	349,600	374,900
110		308,900	350,000	375,300
111		309,400	350,400	375,700
112		309,900	350,800	376,100
113		310,400	351,100	376,500
114		310,900	351,500	376,900
115		311,400	351,900	377,300

	116		311,900	352,300	377,700
	117		312,400	352,600	378,100
	118			353,000	378,400
	119			353,400	378,700
	120			353,800	379,000
	121			354,100	379,400
	122			354,400	379,700
	123			354,700	380,000
	124			355,000	380,300
	125			355,100	380,700
	126			355,200	381,000
	127			355,300	381,300
	128			355,400	381,600
	129			355,500	381,900
	130			355,600	382,200
	131			355,700	382,500
	132			355,800	382,800
	133			355,900	383,100
	134			356,000	383,400
	135			356,100	383,700
	136			356,200	384,000
	137			356,300	384,300
	138			356,400	
	139			356,500	
	140			356,600	
	141			356,700	
	142			356,800	
	143			356,900	
	144			357,000	
	145			357,100	
	146			357,200	
	147			357,300	
	148			357,400	
	149			357,500	
再任 用職 員		162,200	198,900	219,000	243,400

備考 この表は、自動車運転手、自動車修理員及び誘導員に適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 職員が、この規程による改正前の川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定に基づいて、平成31年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、この規程による改正後の川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

川崎市交通局規程第10号

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年11月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉

手当の支給に関する規程の一部を改正する

規程

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程(昭和38年交通局規程第14号)の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第1号中「100分の106」を「100分の111」に、「100分の185」を「100分の195」に改め、同項第2号中「100分の98.5」を「100分の103.5」に、「100分の106」を「100分の111」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の91」を「100分の96」に改める。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第32号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年11月20日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

宮内西ほか2か所バス停留所上屋設置工事

(2) 履行期間

契約の日から令和2年3月24日まで

(3) 履行場所

川崎市中原区宮内2丁目28番地先ほか2か所

(4) 工事概要

建築工事

下記バス停留所上屋の設置を行う。

ア 宮内西

イ 南平

ウ 春秋苑入口

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。

(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「D」で登録されていること。

(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。

(9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。

3 入札参加申込書等の提出方法・期間

(1) 入札参加申込に必要な書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類

ウ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」の「案件固有書類へのリンク」(以下「案件固有書類へのリンク」)からダウンロードもできます。

(2) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

電話 044-200-2100

(3) 提出期間

令和元年11月20日から令和元年11月26日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 設計図書類の取得

本案件は、設計図書の電子化実施対象案件です。設計図書については、下記6の確認通知書とともに、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに送付します。

当該委任先メールアドレスを登録していない者は、令和元年12月2日の9時から16時までの間に財政局資産管理部契約課（建築契約係）に下記6の確認通知書及び電子媒体（CD-R）を持参し、設計図書の引渡しを受けてください。

5 一般競争入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、申込締切日後1週間以内に送付します。

当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は無効とします。

7 仕様書等の積算に関する質問・回答

所定の質問書を提出することにより、仕様書等の積算に関する質問ができます。

※電子入札システムによる質問回答機能は利用できません。

詳細については、仕様書等に添付されている質問書を御覧ください。

8 入札の手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札書の提出方法

郵便（簡易書留又は一般書留）により提出してください。詳細については「案件固有書類へのリンク」内「郵便入札の実施について（お知らせ）」を御覧ください。また、入札額に相当する積算額が記載されている積算内訳書を同封してください。

なお、積算内訳書の書式は、確認通知を送付する際に添付いたします。

ア 期限

令和元年12月12日 必着

イ 宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

(2) 開札の日時

令和元年12月16日 午前10時00分

(3) 開札の場所

財政局資産管理部契約課建築契約係
(明治安田生命ビル13階)

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「川崎市交通局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を御覧ください。

(2) 配置予定技術者届等の提出

落札候補者は配置予定技術者届等の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、財政局資産管理部契約課（建築契約係 044-200-2100）に下記10の書類を遅くとも翌日正午までに提出してください。

(3) 入札の無効

ア 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 添付又は提出した積算内訳書に不備等のある場合はこれを無効とします。

ウ 設計書等の購入が確認できない者の入札はこれを無効とします。

(設計図書の電子化実施対象案件を除く)

(4) 本工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、工事担当課（まちづくり局施設整備部公共建築担当（川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル9階）電話044-200-2959）です。

※積算疑義申立て制度の詳細については、「川崎市交通局入札情報」の「契約関係規程等」の「川崎市交通局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

10 落札候補者が提出する書類

(1) 配置予定技術者届（第1号様式その1）（交通局所定の様式）

(2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類

ア 監理技術者の場合

配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証(両面)」及び「監理技術者講習修了証(両面)」の写し

※同証で雇用関係を確認できない場合、健康保険被保険者証等の雇用関係を確認できる書類を同時に提出してください。

イ 主任技術者の場合

配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、または建設業法第7条第2号イ、ロ、ハの条件を満たす主任技術者経歴証明書(第2号様式)(交通局所定の様式)

※配置予定技術者届及び主任技術者経歴証明書については、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

(3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証の写し)

健康保険被保険者証の写しを提出できない者は下記の書類の写し

ア 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し

イ 年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し

ウ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し

エ その他雇用関係を確認できる書類

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)

※配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象とな

りますので、十分に御注意ください。

11 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局会計規程第11条に定める有価証券(振替債を除く。)の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

(3) 前払金 有

この工事は中間前払金の適用工事です。詳しくは、「川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程」及び「川崎市交通局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

12 下請負人の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者を下請負人とした場合は、契約違反となる場合がありますので御注意ください。

※平成31年4月1日から、制限の対象を1次下請負人に限らず「全ての下請負人」に拡大しておりますので御注意ください。

13 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得は、財政局資産管理部契約課で閲覧できます。

(4) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管理部契約課になります。

(5) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱(下請等の禁止)

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

- (6) 改元日以後、「平成」と表記されている年又は年度は、「令和」に読み替えてください。

川崎市交通局公告第33号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年11月22日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
営業所排水側溝浚渫及び汚泥収集・運搬業務委託
- (2) 履行場所
局指定場所
- (3) 履行期間
契約締結日から令和2年3月31日まで
- (4) 業務概要
排水管等清掃、受水槽、高架水槽清掃、油水分離槽等浚渫、産業廃棄物(汚泥)収集業務
※ 詳細は、仕様書による。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「屋外清掃」、地域区分「市内」、規模区分「中小企業」で登録されていること。
- (3) 産業廃棄物収集運搬業(汚泥)の許可を神奈川県又は川崎市から受けていること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 仕様書による内容を遵守し、当該委託案件を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び2(3)を証明する書類(神奈川県又は川崎市からの許可証)の写しを提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 原田
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

令和元年11月22日から令和元年11月29日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時

15分まで(土曜日及び祝日・日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和元年12月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 管理担当 木村
電話 044-200-3235

7 一般競争参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年12月13日 午前11時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の2の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局

契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

- (2) 契約書作成
必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第34号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年11月27日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
照明付バス停留所標識購入
- (2) 履行場所
局指定場所
- (3) 履行期限
令和2年3月16日まで
- (4) 調達案件の特質等
仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市【製造の請負・物件供給】有資格業者名簿に、業種「看板標識」種目「看板・表示板」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

- (1) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 原田
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

令和元年11月27日から令和元年12月3日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日・祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和元年12月10日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 施設担当 石渡
電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年12月17日 午後2時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第35号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年11月29日

川崎市交通事業管理者
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎駅東口バス乗り場路面案内補修業務

(2) 履行場所

交通局が指定する場所

(3) 履行期限

令和2年3月31日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「その他業務」種目「その他」で登録されていること。

(3) 地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 仕様書による内容を遵守し、当該業務確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 原田

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

令和元年11月29日から令和元年12月5日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和元年12月13日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 運行担当 村上

電話 044-200-3232

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年12月20日 午後2時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第4号

川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年11月29日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部
を改正する規程

川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年川崎市病院局規程第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

病 院 企 業 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,500	152,900	228,100	257,900	303,900	341,700	373,100	409,900
	2	140,400	154,700	230,000	259,900	306,200	344,200	375,600	413,000
	3	141,300	156,500	231,900	261,900	308,500	346,700	378,200	416,100
	4	142,200	158,400	233,800	263,900	310,800	349,200	380,900	419,300
	5	143,100	160,100	235,500	265,900	313,000	351,400	383,600	422,300
	6	144,200	162,000	237,400	268,000	315,200	353,900	386,300	425,400
	7	145,300	163,900	239,300	270,000	317,500	356,400	389,000	428,500
	8	146,400	165,800	241,100	272,100	319,800	358,900	391,700	431,700
	9	147,400	167,600	243,000	273,900	322,100	361,400	394,200	434,700
	10	148,700	169,500	245,000	275,800	324,300	364,000	397,000	437,800
	11	150,100	171,400	247,000	277,600	326,600	366,500	399,800	440,900
	12	151,400	173,300	248,900	279,700	328,900	369,200	402,500	444,100
	13	152,900	175,100	250,900	281,900	331,200	371,800	405,300	447,200
	14	154,700	177,000	253,000	284,000	333,500	374,400	407,900	450,400
	15	156,500	178,900	254,900	286,000	335,800	377,000	410,600	453,600
	16	158,400	180,800	256,900	288,100	338,100	379,600	413,300	456,800
	17	160,100	182,500	258,900	290,200	340,300	382,300	415,900	459,800
	18	162,000	184,400	260,800	292,300	342,600	384,800	418,600	462,900
	19	163,900	186,300	262,600	294,400	344,900	387,300	421,300	466,100
	20	165,800	188,200	264,700	296,500	347,100	389,800	424,000	469,300
	21	167,600	189,900	266,900	298,500	349,500	392,300	426,500	472,300
	22	169,500	191,800	269,000	300,500	351,800	394,600	429,100	475,400
	23	171,400	193,700	271,000	302,600	354,100	397,000	431,700	478,500
	24	173,300	195,600	273,100	304,700	356,500	399,400	434,300	481,600
	25	175,100	197,300	275,200	306,600	358,700	401,900	436,700	484,700
	26	177,000	199,200	277,300	308,500	361,000	404,200	439,200	487,600
	27	178,900	201,100	279,400	310,500	363,300	406,500	441,700	490,500
	28	180,800	203,000	281,500	312,500	365,600	408,800	444,200	493,500
	29	182,500	204,700	283,500	314,600	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	184,400	206,600	285,400	316,600	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	186,300	208,500	287,400	318,600	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	188,200	210,400	289,400	320,600	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	189,900	212,100	291,300	322,600	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	191,800	214,000	293,200	324,600	378,500	420,500	456,700	504,600
	35	193,700	215,900	295,200	326,600	380,500	421,800	458,300	505,800
	36	195,600	217,800	297,200	328,500	382,500	423,000	459,900	507,000
	37	197,300	219,500	299,000	330,600	384,300	424,100	461,400	508,000
	38	199,200	221,400	300,900	332,600	386,100	424,900	462,200	509,100
	39	201,100	223,300	302,800	334,500	387,800	425,700	463,000	510,200
	40	203,000	225,200	304,700	336,500	389,500	426,500	463,800	511,300
	41	204,700	226,900	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400	512,500
	42	206,600	228,800	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100	513,300
	43	208,500	230,600	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800	514,100
	44	210,400	232,500	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500	514,900
	45	212,100	234,300	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
	46	214,000	236,100	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
	47	215,900	238,000	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
	48	217,800	239,800	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100

	49	219,500	241,700	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
	50	220,700	243,600	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
	51	221,900	245,400	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
	52	223,000	247,300	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
	53	223,900	249,000	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
	54	225,000	250,800	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
	55	226,100	252,400	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
	56	227,100	254,200	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
	57	228,000	256,300	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
	58	229,000	258,200	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
	59	230,000	260,000	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
	60	230,800	261,900	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
	61	231,700	263,600	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
	62	232,600	265,400	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
	63	233,300	267,200	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
	64	234,200	269,000	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
	65	234,800	270,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
	66	235,500	272,500	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
	67	236,100	274,300	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
	68	236,900	276,100	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
	69	237,500	277,900	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
	70	238,100	279,600	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
	71	238,500	281,400	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
	72	239,100	283,200	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
再任 用職 員以 外の 職員	73	239,700	285,000	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
	74	240,200	286,800	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
	75	240,700	288,600	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
	76	241,200	290,400	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
	77	241,400	292,100	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
	78		293,800	353,700	380,100	417,900	448,700		
	79		295,500	354,300	380,600	418,500	449,200		
	80		297,000	354,900	381,200	419,100	449,700		
	81		298,600	355,600	381,700	419,500	450,300		
	82		300,200	356,100	382,200	420,000	450,800		
	83		301,700	356,700	382,700	420,500	451,300		
	84		303,400	357,300	383,200	421,000	451,800		
	85		305,000	357,700	383,800	421,500	452,400		
	86		306,300	358,200	384,300	422,000			
	87		307,500	358,700	384,800	422,500			
	88		308,800	359,200	385,300	423,000			
	89		310,000	359,700	385,800	423,500			
	90		311,100	360,200	386,300	424,000			
	91		312,200	360,700	386,800	424,500			
	92		313,300	361,200	387,300	425,000			
	93		314,200	361,500	387,700	425,500			
	94		315,000	361,900	388,200	426,000			
	95		315,900	362,400	388,700	426,500			
	96		316,800	362,900	389,200	427,000			
	97		317,500	363,200	389,600	427,500			
	98		318,100	363,600	390,000	428,000			
	99		318,700	364,000	390,400	428,500			
	100		319,400	364,400	390,800	429,000			
	101		319,900	364,900	391,300	429,500			
	102		320,500	365,300	391,700	430,000			

103		321,100	365,700	392,100	430,500				
104		321,800	366,100	392,500	431,000				
105		322,300	366,600	393,000	431,400				
106		322,900	367,000	393,400					
107		323,500	367,400	393,800					
108		324,100	367,800	394,200					
109		324,600	368,200	394,700					
110		325,200	368,600	395,100					
111		325,800	369,000	395,500					
112		326,400	369,400	395,900					
113		326,900	369,800	396,400					
114		327,400	370,200	396,800					
115		328,000	370,600	397,200					
116		328,600	371,000	397,600					
117		329,000	371,400	398,100					
118			371,800	398,400					
119			372,200	398,700					
120			372,600	399,000					
121			373,000	399,400					
122			373,300	399,700					
123			373,600	400,000					
124			373,900	400,300					
125			374,000	400,700					
126			374,100	401,000					
127			374,200	401,300					
128			374,300	401,600					
129			374,500	402,000					
130			374,600	402,300					
131			374,700	402,600					
132			374,800	402,900					
133			374,900	403,300					
134			375,000	403,600					
135			375,100	403,900					
136			375,200	404,200					
137			375,300	404,600					
138			375,400						
139			375,500						
140			375,600						
141			375,700						
142			375,800						
143			375,900						
144			376,000						
145			376,100						
146			376,200						
147			376,300						
148			376,400						
149			376,500						
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第39条に規定する職員を除く。

別表第2 (第2条関係)

病 院 企 業 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	132,100	145,600	216,100	244,000
	2	133,100	147,200	218,000	246,000
	3	134,100	148,800	219,900	248,000
	4	135,100	150,400	221,700	249,900
	5	136,000	151,800	223,400	251,900
	6	137,200	153,600	225,300	253,900
	7	138,400	155,400	227,200	256,000
	8	139,500	157,200	229,000	258,100
	9	140,500	158,900	230,700	260,000
	10	141,800	160,700	232,600	261,900
	11	143,100	162,500	234,500	263,900
	12	144,400	164,300	236,300	265,900
	13	145,600	166,000	238,100	267,800
	14	147,200	167,800	240,100	269,700
	15	148,800	169,600	242,100	271,600
	16	150,400	171,400	244,100	273,600
	17	151,800	173,100	246,200	275,500
	18	153,600	174,900	248,100	277,400
	19	155,400	176,700	250,100	279,300
	20	157,200	178,500	252,100	281,300
	21	158,900	180,200	254,000	283,200
	22	160,700	182,000	255,900	285,100
	23	162,500	183,800	257,800	287,000
	24	164,300	185,600	259,800	288,900
	25	166,000	187,300	261,700	290,900
	26	167,800	189,100	263,600	292,800
	27	169,600	190,900	265,500	294,700
	28	171,400	192,700	267,500	296,600
	29	173,100	194,400	269,300	298,600
	30	174,900	196,200	271,200	300,500
	31	176,700	198,000	273,100	302,400
	32	178,500	199,800	274,900	304,300
	33	180,200	201,500	276,700	306,300
	34	182,000	203,300	278,600	308,200
	35	183,800	205,100	280,500	310,100
	36	185,600	206,900	282,300	312,000
	37	187,300	208,700	284,000	314,000
	38	189,100	210,600	285,900	315,900
	39	190,900	212,400	287,700	317,800
	40	192,700	214,200	289,600	319,700
	41	194,400	215,800	291,300	321,700
	42	196,200	217,600	293,200	323,500
	43	198,000	219,400	295,100	325,400
	44	199,800	221,200	296,900	327,300
	45	201,500	222,900	298,600	329,300
	46	203,300	224,700	300,400	331,200
	47	205,100	226,500	302,200	333,100
	48	206,900	228,300	304,000	335,000

再任 用職 員以 外の 職員	49	208,600	230,000	305,800	336,700
	50	209,800	231,800	307,300	338,100
	51	211,000	233,600	308,900	339,500
	52	212,200	235,400	310,500	340,900
	53	213,200	237,100	312,000	342,300
	54	214,300	238,800	313,400	343,500
	55	215,400	240,500	314,800	344,700
	56	216,500	242,300	316,200	345,900
	57	217,400	243,900	317,400	347,000
	58	218,200	245,600	318,800	347,800
	59	219,000	247,300	320,200	348,600
	60	219,800	249,000	321,600	349,400
	61	220,600	250,700	322,800	350,200
	62	221,400	252,400	323,900	351,000
	63	222,200	254,100	325,000	351,800
	64	223,000	255,800	326,100	352,600
	65	223,800	257,500	327,100	353,400
	66	224,400	259,100	327,900	354,000
	67	225,000	260,800	328,700	354,600
	68	225,600	262,500	329,500	355,200
	69	226,100	264,300	330,200	355,900
	70	226,600	265,900	331,000	356,500
	71	227,200	267,500	331,800	357,100
	72	227,800	269,200	332,600	357,700
	73	228,200	270,900	333,200	358,200
	74	228,600	272,500	333,800	358,800
	75	229,000	274,200	334,400	359,400
	76	229,400	275,900	335,000	360,000
	77	229,600	277,400	335,500	360,500
	78		279,000	336,100	361,000
	79		280,600	336,700	361,500
	80		282,200	337,300	362,000
	81		283,700	337,700	362,600
	82		285,200	338,200	363,100
83		286,800	338,700	363,600	
84		288,400	339,200	364,100	
85		289,900	339,700	364,600	
86		291,000	340,200	365,100	
87		292,200	340,700	365,600	
88		293,400	341,200	366,100	
89		294,500	341,600	366,500	
90		295,500	342,000	367,000	
91		296,500	342,400	367,500	
92		297,500	342,800	368,000	
93		298,500	343,300	368,300	
94		299,300	343,700	368,800	
95		300,100	344,100	369,300	
96		300,900	344,500	369,800	
97		301,500	344,900	370,100	
98		302,100	345,300	370,500	
99		302,700	345,700	370,900	
100		303,300	346,100	371,300	
101		303,800	346,500	371,700	
102		304,400	346,900	372,100	

103			305,000	347,300	372,500
104			305,600	347,700	372,900
105			306,100	348,100	373,300
106			306,700	348,500	373,700
107			307,300	348,900	374,100
108			307,900	349,300	374,500
109			308,400	349,600	374,900
110			308,900	350,000	375,300
111			309,400	350,400	375,700
112			309,900	350,800	376,100
113			310,400	351,100	376,500
114			310,900	351,500	376,900
115			311,400	351,900	377,300
116			311,900	352,300	377,700
117			312,400	352,600	378,100
118				353,000	378,400
119				353,400	378,700
120				353,800	379,000
121				354,100	379,400
122				354,400	379,700
123				354,700	380,000
124				355,000	380,300
125				355,100	380,700
126				355,200	381,000
127				355,300	381,300
128				355,400	381,600
129				355,500	381,900
130				355,600	382,200
131				355,700	382,500
132				355,800	382,800
133				355,900	383,100
134				356,000	383,400
135				356,100	383,700
136				356,200	384,000
137				356,300	384,300
138				356,400	
139				356,500	
140				356,600	
141				356,700	
142				356,800	
143				356,900	
144				357,000	
145				357,100	
146				357,200	
147				357,300	
148				357,400	
149				357,500	
再任用職員		162,200	198,900	219,000	243,400

備考 この表は、業務職員に適用する。

別表第3 (第2条関係)

病 院 企 業 職 給 料 表 (3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	238,600	325,700	382,900	433,500	487,200
	2	241,500	328,500	385,400	436,100	489,600
	3	244,400	331,300	387,900	438,700	492,000
	4	247,300	334,100	390,400	441,300	494,400
	5	250,100	336,900	392,900	443,800	496,700
	6	253,000	339,800	395,500	446,400	499,100
	7	255,900	342,700	398,100	449,000	501,500
	8	258,800	345,600	400,700	451,600	503,900
	9	261,800	348,400	403,300	454,000	506,100
	10	265,100	351,400	405,900	456,400	508,400
	11	268,400	354,400	408,500	458,800	510,700
	12	271,700	357,400	411,100	461,200	513,000
	13	274,900	360,200	413,600	463,500	515,300
	14	277,700	362,800	416,200	465,900	517,600
	15	280,500	365,400	418,800	468,300	519,900
	16	283,300	368,000	421,400	470,700	522,200
	17	285,800	370,500	423,700	473,000	524,500
	18	288,400	373,000	426,300	475,400	526,700
	19	291,000	375,500	428,900	477,800	528,900
	20	293,600	378,000	431,500	480,200	531,100
	21	296,000	380,200	433,800	482,500	533,300
	22	298,600	382,500	436,200	484,800	535,500
	23	301,200	384,800	438,600	487,100	537,700
	24	303,800	387,100	441,000	489,400	539,900
	25	306,200	389,200	443,300	491,500	541,900
	26	308,700	391,300	445,700	493,700	544,000
	27	311,200	393,400	448,100	495,900	546,100
	28	313,700	395,500	450,500	498,100	548,200
	29	316,100	397,500	452,800	500,300	550,100
	30	318,600	399,500	454,800	502,200	551,800
	31	321,100	401,500	456,800	504,100	553,500
	32	323,600	403,500	458,800	506,000	555,200
	33	326,000	405,200	460,800	507,800	556,800
	34		407,200	462,600	509,500	558,400
	35		409,200	464,400	511,200	560,000
	36		411,200	466,200	512,900	561,600
	37		412,900	468,000	514,600	563,000
	38			469,800	516,100	564,300
	39			471,600	517,600	565,600
	40			473,400	519,100	566,900
	41			475,000	520,600	568,100
	42			476,700	521,800	569,100
	43			478,400	523,000	570,100
	44			480,100	524,200	571,100
	45			481,900	525,400	572,100
再任 用職 員以 外の 職員						

46			483,600	526,600	573,100	
47			485,300	527,800	574,100	
48			487,000	529,000	575,100	
49			488,700	530,000	576,100	
50			490,100	531,000	577,000	
51			491,500	532,000	577,900	
52			492,900	533,000	578,800	
53			494,100	534,000	579,700	
54			494,900	535,000	580,600	
55			495,700	536,000	581,500	
56			496,500	537,000	582,400	
57			497,300	538,000	583,300	
58			498,100	539,000	584,200	
59			498,900	540,000	585,100	
60			499,700	541,000	586,000	
61			500,400	542,000	586,900	
62			501,200	543,000	587,800	
63			502,000	544,000	588,700	
64			502,800	545,000	589,600	
65			503,400	545,900	590,500	
66			504,200	546,800	591,400	
67			505,000	547,700	592,300	
68			505,800	548,600	593,200	
69			506,400	549,400	594,100	
70			507,100	550,200	595,000	
71			507,800	551,000	595,900	
72			508,500	551,800	596,800	
73			509,300	552,700	597,700	
74			510,000	553,500	598,600	
75			510,700	554,300	599,500	
76			511,400	555,100	600,400	
77			512,100	556,000	601,300	
78			512,800			
79			513,500			
80			514,200			
81			514,900			
再任用職員		291,400	336,200	382,900	433,000	487,200

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第4 (第2条関係)

病 院 企 業 職 給 料 表 (4)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	139,500	152,900	228,100	257,900	303,900	341,700	373,100
	2	140,400	154,700	230,000	259,900	306,200	344,200	375,600
	3	141,300	156,500	231,900	261,900	308,500	346,700	378,200
	4	142,200	158,400	233,800	263,900	310,800	349,200	380,900
	5	143,100	160,100	235,500	265,900	313,000	351,400	383,600
	6	144,200	162,000	237,400	268,000	315,200	353,900	386,300
	7	145,300	163,900	239,300	270,000	317,500	356,400	389,000
	8	146,400	165,800	241,100	272,100	319,800	358,900	391,700
	9	147,400	167,600	243,000	273,900	322,100	361,400	394,200
	10	148,700	169,500	245,000	275,800	324,300	364,000	397,000
	11	150,100	171,400	247,000	277,600	326,600	366,500	399,800
	12	151,400	173,300	248,900	279,700	328,900	369,200	402,500
	13	152,900	175,100	250,900	281,900	331,200	371,800	405,300
	14	154,700	177,000	253,000	284,000	333,500	374,400	407,900
	15	156,500	178,900	254,900	286,000	335,800	377,000	410,600
	16	158,400	180,800	256,900	288,100	338,100	379,600	413,300
	17	160,100	182,500	258,900	290,200	340,300	382,300	415,900
	18	162,000	184,400	260,800	292,300	342,600	384,800	418,600
	19	163,900	186,300	262,600	294,400	344,900	387,300	421,300
	20	165,800	188,200	264,700	296,500	347,100	389,800	424,000
	21	167,600	189,900	266,900	298,500	349,500	392,300	426,500
	22	169,500	191,800	269,000	300,500	351,800	394,600	429,100
	23	171,400	193,700	271,000	302,600	354,100	397,000	431,700
	24	173,300	195,600	273,100	304,700	356,500	399,400	434,300
	25	175,100	197,300	275,200	306,600	358,700	401,900	436,700
	26	177,000	199,200	277,300	308,500	361,000	404,200	439,200
	27	178,900	201,100	279,400	310,500	363,300	406,500	441,700
	28	180,800	203,000	281,500	312,500	365,600	408,800	444,200
	29	182,500	204,700	283,500	314,600	367,700	411,200	446,500
	30	184,400	206,600	285,400	316,600	369,900	413,200	448,700
	31	186,300	208,500	287,400	318,600	372,100	415,200	450,900
	32	188,200	210,400	289,400	320,600	374,300	417,200	453,100
	33	189,900	212,100	291,300	322,600	376,500	419,300	455,100
	34	191,800	214,000	293,200	324,600	378,500	420,500	456,700
	35	193,700	215,900	295,200	326,600	380,500	421,800	458,300
	36	195,600	217,800	297,200	328,500	382,500	423,000	459,900
	37	197,300	219,500	299,000	330,600	384,300	424,100	461,400
	38	199,200	221,400	300,900	332,600	386,100	424,900	462,200
	39	201,100	223,300	302,800	334,500	387,800	425,700	463,000
	40	203,000	225,200	304,700	336,500	389,500	426,500	463,800
	41	204,700	226,900	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400
	42	206,600	228,800	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100
	43	208,500	230,600	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800
	44	210,400	232,500	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500
	45	212,100	234,300	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100
	46	214,000	236,100	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800
	47	215,900	238,000	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500
	48	217,800	239,800	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200

	49	219,500	241,700	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800
	50	221,400	243,600	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500
	51	223,300	245,400	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200
	52	225,200	247,300	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900
	53	226,900	249,000	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500
	54	228,800	250,800	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200
	55	230,600	252,400	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900
	56	232,500	254,200	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600
	57	234,300	256,300	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200
	58	236,100	258,200	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900
	59	238,000	260,000	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600
	60	239,800	261,900	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300
	61	241,700	263,600	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900
	62	243,600	265,400	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500
	63	245,400	267,200	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100
	64	247,300	269,000	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700
	65	249,000	270,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200
	66	250,800	272,500	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800
	67	252,400	274,300	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400
	68	254,200	276,100	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000
	69	256,300	277,900	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500
	70	258,200	279,600	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100
	71	260,000	281,400	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700
	72	261,900	283,200	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300
	73	263,600	285,000	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800
	74	265,400	286,800	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400
	75	267,200	288,600	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000
	76	269,000	290,400	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600
	77	270,800	292,100	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100
	78		293,800	353,700	380,100	417,900	448,700	
	79		295,500	354,300	380,600	418,500	449,200	
	80		297,000	354,900	381,200	419,100	449,700	
	81		298,600	355,600	381,700	419,500	450,300	
	82		300,200	356,100	382,200	420,000	450,800	
	83		301,700	356,700	382,700	420,500	451,300	
	84		303,400	357,300	383,200	421,000	451,800	
	85		305,000	357,700	383,800	421,500	452,400	
	86		306,300	358,200	384,300	422,000		
	87		307,500	358,700	384,800	422,500		
	88		308,800	359,200	385,300	423,000		
	89		310,000	359,700	385,800	423,500		
	90		311,100	360,200	386,300	424,000		
	91		312,200	360,700	386,800	424,500		
	92		313,300	361,200	387,300	425,000		
	93		314,200	361,500	387,700	425,500		
	94		315,000	361,900	388,200	426,000		
	95		315,900	362,400	388,700	426,500		
	96		316,800	362,900	389,200	427,000		
	97		317,500	363,200	389,600	427,500		
	98		318,100	363,600	390,000	428,000		
	99		318,700	364,000	390,400	428,500		
	100		319,400	364,400	390,800	429,000		
	101		319,900	364,900	391,300	429,500		
	102		320,500	365,300	391,700	430,000		
	103		321,100	365,700	392,100	430,500		
	104		321,800	366,100	392,500	431,000		

再任
用職
員以
外の
職員

	105		322,300	366,600	393,000	431,400		
	106		322,900	367,000	393,400			
	107		323,500	367,400	393,800			
	108		324,100	367,800	394,200			
	109		324,600	368,200	394,700			
	110		325,200	368,600	395,100			
	111		325,800	369,000	395,500			
	112		326,400	369,400	395,900			
	113		326,900	369,800	396,400			
	114		327,400	370,200	396,800			
	115		328,000	370,600	397,200			
	116		328,600	371,000	397,600			
	117		329,000	371,400	398,100			
	118			371,800	398,400			
	119			372,200	398,700			
	120			372,600	399,000			
	121			373,000	399,400			
	122			373,300	399,700			
	123			373,600	400,000			
	124			373,900	400,300			
	125			374,000	400,700			
	126			374,100	401,000			
	127			374,200	401,300			
	128			374,300	401,600			
	129			374,500	402,000			
	130			374,600	402,300			
	131			374,700	402,600			
	132			374,800	402,900			
	133			374,900	403,300			
	134			375,000	403,600			
	135			375,100	403,900			
	136			375,200	404,200			
	137			375,300	404,600			
	138			375,400				
	139			375,500				
	140			375,600				
	141			375,700				
	142			375,800				
	143			375,900				
	144			376,000				
	145			376,100				
	146			376,200				
	147			376,300				
	148			376,400				
	149			376,500				
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900

備考 この表は、薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行し、改正後の川崎市病院局企業職員給与支給規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 職員が、この規程による改正前の川崎市病院局企業職員給与支給規程の規定に基づいて、平成31年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、この規程による改正後の川崎市病院局企業職員給与支給規程の規定による給与の内払とみなす。

川崎市病院局規程第5号

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年11月29日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程

(川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部改正)

- 第1条 川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第26号）の一部を次のように改正する。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第7条関係）

年齢別最低保障額表

採用年齢	金 額
18歳	134,100円
19歳	137,200円
20歳	140,500円
21歳	143,100円
22歳	147,200円
23歳	150,400円
24歳	153,600円
25歳	158,900円
26歳	162,500円
27歳	167,800円
28歳	171,400円
29歳	174,900円
30歳	178,500円
31歳	182,000円
32歳	185,600円
33歳	189,100円
34歳	194,400円
35歳	198,000円
36歳	201,500円
37歳	205,100円

38歳	208,600円
39歳	209,800円
40歳以上	211,000円

別表第9第1号中

「

68	50
69	50
70	50
71	51
72	51
73	51
74	52
75	52
76	52
77	53

」

を

「

68	49
69	50
70	50
71	50
72	50
73	51
74	51
75	51
76	51
77	52

」

に改める。

別表第9第2号中

「

68	50
69	50
70	50
71	51
72	51
73	51
74	52
75	52
76	52
77	53

」

を

68	49
69	50
70	50
71	50
72	50
73	51
74	51
75	51
76	51
77	52

第2条 川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第8中

134,100円
137,200円

を

138,400円
138,400円

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公表の日から施行し、改正後の川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定による改正後の規程の規定は、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。

3 この規程の施行の日から令和2年3月31日までの間

において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

川崎市病院局規程第6号

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年11月29日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程(平成17年川崎市病院局規程第33号)の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第1号中「100分の106」を「100分の111」に、「100分の185」を「100分の195」に改め、同項第2号中「100分の98.5」を「100分の103.5」に、「100分の106」を「100分の111」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の91」を「100分の96」に改める。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第30号

入 札 公 告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年11月20日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総 則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(以下「建築契約係」といいます。)

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階 電話044-200-2100

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧

することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受付けます。

イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 入札及び開札について

ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係
(川崎市川崎区宮本町1番地)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著

しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。詳細については、各案件の「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院北側擁壁改修工事
	履行場所	川崎市中原区井田2丁目27番1号
	契約期間	契約の日から令和2年3月16日まで
競争参加資格	(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「一般土木」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
申込締切日	令和元年11月26日(火)まで受け付けます。	
予定価格	公表しません。	
入札保証金	免除とします。	
最低制限価格	設定します。	
郵便入札締切日	令和元年12月12日(木)必着	
開札日	令和元年12月16日(月)午前10時00分	

川崎市病院局公告第31号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年11月25日

川崎市病院事業管理者 増田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/>

[contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html))

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行する

こと。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた

旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する尿流量測定装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期限	契約締結日から令和2年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年11月25日から令和元年12月2日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年12月9日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する成人用人工呼吸器の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和2年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年11月25日から令和元年12月2日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年12月9日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する液体ヘリウムの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和2年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「薬品」 種目 「ガス」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年11月25日から令和元年12月2日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年12月9日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院で使用する超音波画像診断装置の調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から令和2年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年11月25日から令和元年12月2日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年12月9日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第12号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により措置命令を行ったので、消防法第17条の4第3項において準用する消防法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年11月21日

川崎市消防長 原 悟 志

- 1 防火対象物の名称及び所在地
ハートセラピーセンター久末
川崎市高津区久末2212番地1
- 2 命令を受けた者
特定非営利活動法人ハートセラピー川崎21
理事長 小川 榮一
- 3 命令の内容
令和2年2月19日までにスプリンクラー設備を設置すること。
- 4 命令を行った日
令和元年11月21日

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第16号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和元年11月19日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 1 日 時 令和元年11月26日（火）14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6会議室
- 3 議 事
議案第50号 教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第51号 通学区域の一部変更について（野川小・西野川小・南野川小学校区）
- 4 その他報告等

教 育 委 員 会 訓 令

川崎市教育委員会訓令第1号

事務局各課

各教育機関

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年11月27日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令

教員特殊業務手当の支給に関する規程（平成20年川崎市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号ア中「受ける者」の次に「（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第3項に規定する長期にわたる研修（以下「長期研修」という。）として川崎市立川崎高等学校附属中学校に派遣されている者を除く。）及び長期研修として川崎市立川崎高等学校に派遣されている者」を加え、同号イ中「除く。」の次に「並びに長期研修として川崎市立川崎高等学校附属中学校に派遣されている者」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の訓令の規定は、平成31年4月1日から適用する。

監 査 公 表

1 川監公第7号

令和元年12月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

<p>1 監査の種別 定期(財務)監査</p> <p>2 監査の対象 総務企画局、財政局、臨海部国際戦略本部</p> <p>3 監査の範囲 平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行(必要に応じて他の年度も対象とした。)</p> <p>4 監査の期間 令和元年9月2日から同年11月26日まで</p> <p>5 監査の方法 収入、支出、契約、契約、財産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、抽出により関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。</p> <p>6 監査の結果 監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。 財務関係法令等に基づき手続を適正に行われたい。</p> <p>(1) 戻入未済に係る債権管理を適正に行うべきもの 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第159条によると、歳出の誤払いがあったときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入することとされている。また、同施行令第160条によると、当該戻入金で出納閉鎖後に係るものについては、現年度の歳入とすることとされている。 給与の支出に係る戻入金をみとところ、出納閉鎖後に係る戻入未済分について、現年度の調定を行っていない事例があった。</p>	<p>戻入未済に係る債権管理を適正に行われたい。 (総務企画局人事部総務事務センター)</p> <p>(2) 支出事務を適正に行うべきもの 川崎市金銭会計規則(昭和39年規則第31号)第80条によると、支出命令者は請求者が正当な債権者であること等について調査し、適正と認めるときは、速やかに支出命令書を作成し、手続を行うこととされている。 雑誌の購入に係る支出をみとところ、既に支出が完了し市の債務がなくなっていた案件について、再度支出していた事例があった。 支出事務を適正に行われたい。 (総務企画局シテイプロモーション推進室)</p> <p>(3) 予算執行何等の手続を適正に行うべきもの 川崎市予算及び決算規則(平成7年規則第10号)第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行何を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第25条によると、支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、相当長期間(6か月以上)にわたり予算執行何等を作成していない事例があった。 予算執行何等の手続を適正に行われたい。 (総務企画局危機管理室)</p> <p>(4) 前渡金の精算事務を適正に行うべきもの 川崎市金銭会計規則第95条によると、前渡金管理者は、毎月必要とする前渡金にあっては翌月7日までに、その他のものについてはその用件終了後7日以内に前渡金精算書を作成し、領収書その他の証拠書類とともに速やかに会計管理者等に提出しなければならないとされている。</p>
--	--

前渡口座をみたところ、給与計算後に減額を要することが判明した事例において、減額分を除いて支出を行ったものの、それにより生じた残金の戻入処理を行っていない事例があった。

前渡金の精算事務を適正に行われたたい。
(総務企画局人事総務事務センター)

(5) その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

これらのうちいくつかは従来から繰り返し発生している事例であり、財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 正確な額で費用負担を求めべきもの

(ア) 人事評価システムの運用に伴う病院局の費用負担のうち、協定書により実際に作業を要した件数に応じた費用を請求すべき部分について、予算における見込件数により請求していた事例
(総務企画局人事課)

(イ) 電子調達システム保守業務委託等に伴う上下水道局の費用負担について、協定書により前年度の入札件数に応じた費用を請求すべきところ、前々年度の入札件数に応じた費用を請求していた事例
(財政局資産管理部契約課)

(ウ) 川崎市優良業者表彰に伴う上下水道局の費用負担について、誤った表彰者数に基づいた算定により請求していた事例
(財政局資産管理部検査課)

イ 適正な所属年度により調定を行うべきもの

派遣職員に係る派遣先市町村からの旅費負担金収入について、調定すべき年度を誤っていた事例

(総務企画局危機管理室)

ウ 減免事務を適正に行うべきもの

固定資産税・都市計画税減免事務取扱要領に定められている減免申請管理台帳を作成していなかった事例
(財政局かわさき市税事務所資産税課)

エ 徴収猶予に係る事務を適正に行うべきもの

固定資産税・都市計画税の徴収猶予期間延長の決裁文書について、延長期間と延滞金の免除に係る記載に誤りがあった事例
(財政局みぞのくち市税事務所納税課)

オ 所得税の源泉徴収事務を適正に行うべきもの

個人事業主である公認会計士に対する委託料の支払いにおいて、所得税の源泉徴収を行っていなかった事例
(総務企画局行政改革マネジメント推進室)

カ 備品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 不用の決定及び処分を行わずに廃棄していた事例
(総務企画局情報管理部公文書館、危機管理室、財政局財政部資金課、臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部)

(イ) 所在が不明となっていた事例
(財政局みぞのくち市税事務所市民税課、同こすぎ市税分室)

(ウ) 保管換えの手続を行っていなかった事例
(総務企画局シテイプロモーション推進室、都市政策部企画調整課、危機管理室)

(エ) 職員が専用で使用する机を備品整理簿に登録していなかった事例
(財政局みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室)

キ 消耗品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 切手その他消耗品について、物品交付請求手続を行っていないかっ
たこと等により、消耗品出納簿と実際の数量が一致していないかっ
た事例

(総務企画局総務部庶務課、臨海部国際戦略本部国際戦略推進部、
同キングスカイフロントマネジメントセンター)

(イ) 消耗品出納簿に登録しなければならぬ消耗品について登録して
いない事例

(総務企画局人事課、同職員厚生課、危機管理室)

1 川 監 公 第 8 号

令和元年12月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

1	監査の種別	
	財政援助団体等監査	
2	監査の対象	
(1)	財政援助団体	
ア	公益社団法人川崎市医師会 (所管部局 健康福祉局保健医療政策室、同保健所健康増進課)	
(2)	出資団体	
ア	川崎アゼリア株式会社 (所管部局 経済労働局産業振興部商業振興課)	
イ	公益財団法人川崎市身体障害者協会 (所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)	
(3)	指定管理者	
ア	公益財団法人神奈川県労働福祉協会 川崎市立労働会館 川崎市生活文化会館 (所管部局 経済労働局労働雇用部)	
イ	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 特別養護老人ホーム長沢壮寿の里 川崎市特別養護老人ホームひらまの里 川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里 (所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)	
ウ	社会福祉法人和楽会 川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎 (所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)	
エ	社会福祉法人セイワ	

3 監査の範囲

主として平成30年度執行に係る出納その他の事務

ならないとされている。休日（夜間）急患診療所運営補助金の実績

報告書をみたところ、次の事例があった。

市は、公益社団法人川崎市医師会に対し、適正な実績報告書を提出するよう求めるとともに、団体が保有する資料を確認するなど適切に審査されたい。

(ア) 法人本部経費に含まれる駐車場代など補助対象外の経費が含まれていた事例

(イ) 旅費交通費など一部の科目について集計が誤っていた事例

(公益社団法人川崎市医師会)

(健康福祉局保健医療政策室)

(2) 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 負担金の対象経費の算定を適正に行うべきもの

川崎駅東口広場地下街公共地下歩道負担金の協定書によると、負担金の対象となる公共地下歩道は、通路、広場、階段等とされ、市が別途委託するエスケーター等については対象から除外するとされている。また、負担金の対象は、公共地下歩道を公共の用に供するために必要な清掃、警備保安、照明等の経費とされ、負担金の算定基礎となる共同管理経費に公共地下歩道面積の地下街対象面積（地下街面積から公共駐車場等の面積を除いたもの。以下同じ。）に対する割合を乗じて算出した金額に、更に利用目的の割合等を乗じて算出されている。

負担金の算定についてみたところ、公共地下歩道面積にテナント等が専用する面積の一部が含まれていた。また、協定書に定めた地下街対象面積の区域と共同管理経費の会計上の区分とが整合していなかったことにより、負担金に市の委託料に含まれる経費の一部が算入され、一方で負担金に算入されるべき経費の一部が算入されていなかった。

4 監査の期間

令和元年9月2日から同年11月26日まで

5 監査の方法

財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督等を行っているかについて、抽出により関係書類の審査を行うとともに、現地を調査し、関係者から説明を聴取した。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

なお、今回対象となった指定管理者が管理を行う公の施設に共通して、所管部局と指定管理者との連携及び情報共有並びに所管部局による施設等の状況把握が必ずしも十分とは言えず、その結果として改善措置を要する状況に至ったものと思われる事例も見受けられた。市は、今回対象となった施設のみならず、多くの施設が指定管理者制度を導入してから相当期間を経過していることも考慮し、改めて指導監督体制の充実を図られたい。

(1) 財政援助団体及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 適正な実績報告書の提出を求め、適切に審査すべきもの

川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年規則第7号）第1条によると、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果及び補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書に市長が必要と認められる書類を添付して市長に報告しなければ

市は、川崎アゼリア株式会社と協議して、公共地下歩道面積の算定を適正に行うとともに、委託料に係る経費の取扱いと地下街対象面積の取扱いを整理し、負担金の算定を適正に行われた。

(川崎アゼリア株式会社)

(経済労働局産業振興部商業振興課)

イ 財務諸表に対する注記を適正に記載すべきもの
 会社法（平成17年法律第86号）により作成が義務付けられている各事業年度に係る計算書類のうち個別注記表については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）において、関連当事者との取引に関する注記その他の表示すべき項目が定められており、開示対象となる関連当事者の取引の範囲や開示する項目については、関連当事者の開示に関する会計基準及びその適用指針に記載されている。

川崎アゼリア株式会社の損益計算書及びその個別注記表をみたところ、損益計算書の営業外収益に、関連当事者である市との重要な取引に該当する公共歩道維持管理負担金が計上されているものの、個別注記表に関連当事者との取引に関する注記が表示されていないなかった。

市は、川崎アゼリア株式会社に対し、関連当事者の概要、会社と関連当事者との関係、取引の内容その他必要な事項を個別注記表に表示するよう指導されたい。

(川崎アゼリア株式会社)

(経済労働局産業振興部商業振興課)

ウ その他改善を要するもの
 軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 賞与引当金を計上すべきもの

公益法人会計基準に基づき作成した貸借対照表について、負債の部

に賞与引当金が計上されていないなかった事例

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(3) 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 指定管理者の収入として適正に計上すべきもの

川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園の指定管理に関する協定書によると、自動販売機の設置による収益は指定管理者の収入とするものとされている。

自動販売機の設置による収益についてみたところ、当該収益は職員の福利厚生目的の親睦会の口座に入金されていた。

市は、自動販売機の設置による収益の状況を確認するとともに、指定管理者に対し、指定管理者の収入として適正に計上するよう指導された。

い。(社会福祉法人照陽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

イ 指定管理業務に係る収支の区分を明確にすべきもの

川崎市立労働会館で指定管理者が開催する各種講座は、自主事業に位置付けられており、川崎市立労働会館の管理に関する基本協定書によると、自主事業に係る費用は指定管理者の負担とされている。

収支予算書及び収支決算書をみたところ、自主事業に係る収支が指定管理業務に係る収支と区分されておらず、自主事業に係る収支を含む業務全体の収支差額によって指定管理料が算定されていた。

市は、指定管理者に対し、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支の区分を明確にするよう指導するとともに、指定管理業務に係る収支を適正に把握されたい。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

ウ 指定管理業務に係る収支の状況を適正に把握すべきもの

川崎市生活文化会館で指定管理者が開催する各種講座は、指定管理業務のうち指定管理者が企画する業務である提案事業に位置付けられており、指定管理料は、収支予算書において定めた提案事業を含む指定管理業務全体の収支差額によって算定されている。

収支予算書及び収支決算書をみたとところ、指定管理料の算定後において講座の大幅な変更が行われていたが、その収支の変更について市の確認が行われていなかった。

市は、指定管理者に対し、提案事業に係る収支の報告を求めるなど、指定管理業務に係る収支の状況を適正に把握されたい。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

エ 正確な収支状況を把握すべきもの

事業報告書における収支状況を確認したところ、次の事例があった。市は、指定管理者に対し、正確な収支状況を報告するよう求めるとともに、収支状況の確認を適切に行われたい。

(ア) 川崎市生活文化会館の事例

公租公課その他複数の科目に計上誤りがあった。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

(イ) 川崎市特別養護老人ホームすすみよしの事例

施設整備等補助金収入に計上誤りがあった。

(社会福祉法人セイワ)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(ウ) 川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園の事例

補助金事業収入その他複数の科目に計上誤りがあった。

(社会福祉法人照陽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(エ) 川崎市特別養護老人ホームしゅくがわらの事例

退職金に計上誤りがあった。

(社会福祉法人鈴保福祉会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(オ) 井田老人デイサービスセンターの事例

業務委託料その他多くの科目に計上誤りがあった。

(特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

オ 事業年度における支出を適正に把握すべきもの

公益法人会計基準によると、一般正味財産増減の部は、経常収益及び経常費用を記載して、当期経常増減額を表示し、これに経常外増減に属する項目を加減して当期一般正味財産増減額を表示するとともに、更に、これに一般正味財産期首残高を加算して一般正味財産期末残高を表示しなければならぬとされている。

川崎市中部身体障害者福祉会館の収支報告書、法人決算書及び総勘定元帳を突合したところ、指定管理者は、一般正味財産から充当する特定資産のうち車輛購入準備積立預金の積立額を、指定管理業務に係る収支報告書では経常費用に計上しており、市は、これを当該事業年度における支出として把握し、評価を行っていた。

一般正味財産から充当する特定資産の積立額を当該事業年度に要した

費用であるかのように記載することは妥当ではない。市は、指定管理者
 に対し、各事業年度における支出を適正に記載した収支報告書を提出す
 るよう求めるとともに、収支報告の確認を確実に行われたい。

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

カ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 収納金の管理を適正に行うべきもの

川崎市生活文化会館において、翌日までに取引金融機関に預け入れ
 ることとされている駐車場利用料に係る収納金を、月末において一括
 して収納して預け入れを行っていた事例

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

(イ) 旅費事務を適正に行うべきもの

川崎市聴覚障害者情報文化センターにおいて、職員への旅費の支給
 を改正前の規定に基づいて行っていた事例

(社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(ウ) 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

a 川崎市立労働会館の事例

(a) 市の備品整理簿に記載されている備品が廃棄により不存在であ
 った。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に記載さ
 れていなかった。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

b 川崎市生活文化会館の事例

(a) 市の備品整理簿に記載されている備品が廃棄により不存在であ
 った。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に記載さ
 れていなかった。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

c 川崎市特別養護老人ホームひらまの里の事例

市の備品整理簿に記載されている備品が廃棄により不存在であつ
 た。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

d 川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里の事例

市の備品整理簿に記載されている備品が廃棄により不存在であつ
 た。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

e 川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎の事例

市の備品整理簿に記載されている備品が廃棄により不存在であつ
 た。

(社会福祉法人和楽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

f 川崎市特別養護老人ホームすみよしの事例

市の備品整理簿に記載されている備品が廃棄により不存在であつ

川崎市生活文化会館において、事業計画書に記載された事項のうち

実施されていないもの、必要な記録等が作成されていないものがあった事例

た事例

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

(オ) 収支状況の報告について適正に指導すべきもの

特別養護老人ホーム8施設の事業報告書の収支状況報告において、

計上科目の記載について施設ごとの取扱いが異なっていた事例

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(カ) 報告書等の提出を適正に行うべきもの

a 川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里の事例

事故報告書が定められた期間内に提出されていなかった。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

b 川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎の事例

セルフモニタリングに関する報告が定められた期間内に行われていなかった。

(社会福祉法人和楽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

c 川崎市特別養護老人ホームすみよしの事例

事故報告書が定められた期間内に提出されていなかった。

(社会福祉法人セイワ)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

d 井田老人デイサービスセンターの事例

提出することとされている半期分の財務関係資料が提出されていない

た。

(社会福祉法人セイワ)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

g 川崎市特別養護老人ホームしゅくがわらの事例

(a) 市の備品整理簿に記載されている備品が所在不明であった。

(b) 市の備品整理簿に記載されている備品が廃棄により不存在であった。

った。

(社会福祉法人鈴保福祉会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

h 井田老人デイサービスセンターの事例

(a) 市の備品整理簿に記載されている備品が所在不明であった。

(b) 市の備品整理簿に記載されている備品が廃棄により不存在であった。

った。

(c) 指定管理者が持ち込んだ備品及び指定管理者の経費により購入

した備品について指定管理者の備品管理簿が作成されていなかった。

た。

(特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

i 川崎市聴覚障害者情報文化センターの事例

(a) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に記載されていなかった。

(b) 指定管理者に貸与している本市帰属備品が市の備品整理簿に登

載されていなかった。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(エ) 事業計画書で定める業務を適正に実施すべきもの

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体等の概要

1 財政援助団体

(補助金額は平成30年度)

(1) 公益社団法人川崎市医師会

団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和22年11月1日
設立目的	日本医師会及び神奈川県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医師の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。
財政援助の種類	補助金 2億8,619万円
補助金の名称	休日(夜間)急患診療所運営費補助金 2億2,928万円 かわさき健康づくりセンター運営費補助金 5,691万円

2 出資団体

(資本金又は基本財産は平成31年3月31日現在)

(1) 川崎アゼリア株式会社

団体の概要

設立年月日	昭和33年4月18日
設立目的	川崎駅前玄関口の「イメーリアップ」と川崎駅周辺の「商業活性化」を図るための核となる商業施設として機能するとともに、安心・安全・快適な空間を提供し、駅周辺の駐車場不足を解消する地下駐車場を運営することとで、駅周辺の利便性に貢献する。
資本金	50億円
本市の出捐状況	21億4,273万円(42.8%)

(2) 公益財団法人川崎市身体障害者協会

団体の概要

設立年月日	昭和59年3月30日
設立目的	川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行い、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉向上に寄与することを目的とする。
基本財産	1,450万円
本市の出捐状況	1,000万円(68.9%)

なかつた。

(特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(キ) 費用を適正に計上すべきもの

a 川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里の事例

事業報告書の取支状況報告において、租税公課に計上誤りがあった。

た。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

b 三田福祉ホームの事例

資金収支計算書において、保守手数料に計上誤りがあった。

(社会福祉法人ともかわさき)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(ク) 事業を適正に把握すべきもの

川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎において、デジタルサポート事

業が事業計画書等に定められておらず、市が事業を把握していなかつ

た事例

(社会福祉法人和楽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

3 指定管理者

(指定管理料は平成30年度)

(1) 公益財団法人川崎市社会福祉事業団

公の施設の名称 特別養護老人ホーム長沢壮寿の里

川崎市特別養護老人ホームひらまの里

川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里

施設の概要

ア 特別養護老人ホーム長沢壮寿の里

設置目的	本市における高齢者の在宅福祉事業と施設福祉事業の総合的な展開を図ることにより、高齢者に対する保健福祉事業等を一体的に推進し、併せて高齢者の福祉に対する理解と市民の参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進に寄与するため。
設置場所	川崎市多摩区長沢2丁目11番1号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定による老人デイサービス事業(介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。)に関すること。 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関すること。 3 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービスに係る者の入所及び養護に関すること。 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関すること。 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関すること。 7 その他目的達成に必要な事業を行うこと。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	0円

施設の概要

ア 川崎市立労働会館

設置目的	労働組合その他諸団体における文化、懇業、集会等の使用に供し、その他全なる発達を図り、及び労働者のための福利厚生施設の設け、その勤労意欲の向上に資することを目的とする。
設置場所	川崎市川崎区富士見2丁目5番2号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働者のための研修会、講演会等の開催に関すること。 2 施設及び設備を利用すること。 3 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	1億5,290万円

イ 川崎市生活文化会館

設置目的	生活に根ざした文化である技能について、市民の理解を深めるとともに、技能職者相互の交流及び技能水準の向上を図り、もって技能を尊重する社会の形成及び技能の振興に寄与するため。
設置場所	川崎市高津区溝口1丁目6番10号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 技能に関する資料等の収集及び提供に関すること。 2 技能水準の向上を図るための研修会、講演会等の開催に関すること。 3 技能への理解を深めるための行事の開催に関すること。 4 施設及び設備を利用すること。 5 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	4,307万円

(3) 社会福祉法人和楽会

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎

施設の概要

設置目的	老人福祉法第111条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市幸区南加瀬1丁目7番14号
主な事業内容	1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関すること。 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関すること。 3 老人福祉法第111条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関すること。 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関すること。 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	0円

イ 川崎市特別養護老人ホームひらまの里

設置目的	老人福祉法第111条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市中原区上平岡611番地1
主な事業内容	1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関すること。 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関すること。 3 老人福祉法第111条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関すること。 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関すること。 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	0円

ウ 川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里

設置目的	老人福祉法第111条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市多摩区中野島6丁目13番5号
主な事業内容	1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関すること。 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関すること。 3 老人福祉法第111条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関すること。 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関すること。 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	0円

(4) 社会福祉法人セイイ

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホームすみよし

施設の概要

設置目的	老人福祉法第111条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市中原区本月紙園町2番1号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関すること。 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関すること。 3 老人福祉法第111条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関すること。 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関すること。 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	0円

(5) 社会福祉法人白山福祉会

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホームこだなか

施設の概要

設置目的	老人福祉法第111条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市中原区上小田中1丁目28番55号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関すること。 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関すること。 3 老人福祉法第111条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関すること。 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関すること。 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	0円

(6) 社会福祉法人照陽会

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園

施設の概要

設置目的	老人福祉法第111条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市高津区諏訪2丁目10番15号
主な事業内容	1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関すること。 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関すること。 3 老人福祉法第111条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関すること。 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関すること。 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	0円

(7) 社会福祉法人鈴保福祉会

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら

施設の概要

設置目的	老人福祉法第111条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市多摩区宿河原6丁目20番19号
主な事業内容	1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関すること。 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関すること。 3 老人福祉法第111条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関すること。 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関すること。 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	0円

(8) 特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス

公の施設の名称 井田老人デイサービスセンター

施設の概要

設置目的	高齢者等が地域において健康で安心できる生活を支えるため、保健、医療及び福祉の連携を図ることにより、高齢者等に対する総合的ケアサービスの提供を推進し、もって市民の健康の保持及び福祉の増進に寄与することを目的とする。
設置場所	川崎市中原区井田2丁目27番1号
主な事業内容	1 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供及び研修を受ける状態にある高齢者等の居宅における介護サービス計画の作成に関すること。 2 介護保険法の規定による通所介護及び介護予防通所介護の提供並びに老人福祉法第10条の4第1項第2号の規定により措置を受けた在宅老人又は介護者の通所による便の供与に関すること。 3 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。 4 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関すること。 5 その他目的達成に必要な事業を行うこと。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	0円

(9) 社会福祉法人ともかわさき

公の施設の名称 三田福祉ホーム

施設の概要

設置目的	心身障害者(その難いのある者を含む。)に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市多摩区三田2丁目3255番地
主な事業内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第1123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第28項の規定に基づき、障害者に対し適切な管理の下に、居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与すること。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	1,424万円

(10) 公益財団法人川崎市身体障害者協会

公の施設の名称 川崎市中部身体障害者福祉会館

施設の概要

設置目的	身体障害者の自立更生を援助するとともに、身体障害者の福祉に係る地域活動を促進し、もって地域における身体障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区小杉町2丁目14番地1
主な事業内容	1 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと。 2 身体障害者の日常生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施に関すること。 3 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に関すること。 4 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。 5 障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業に関すること。 6 身体障害者福祉団体等の行う身体障害者の福祉に係る地域活動を促進するのために必要な便宜を供与すること。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	2,061万円

(11) 社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会

公の施設の名称 川崎市聴覚障害者情報文化センター

施設の概要

設置目的	聴覚障害者に情報提供、情報伝達の支援等を行うことにより、聴覚障害者の自立と社会参加を促進し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区井田三舞町14番16号
主な事業内容	1 聴覚障害者のための録画物の製作、貸出し等聴覚障害者への情報提供に関すること。 2 手話通訳者又は要約筆記者の派遣等聴覚障害者の情報伝達の支援に関すること。 3 聴覚障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと。 4 聴覚障害者の文化、学習及びレクリエーション活動の支援に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	9,106万円

人 事 委 員 会 規 則

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

川崎市人事委員会
委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第6号

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
(川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第12を次のように改める。

別表第12 (第7条関係)
年齢別最低保障額表

採用年齢 歳	金額 円
18	134,100
19	137,200
20	140,500
21	143,100
22	147,200
23	150,400
24	153,600
25	158,900
26	162,500
27	167,800
28	171,400
29	174,900
30	178,500
31	182,000
32	185,600
33	189,100
34	194,400
35	198,000
36	201,500
37	205,100
38	208,600
39	209,800
40歳以上	211,000

別表第13第1号中

「

68	50
69	50
70	50
71	51
72	51
73	51
74	52
75	52
76	52
77	53

」

を

「

「

68	49
69	50
70	50
71	50
72	50
73	51
74	51
75	51
76	51
77	52

」

に改める。

別表第13第2号中

「

68	50
69	50
70	50
71	51
72	51
73	51
74	52
75	52
76	52
77	53

」

を

68	49
69	50
70	50
71	50
72	50
73	51
74	51
75	51
76	51
77	52

に改める。

別表第13第6号中

105	54
106	54
107	54
108	54
109	55
110	55
111	55
112	55
113	56
114	56
115	56
116	56
117	57
118	57
119	57
120	57
121	58
122	58
123	58
124	58
125	59
126	59
127	59
128	59
129	60

を

105	53
106	54
107	54
108	54
109	54
110	54
111	55
112	55
113	55
114	55
115	55
116	56
117	56
118	56
119	56
120	56
121	57
122	57
123	57
124	58
125	58
126	58
127	59
128	59
129	59

に改める。

別表第13第7号中

118	74
119	74
120	74
121	74
122	74
123	75
124	75
125	75
126	75
127	75
128	76
129	76
130	76
131	76

132	76
133	77
134	77
135	77
136	77
137	77
138	77
139	77
140	77
141	77
142	78
143	78
144	78
145	78
146	78
147	78
148	78
149	78
150	78
151	79
152	79
153	79
154	79
155	79
156	79
157	79
158	79
159	79
160	80

」

を

「

118	73
119	74
120	74
121	74
122	74
123	74
124	74
125	75
126	75
127	75
128	75
129	75

130	75
131	76
132	76
133	76
134	76
135	76
136	76
137	77
138	77
139	77
140	77
141	77
142	77
143	77
144	77
145	78
146	78
147	78
148	78
149	78
150	78
151	78
152	78
153	79
154	79
155	79
156	79
157	79
158	79
159	79
160	79

」

に改める。

第2条 川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第12中

「

134,100
137,200

」

を

「

138,400
138,400

」

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定による改正後の規則の規定は、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

川 崎 区 告 示

川崎市川崎区告示第3号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

令和元年11月18日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 2 - 19	令和元年11月15日
川崎 2 - 45	令和元年11月15日

宮 前 区 告 示

川崎市宮前区告示第2号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

令和元年11月25日

川崎市宮前区長 高橋哲也

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 8 - 40	令和元年11月25日

麻 生 区 告 示

川崎市麻生区告示第2号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

令和元年11月25日

川崎市麻生区長 多田貴栄

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 10 - 33	令和元年11月21日

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第72号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第6期	令和元年12月3日 (第6期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第7期	令和元年12月3日 (第7期分)	計31件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第73号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	4 期	令和元年12月 3 日 (4 期)	計26件
平成 31年度	国民健康 保険料	5 期	令和元年12月 3 日 (5 期)	計23件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第74号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第 4 期	令和元年12月 3 日 (第 4 期分)	計 4 件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第75号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第 1 期	令和元年12月 3 日	計 1 件
平成 31年度	国民健康 保険料	第 2 期	令和元年12月 3 日	計 1 件
平成 31年度	国民健康 保険料	第 3 期	令和元年12月 3 日	計 3 件
平成 31年度	国民健康 保険料	第 4 期	令和元年12月 3 日	計 7 件
平成 31年度	国民健康 保険料	第 5 期	令和元年12月 3 日	計74件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第76号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	1 期	令和元年12月 3 日 (第 1 期)	計 2 件
平成 31年度	国民健康 保険料	2 期	令和元年12月 3 日 (第 2 期)	計 1 件
平成 31年度	国民健康 保険料	3 期	令和元年12月 3 日 (第 3 期)	計 4 件
平成 31年度	国民健康 保険料	4 期	令和元年12月 3 日 (第 4 期)	計 3 件
平成 31年度	国民健康 保険料	5 期	令和元年12月 3 日 (第 5 期)	計 1 件
平成 31年度	国民健康 保険料	過随 4 月	令和元年12月 3 日 (過随 4 月)	計 1 件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第77号

国民健康保険料に係る配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規

定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月22日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第27号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市幸区長 関敏秀

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第1期	令和元年12月3日(第1期分)	計20件
平成31年度	国民健康保険料	第2期	令和元年12月3日(第2期分)	計20件
平成31年度	国民健康保険料	第3期	令和元年12月3日(第3期分)	計22件
平成31年度	国民健康保険料	第4期	令和元年12月3日(第4期分)	計23件
平成31年度	国民健康保険料	第5期	令和元年12月3日(第5期分)	計34件
平成31年度	国民健康保険料	過年7月	令和元年12月3日(過年7月分)	計1件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第28号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市幸区長 関敏秀

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第1期	令和元年12月3日(第1期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第2期	令和元年12月3日(第2期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第3期	令和元年12月3日(第3期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第4期	令和元年12月3日(第4期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第5期	令和元年12月3日(第5期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第6期	令和元年12月3日(第6期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第7期	令和元年12月3日(第7期分)	計4件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第29号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市幸区長 関敏秀

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第1期	令和元年12月3日(第1期分)	計4件
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第2期	令和元年12月3日(第2期分)	計4件
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第3期	令和元年12月3日(第3期分)	計4件
平成31年度	後期高齢者医療保険料	第4期	令和元年12月3日(第4期分)	計2件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第29号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康

保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市中原区長 永山実幸

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第1期	令和元年12月3日	計2件
平成31年度	国民健康保険料	第2期	令和元年12月3日	計5件
平成31年度	国民健康保険料	第3期	令和元年12月3日	計8件
平成31年度	国民健康保険料	第4期	令和元年12月3日	計18件
平成31年度	国民健康保険料	第5期	令和元年12月3日	計47件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第30号

次の国民健康保険料に係る滞納処分書類を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市中原区長 永山実幸

国民健康保険料に係る滞納処分書類 計9件

- 1 差押調書（謄本） 4件
- 2 配当計算書（謄本） 5件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第31号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市中原区長 永山実幸

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第7期	令和元年12月3日	計4件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第35号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第1期分	令和元年12月3日 (第1期分)	計2件
平成31年度	国民健康保険料	第2期分	令和元年12月3日 (第2期分)	計5件
平成31年度	国民健康保険料	第3期分	令和元年12月3日 (第3期分)	計6件
平成31年度	国民健康保険料	第4期分	令和元年12月3日 (第4期分)	計6件
平成31年度	国民健康保険料	第5期分	令和元年12月3日 (第5期分)	計61件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第36号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護 保険料	第7期分	令和元年12月3日 (第7期分)	計22件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第37号

次の国民健康保険に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
				計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第38号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手しうる日	件数・備考
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第 4期分	令和元年12月3日 (第4期分)	計2件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第39号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和元年11月25日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第40号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和元年11月25日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

宮 前 区 公 告**川崎市宮前区公告第33号**

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第1期	令和元年12月3日	計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	第2期	令和元年12月3日	計3件
平成 31年度	国民健康 保険料	第3期	令和元年12月3日	計8件
平成 31年度	国民健康 保険料	第4期	令和元年12月3日	計8件
平成 31年度	国民健康 保険料	第5期	令和元年12月3日	計6件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第34号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	第6期	令和元年12月3日 (第6期分)	計1件
平成 31年度	介護保険料	第7期	令和元年12月3日 (第7期分)	計13件

(別紙省略)

宮前区公告第35号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和元年11月21日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に

ついての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

宮前区公告第36号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和元年11月21日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

宮前区公告第37号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和元年11月26日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

宮前区公告第38号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和元年11月26日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第48号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第1期	令和元年12月3日 (第1期分)	計58件
平成 31年度	国民健康 保険料	第2期	令和元年12月3日 (第2期分)	計53件
平成 31年度	国民健康 保険料	第3期	令和元年12月3日 (第3期分)	計61件
平成 31年度	国民健康 保険料	第4期	令和元年12月3日 (第4期分)	計64件
平成 31年度	国民健康 保険料	第5期	令和元年12月3日 (第5期分)	計60件

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第49号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	第6期	令和元年12月3日	10件

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第50号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月22日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成31年度				計1件

（別紙省略）

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第51号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第3期	令和元年12月3日 (第3期分)	計5件
平成 31年度	国民健康 保険料	第4期	令和元年12月3日 (第4期分)	計17件
平成 31年度	国民健康 保険料	第5期	令和元年12月3日 (第5期分)	計68件
平成 31年度	国民健康 保険料	過随9月	令和元年12月3日 (過随9月)	計1件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第52号

次の差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市麻生区長 多田 貴 栄

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第53号

次の配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市麻生区長 多田 貴 栄

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第54号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市麻生区長 多田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	第6期	令和元年12月3日 (第6期分)	計2件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第55号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年11月20日

川崎市麻生区長 多田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手しうる日	件数・備考
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第3期	令和元年12月3日	計1件

(別紙省略)

幸 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市幸区選挙管理委員会告示第18号

令和元年12月1日における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

令和元年11月21日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 佐 脇 久

登録を行う日 令和元年12月2日

高 津 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市高津区選挙管理委員会告示第20号

令和元年12月1日における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のと

おりとします。

令和元年11月20日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 齊 藤 高 輝

登録を行う日 令和元年12月2日

麻生区選挙管理委員会告示

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第17号

令和元年9月1日における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

令和元年8月21日

川崎市麻生区選挙管理委員会

委員長 土 方 茂

登録を行う日 令和元年9月2日

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第18号

川崎市麻生区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

令和元年10月1日

川崎市麻生区選挙管理委員会

委員長 高 橋 洋 子

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	高橋 洋子	麻生区王禅寺東2丁目24番5号
委員長職務代理者	押井 謙吉	麻生区下麻生1丁目6番21-407号 麻生台団地
委 員	田中 延明	麻生区千代ヶ丘7丁目23番地9
委 員	土方 茂	麻生区千代ヶ丘9丁目2番38号

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第19号

令和元年12月1日における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

令和元年11月21日

川崎市麻生区選挙管理委員会

委員長 高 橋 洋 子

登録を行う日 令和元年12月2日

正

誤

川崎市公報第1,780号（令和元年10月10日発行）2993ページ川崎市規則第35号中「及びカ」は「及びオ」の誤り。

